

茨木市

総持寺遺跡 3

摂津富田・茨木間新駅設置工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

2014年10月

公益財団法人 大阪府文化財センター

茨木市

総持寺遺跡 3

摂津富田・茨木間新駅設置工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

序 文

総持寺遺跡は茨木市の市街地に位置する遺跡で、安威川の左岸に広がる富田台地上に立地します。当遺跡の周辺は、今でこそ市街地化が進み、昔の景観を偲ばせる影はほとんどみられません。古墳時代には先進技術を持った多数の人々が住み、大王の墓である前方後円墳が築かれ、飛鳥時代以降には有力氏族の一大集落が展開し、平安時代以降は総持寺の門前町が賑わいをみせていました。これまでに、当遺跡内では数多くの発掘調査がおこなわれ、古墳時代中期の古墳群や平安時代の建物群など、特筆すべき調査成果が挙げられています。

今回報告する当遺跡の調査は、JR 茨木駅と摂津富田駅の間地点に新駅を開設するのに先立って、平成25年度に実施したものです。調査では、弥生時代後期から中世までの生活痕跡を検出し、出土遺物も弥生土器、須恵器、陶磁器と多岐にわたるものでした。これまでの総持寺遺跡の調査が富田台地上を中心におこなわれてきたことを考えれば、台地から西へ下った安威川近辺の地域の調査例は殆どありませんでした。今回の調査成果は、遺跡の評価を考えるうえで重要な意味合いを持つものと思われ、当地域の歴史を解明するうえでの重要な資料を提供するものになるでしょう。

最後になりましたが、発掘調査の実施にあたり、多大なご協力を賜りました大阪府教育委員会、西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所、茨木市教育委員会をはじめとする関係各位に深く謝意を表しますとともに、今後とも当センターの事業により一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

2014年10月

公益財団法人 大阪府文化財センター
理事長 田邊 征夫

例 言

1. 本書は、大阪府茨木市西河原一丁目地内に所在する、総持寺遺跡の発掘調査報告書である。本調査は、公益財団法人 大阪府文化財センターが管理する調査番号では、「総持寺遺跡 13 - 1」にあたる。
2. 調査は、西日本旅客鉄道株式会社の委託を受け、大阪府教育委員会の指導の下、公益財団法人 大阪府文化財センターが実施した。

西日本旅客鉄道株式会社と、公益財団法人 大阪府文化財センターの間で交わされた委託契約の名称は、「摂津富田・茨木間新駅設置工事に伴う総持寺遺跡の埋蔵文化財発掘調査」である。

委託契約期間は、平成 25 年（2013）8 月 1 日～平成 26 年（2014）10 月 31 日で、現地における発掘調査は平成 25 年（2013）8 月 1 日～同年 12 月 27 日と、平成 26 年（2014）2 月 25 日～同年 4 月 25 日の間におこなった。

遺物整理作業は平成 26 年（2014）1 月 6 日～同年 2 月 24 日の間と、同年 4 月 28 日～同年 7 月 31 日の間におこない、平成 26 年（2014）10 月 31 日に本書の刊行を以って完了した。

3. 調査及び整理作業は以下の体制で実施した。

〔平成 25 年度（2013 年度）〕

事務局次長 江浦 洋、調整課長 岡本茂史、調査課長 岡戸哲紀、
調査第二課長補佐 市本芳三、副主査 奥村茂輝

〔平成 26 年度（2014 年度）〕

事務局次長 江浦 洋、調整課長 岡本茂史、調査課長 岡戸哲紀、
調査第一課長補佐 三好孝一、副主査 奥村茂輝、専門員 片山彰一（写真室）、山口誠治（保存室）

4. 遺物写真撮影は写真室でおこなった。
5. 発掘調査及び整理作業の過程で以下の諸氏ならびに機関にご指導・ご教示を賜った。記して感謝の意を表したい。

西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所、茨木市教育委員会、大阪府教育委員会、大鉄工業株式会社土木支店

6. 総持寺遺跡 13 - 1 における航空測量の委託契約名称は「総持寺遺跡（新駅設置）発掘調査に伴う航空測量」である。
7. 本書の執筆・編集は奥村が担当した。
8. 本書に関わる写真・実測図などの記録類は当センターにおいて保管しており、広く活用されることを希望する。

凡 例

1. 遺構実測図の基準高は、東京湾平均海面（T.P.）を使用している。
2. 座標値は世界測地系（測地成果 2000）で表示し、単位はmである。
3. 全体図及び遺構実測図の方位は座標北を示す。
4. 現地調査及び遺物整理に際しては、当センターの『遺跡調査基本マニュアル』2010に準拠した。
5. 土層断面図の土色は小山正忠・竹原秀雄編『新版標準土色帖』2006年度版 農林水産省農林水産技術会議事務局監修・財団法人日本色彩研究所色票監修を用いた。
6. 遺構は、アラビア数字を用いて通し番号で名称を付けており、アラビア数字の後ろに遺構の形態・種類を表す文字を付している。例) 01 流路
7. 遺構番号は調査時に付した番号をそのまま用いている。したがって報告書中の本文・遺構挿図・遺構写真中の遺構番号は、調査時に作成した遺構図面、遺物ラベル、写真・遺物・図面台帳に記されている遺構番号と同一である。
8. 遺構の断面図・平面図は、対象により適宜縮尺を変え掲載しており、図ごとにスケールバーと縮尺を表示している。
9. 遺物実測図の縮尺は4分の1を基本とする。写真図版の遺物はスケールを統一していない。
10. 出土遺物の断面表現については、黒塗りが須恵器・瓷器、白抜きが弥生土器・土師器・瓦器・陶磁器である。
11. 掲載遺物は挿図単位で番号を1から付している。なお、遺物の写真図版の下段に記した番号は、本文挿図中の番号に対応する。
例) 写真図版中に「第13図20」と記された場合、本文挿図中の第13図の20の遺物に対応する。
12. 遺跡分布図や調査位置図で用いた地図は、平成12年国土地理院発行1/25,000地図、茨木市都市整備部都市政策課が作成した1/2,500の都市計画図、もしくは大阪府地図情報システムから得た地図データを使用している。なお個々の挿図に原図の出典を記している。

本文目次

序文
例言
凡例

第1章 調査に至る経緯と経過	1
第2章 調査の方法	3
第1節 発掘調査	3
第2節 整理作業	4
第3章 遺跡の立地と歴史的環境	6
第1節 遺跡の立地	6
第2節 歴史的環境－周辺の遺跡－	6
第3節 総持寺遺跡及び近隣の遺跡における既往の調査	8
第4章 調査成果	10
第1節 1区・2区	10
第2節 3区・4区	29
第5章 総括	51

挿図目次

第1図 遺跡の位置	1
第2図 調査地の位置	2
第3図 調査区の配置	3
第4図 地区割りの方法	4
第5図 周辺の遺跡	7
第6図 1区の基本層序	10
第7図 1区下層確認トレンチ断面図	11
第8図 2区北壁断面図	12
第9図 1区第1・2層出土遺物	13
第10図 1区第3層除去面全体図	13
第11図 1区第3層除去面遺物出土状況図①	14
第12図 1区第3層除去面遺物出土状況図②	15
第13図 1区第3層出土遺物①	17
第14図 1区第3層出土遺物②	18
第15図 1区第3層出土遺物③（木製品）	20

第16図	1区第3層出土遺物④（木製品）	21
第17図	1区第4層除去面	22
第18図	1区第4層出土遺物①	23
第19図	1区第4層出土遺物②	24
第20図	1区下層確認トレンチ平面図	25
第21図	1区第6層出土遺物	26
第22図	2区第6層上面平面図	27
第23図	2区造成土中出土遺物	27
第24図	1区・2区合成平面図	28
第25図	3区北壁断面図	29
第26図	4区北壁断面図	31・32
第27図	3区第2-2層除去	33
第28図	4区第2-2層除去面、第3-2層除去面	35
第29図	4区第3-2層除去面検出遺構配置図・断面図	36
第30図	3・4区第1層・第3-2層出土遺物	37
第31図	4区第4-1層出土遺物	37
第32図	4区第4-2層除去面遺構配置図、下層確認トレンチ配置図	38
第33図	4区第4-1層中甕出土状況図	39
第34図	4区24土器だまり平面図	40
第35図	4区21竪穴建物平面・断面図	41
第36図	4区22竪穴建物平面・断面図	42
第37図	4区23竪穴建物平面・断面図	43
第38図	4区30土坑・31竪穴建物平面図	44
第39図	4区竪穴建物群全体平面・断面図	45
第40図	4区29溝平面・断面図	47
第41図	4区竪穴建物群・29溝出土遺物	48
第42図	4区下層確認トレンチ出土遺物	49
第43図	安威川旧河道の復元案	52
第44図	安威川周辺の現地形	52
写真1～写真8		5
写真9・10		51

図版目次

図版1

- 1 1区第3層除去面全景（北から） 2 2区第5層上面全景（南から）

図版2

- 1 3区第2層除去面全景（北西から） 2 4区第4層除去面全景（東から）

図版3

- 1 1区北壁断面（南から） 2 1区01流路内遺物出土状況（北から）

図版4

- 1 1区01流路内遺物出土状況（南から）
2 1区01流路内木製品・土器出土状況①（東から） 3 1区01流路内木製品・土器出土状況②（北西から）
4 1区01流路内木製品・土器出土状況③（南から） 5 1区01流路内木製品・土器出土状況④（東から）

図版5

- 1 1区第4層除去面全景（南から）
2 1区第5層上部遺物出土状況（東から） 3 1区旧流路の肩部検出状況（北西から）
4 1区下層確認トレンチ断面（南東から） 5 1区下層確認トレンチ断面（北西から）

図版6

- 1 2区第5層除去面（南から）
2 2区北壁断面（南から） 3 3区第1層除去面と南壁断面（東から）
4 3区第2層除去面（西から） 5 3区第2層除去面と北壁断面（南から）

図版7

- 1 4区東端北壁断面（第1層から第4層まで、南西から）
2 4区西端北壁断面（第1層から第4層まで、南西から）
3 4区中央北壁断面（第1層から第4層まで、西から）
4 4区中央北壁断面（第1層から第5層まで、南東から）
5 4区西半第2層除去面（西から）

図版8

- 1 4区西半第2層除去面（北東から） 2 4区中央第3層除去面（南から）

図版9

- 1 4区5土坑断面（北西から） 2 4区6土坑断面（北西から）
3 4区7土坑断面（北西から） 4 4区18土坑断面（北西から）
5 4区第4層除去面竪穴建物検出状況（南西から）

図版10

- 1 4区21竪穴建物炉跡検出状況（南西から） 2 4区21竪穴建物炉跡断面（南西から）
3 4区21竪穴建物柱穴1断面（南西から） 4 4区21竪穴建物柱穴2断面（南西から）
5 4区21竪穴建物断面（南から） 6 4区21竪穴建物断面（西から）
7 4区北壁21竪穴建物部分（南西から） 8 4区22竪穴建物断面（西から）

図版11

- 1 4区21竪穴建物完掘状況（南西から） 2 4区22竪穴建物完掘状況（南から）

図版12

- 1 4区23竪穴建物床面検出状況（東から）
2 4区23竪穴建物カマド付近断面（南から） 3 4区23竪穴建物カマドから中央部の断面（南から）
4 4区23竪穴建物中央部から壁溝の断面（南から） 5 4区23竪穴建物断面（東から）

図版 13

- 1 4区23 竪穴建物床構築土除去面（東から）
- 2 4区23 竪穴建物カマド内支脚（南から）
- 3 4区23 竪穴建物カマド断面（南から）
- 4 4区23 竪穴建物主柱穴1断面（西から）
- 5 4区23 竪穴建物主柱穴2断面（西から）

図版 14

- 1 4区23 竪穴建物カマド検出状況（東から）
- 2 4区30 土坑（手前）・31 竪穴建物（奥）完掘状況（東から）

図版 15

- 1 4区北壁断面 21～23 竪穴建物・30 土坑該当箇所（南東から）
- 2 4区24 土器だまり検出状況（南西から）

図版 16

- 1 4区西半第4層内土器出土状況①（北から）
- 2 4区西半第4層内土器出土状況②（北から）
- 3 4区29 溝内土器出土状況（東から）
- 4 4区29 溝断面（北東から）
- 5 4区東半確認トレンチ内第6層中土器出土状況（東から）

図版 17

- 1 4区29 溝完掘状況（北東から）
- 2 4区東半確認トレンチ断面（南西から）

図版 18 1区第1～3層出土土器

図版 19 1区第3・4層出土土器

図版 20 1区第3層出土土器

図版 21 1区第4層出土土器

図版 22 1区第4層出土土器

図版 23 1区第3層出土土器

図版 24 1区第3層出土土器

図版 25 1区第3層出土土器

図版 26 1区第4・5層出土土器、4区第4層出土土器

図版 27 4区第4層（24土器群）出土土器

図版 28 4区第4層出土土器（24土器だまり）、21・23 竪穴建物出土土器、29 溝出土土器

図版 29 4区29 溝出土土器

図版 30 4区23 竪穴建物出土カマド支脚（石）、第4層出土土器

図版 31 4区第5～7層出土土器

図版 32 4区第7層出土土器

図版 33 1区第3層出土木製品①

図版 34 1区第3層出土木製品②

図版 35 1区第3層出土木製品③

図版 36 1区第3層出土木製品④

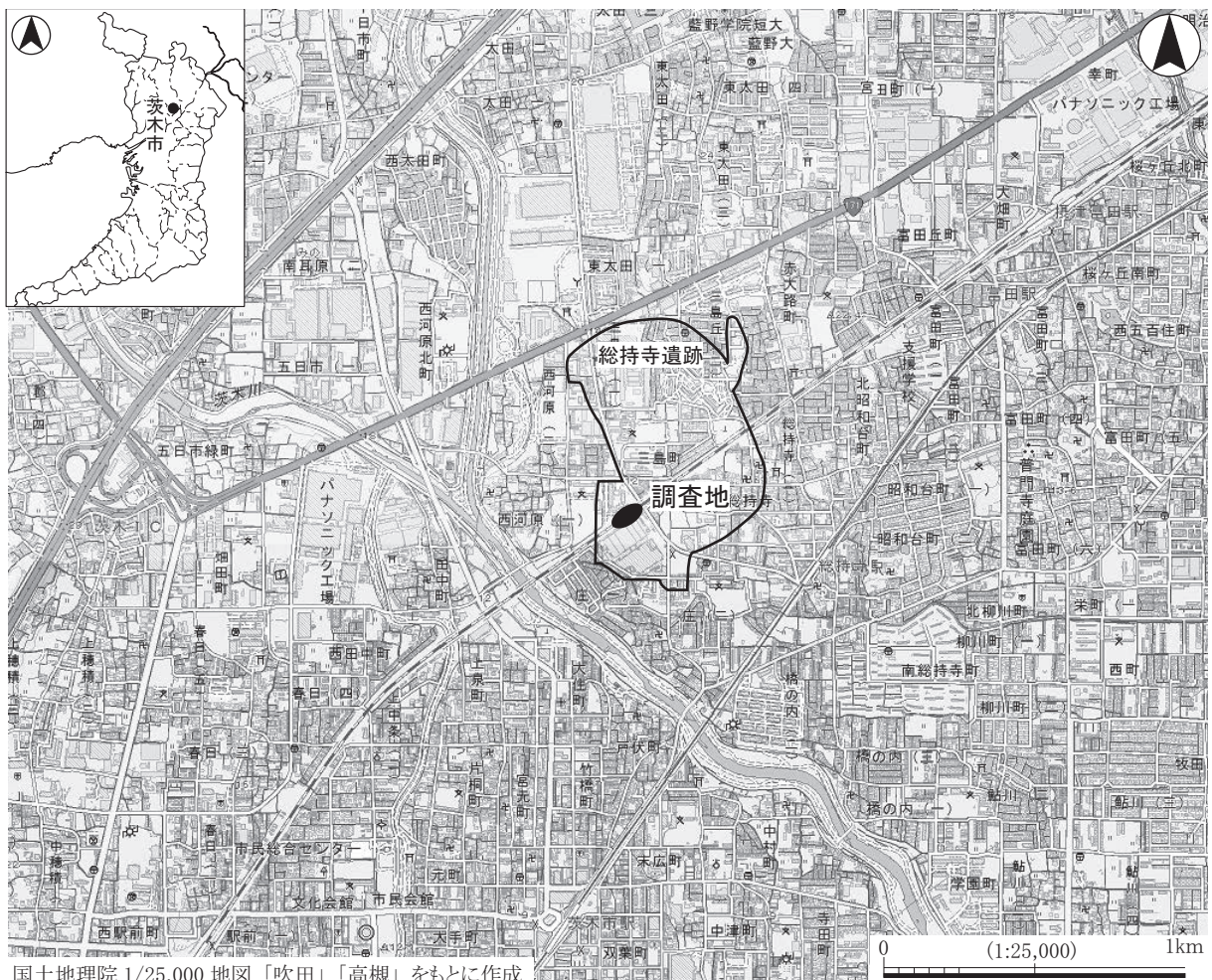
第1章 調査に至る経緯と経過

総持寺遺跡は大阪府茨木市の南東部に所在する遺跡で、その広さは東西約 450 m、南北約 750 m におよぶ。当遺跡では、これまで旧石器時代から近世にかけての遺構・遺物が確認されているが、なかでも古墳時代前期以降中世までの遺構・遺物が数多く発見されている。

本書に記載する総持寺遺跡の発掘調査は、西日本旅客鉄道株式会社による新駅設置工事に伴って実施したものである。調査地は大阪府茨木市西河原一丁目地内の JR 東海道線橋脚下と線路脇に位置する(第 1・2 図)。

調査地一帯は、これまで総持寺遺跡の中でも発掘調査の機会に恵まれなかった場所であるため、今回の調査に先立つ平成 24 年(2012) 7 月 12 日～同年 7 月 18 日の間、茨木市教育委員会によって遺物包含層や遺構検出面の深度についての情報を得るために確認調査がおこなわれた。調査では五箇所のトレンチが設けられたが、五箇所すべてのトレンチから土器などの遺物が出土し、三箇所のトレンチで遺構が確認された。この結果、新駅設置工事にあたっては発掘調査が必要であるとの内容が、茨木市教育委員会から西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所宛に報告された。

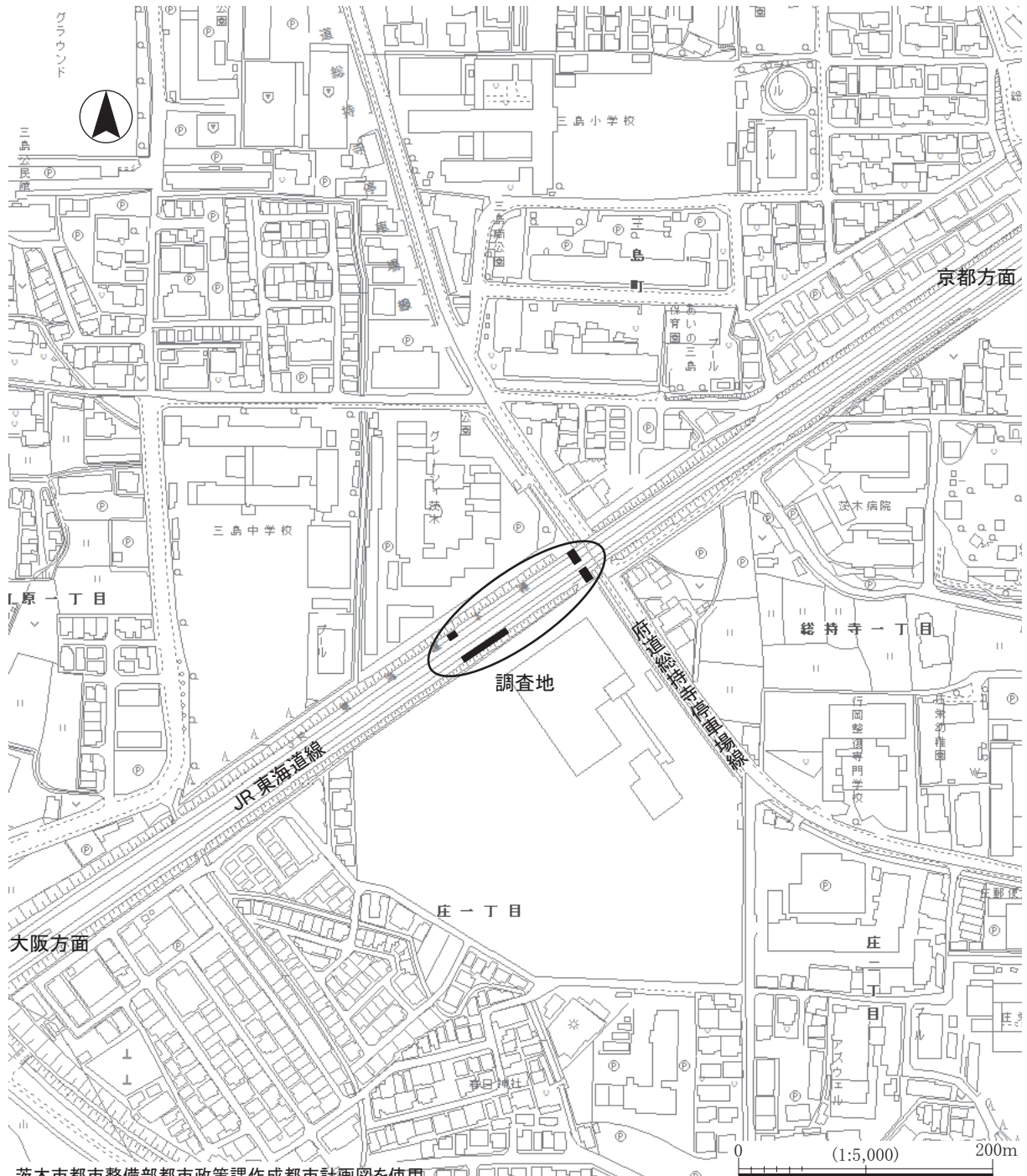
調査に先立って当センターでは、西日本旅客鉄道株式会社からの発掘調査に関する委託を受け、平成



国土地理院 1/25,000 地図「吹田」「高槻」をもとに作成

第1図 遺跡の位置

25年(2013)7月31日付けで、「摂津富田・茨木間新駅設置工事に伴う総持寺遺跡の埋蔵文化財発掘調査」として委託契約を結んだ。発掘調査は大阪府教育委員会文化財保護課の指導のもと、平成25年(2013)8月1日～同年12月27日と、平成26年(2014)2月25日～同年4月25日の間におこなった。調査対象となった箇所は総面積は423㎡である。



茨木市都市整備部都市政策課作成都市計画図を使用

第2図 調査地の位置

第2章 調査の方法

発掘調査及び整理作業においては、当センターの『遺跡調査基本マニュアル』（2012年12月版）によった。

第1節 発掘調査

調査は、JR 茨木駅と JR 摂津富田駅間の新駅設置予定地を、1区から4区の4つの調査区に分け、調査区1から番号順におこなった（第3図）。以下本報告書では、調査区についてはこの呼称を用いる。

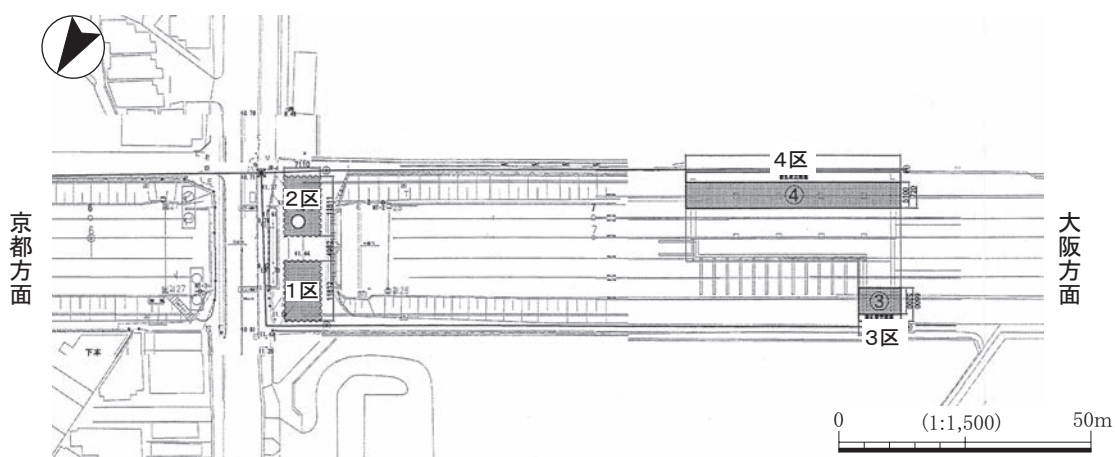
遺物の取り上げや写真撮影にあたっては、当センター共通の地区割を適用した。地区割は、国土座標軸（第Ⅵ座標系）を基準とし、Ⅰ～Ⅵの大小6段階の区画を設定したもので、大阪府内全域に共通する地区割である（第4図）。第Ⅰ区画は大阪府の南西端 $X = -192,000 \text{ m}$ ・ $Y = -88,000 \text{ m}$ を起点に、府域を南北15（A～O）、東西9（0～8）区画に分割したもので、一区画は南北6 km、東西8 kmとなる。第Ⅱ区画は第Ⅰ区画を東西、南北各4分割の、計16区画（1～16）に分けたもので、一区画は南北1.5 km、東西2.0 kmとなる。第Ⅲ区画は第Ⅱ区画を東西20（1～20）分割、南北15（A～O）分割する一辺100 mの区画である。第Ⅳ区画は第Ⅲ区画をさらに東西、南北ともに10（東西1～10、南北a～j）分割した一辺10 mの区画である。なお今回の調査対象地は第Ⅱ・Ⅲ区画では、G 5 J - 7 - 110 にあたる。

調査地は1区と2区がJR 東海道本線の高架下、3区と4区が線路造成土部分にあたるため、調査前は線路設置時の造成土が露呈する状況であった。造成土を撤去すると、1区と2区では高架造成前の水路（川）の痕跡が、3区と4区では線路設置前の水田耕作土が確認された。

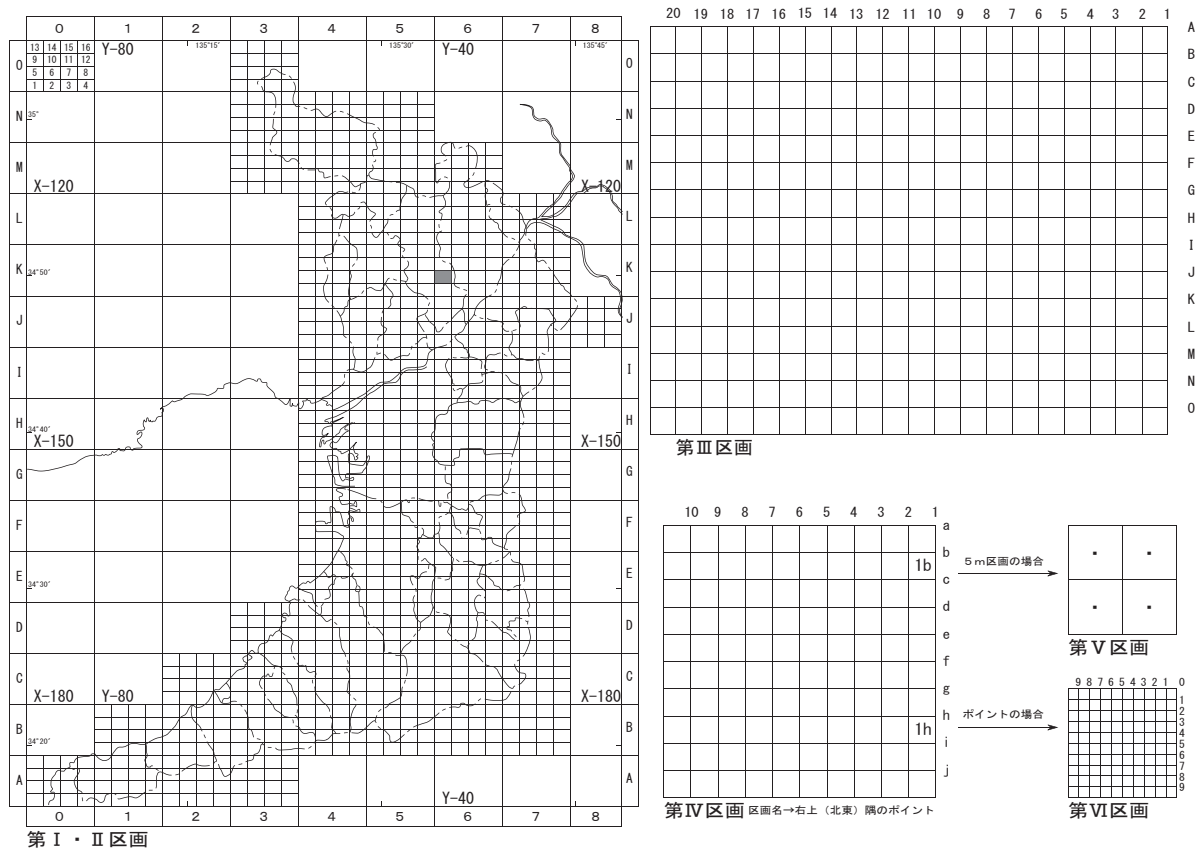
調査にあたっては、4区ではバックホウを用いて造成土と近現代の耕作土層を取り除いた後、人力による掘削・精査をおこない、遺構面及び遺構を検出した。それ以外の1区から3区では、工法上バックホウを用いることができなかつたため、造成土の上面から最終調査面に至るまで、終始人力により掘削・精査をおこなった。

調査中は遺構や土層断面の写真撮影及び、断面・平面の図化作業を随時おこなった（写真1・2）。個別の遺構や土層の断面図などは、基準線を割り付けて測量・図化をおこなった。

調査時におこなった測量は、世界測地系に準拠する平面直角座標第Ⅵ系を基準としており、水準については、東京湾平均海面（T.P.）を基準としている。また遺構面の測量には、ポールによる空中写真測



第3図 調査区の配置



第4図 地区割りの方法

量を各調査区で1回ずつ合計4回実施した（写真3）。

なお、2区の造成土掘削時には、JR 東海道本線の設置当初における橋脚が検出され（写真6）、その構築材であるレンガを採集した（写真7・8）。遺構とレンガの時期は近現代であるが、日本の鉄道敷設開始期における、当地域の歴史を知るうえで価値あるものである。

第2節 整理作業

今回の調査で、プラスチック製遺物整理箱（54cm×35cm×15cm）30箱分に及ぶ遺物が出土した。また調査期間中に作成した図面はA2版の方眼紙30枚にわたる。これらの遺物・遺構図面及び、調査中に撮影した写真について、平成26年（2014）1月6日～同年2月24日の間は茨木市総持寺一丁目二に所在する現地詰所で、同年4月28日～同年7月31日の間は当センター中部調査事務所（東大阪市長田東一丁目）にて整理作業をおこなった。

具体的な作業内容は以下のとおりである。まず主要な遺構については、現地で作成した実測図面及び、空中写真測量作業によって得られたCADデータ等を整理・編集し、Adobe社製IllustratorCS5を用いてデジタルトレースをおこなった。出土遺物については洗浄・注記・接合・復元作業をおこなった後、実測作業をおこなった（写真4）。現地で撮影した遺構面及び各遺構の写真については、台帳を作成したうえで報告書に掲載するものを選別し現像・焼付作業をおこなった。最終的には、報告書用遺構図面の版下はデジタルデータ（Illustrator.epsファイル）で作成し、出土遺物図面の版下は製図ペンで作成し（写真5）、写真図版の版下は現像・焼付作業を終了した写真を用いて作成した。以上の作業と並行して、平成26年（2014）7月31日までに報告書中の文書を作成し編集作業をおこなった。その後印刷会社



写真1 平面図の図化作業



写真2 断面図の図化作業



写真3 ポールを用いた写真測量



写真4 遺物実測作業



写真5 版下作成作業



写真6 2区で検出した橋脚



写真7 橋脚に使用されたレンガ①



写真8 橋脚に使用されたレンガ②

との校正作業を経て、平成 26 年（2014）10 月 31 日（金）に本報告書を刊行した。また編集作業の傍ら、報告書に掲載した出土遺物と、掲載しなかった出土遺物を分別し収納作業をおこなった。

第 3 章 遺跡の立地と歴史的環境

第 1 節 遺跡の立地

総持寺遺跡は茨木市の南東部、高槻市との市境以西に位置する（第 5 図）。遺跡は、北摂山地から南流する安威川と芥川により形成された低位段丘である、富田台地上に位置する。富田台地は地理的には、北摂山地から南に派生する丘陵地にあたる。しかし、厳密には台地と北摂山地の間には、有馬構造線の一部である安威断層と真上断層が走っており、この二つの断層間は低地の様相を示している。具体的には、太田茶白山の北側に横たわる低地部がそれにあたるのだが、このことにより富田台地は北摂山地から分断され、独立した台地としての地形的特徴を有している。総持寺遺跡は台地の東端付近から、東側の低地へと下った地域にまたがっている。現在の地標で遺跡の範囲を確認すると、遺跡の北端は国道 171 号南側のカゴメ大阪工場北端付近、東端は総持寺東側の光明寺付近、南端は大阪行岡医療大学グラウンド付近、西端は府道総持寺停車場線および、今回の調査地である旧フジテック工場跡地となる。

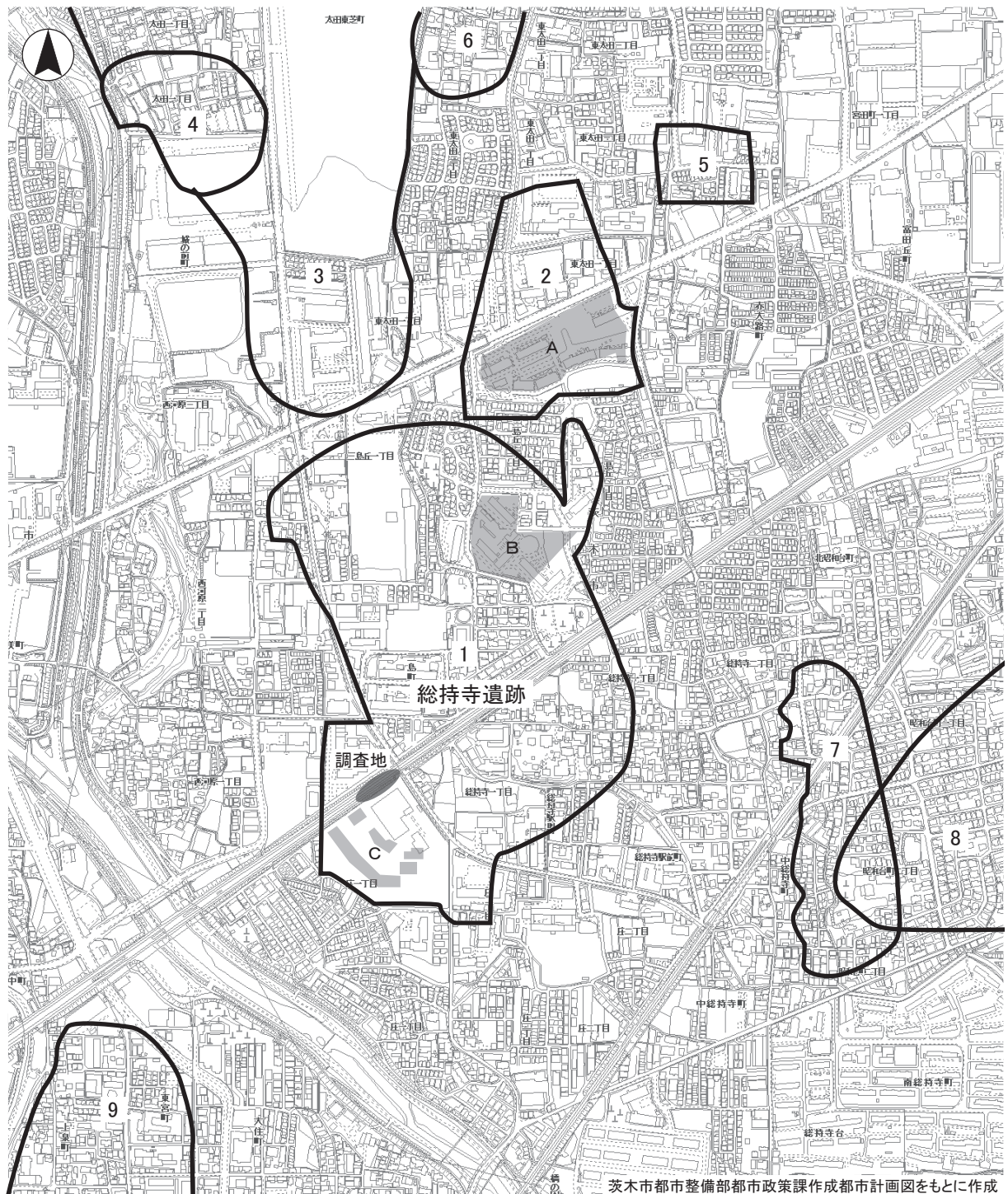
第 2 節 歴史的環境—周辺の遺跡—

以下では調査地周辺の遺跡について時代ごとに述べる（第 5 図）。なお一部第 5 図の範囲を超える遺跡についてもふれる。

旧石器時代と縄文時代に該当する遺物・遺構の出土は、後の時代に比べると散在的である。旧石器時代の遺物出土例で総持寺遺跡に近いものを挙げれば、国道 171 号を超えた太田茶白山古墳の北側で、国府型ナイフ形石器や多数の剥片が採取されている例と、安威川の対岸にあたる郡遺跡でナイフ形石器や尖頭器が出土している例が挙げられる程度である。次の、縄文時代の遺物・遺構についても、近隣では早期から後期までの出土例はなく、その出現は晩期まで待たなければならない。安威川西岸の耳原遺跡では、縄文時代晩期の土器棺墓 16 基がまとまって出土している。また牟礼遺跡では、水田と自然流路を堰き止めた遺構が発見されているが、この流路の中から縄文時代晩期と弥生時代前期の土器が出土している。出土状況から、遺跡内に流れる安威川の旧流路の上流に、縄文時代晩期の集落が展開していた可能性が考えられる。このように、茨木市域における縄文時代晩期の遺跡は、安威川の旧流路沿いという場所に限られるのである。

弥生時代に入ると、先述した牟礼遺跡で弥生時代前期の水田が検出されているほか、耳原遺跡でも弥生時代前期の集落が確認されている。弥生時代中期になると、郡遺跡の集落の台頭が顕著となる。名神高速茨木インターチェンジ建設に伴う同遺跡の発掘調査では、弥生時代中期の方形周溝墓、竪穴建物、井戸など多くの遺構・遺物が出土している。また茨木市生涯学習センター建設に伴う発掘調査でも、中期の方形周溝墓群が検出されている。弥生時代後期になると総持寺遺跡や太田遺跡など、富田台地上の遺跡で、遺構・遺物の出土が目立ち始める。また、台地から離れた安威川下流の溝咋遺跡では、弥生時代後期の土器棺墓群が検出されている。

古墳時代前期の遺跡調査例としては、前述した溝咋遺跡における、古墳時代前期の竪穴建物群と水田跡が挙げられる。同遺跡では、外来系の土器（瀬戸内系・山陰系など）や石材（徳島県産緑泥片岩）が



- | | | | | |
|----------|-----------|----------|---------|---------|
| 1. 総持寺遺跡 | 2. 総持寺北遺跡 | 3. 太田遺跡 | 4. 太田城跡 | 5. 鴨神社跡 |
| 6. 太田廃寺 | 7. 中城遺跡 | 8. 富田寺内町 | 9. 茨木遺跡 | |

第5図 周辺の遺跡

数多く出土しており、安威川の水運を利用した広範囲にわたる交流が盛んであったこともわかっている。また、前述の郡遺跡でも少数ながら、古墳時代前期の竪穴建物が検出されている。

古墳時代中期に入ると調査例は増加する。総持寺遺跡の北端から北へ約1km離れた地点には、継体天皇の王陵に比定される太田茶臼山古墳がある。古墳は全長226mを測り、墳丘部分の規模だけでいえば淀川流域最大の前方後円墳である。この古墳の周溝の外側は、現在では宅地化が進んでいるものの、A号・B号・C号・D号など複数の陪冢がある。また、太田茶臼山古墳の真南に位置する太田遺跡でも、

同時期の小規模方墳が多数検出されている。同様の方墳は、総持寺遺跡でもみつかっており、これについては後述する。また弥生時代中期から集落が営まれた郡遺跡では、古墳時代中期の竪穴建物群が検出されており、朝鮮半島系の土器が多く出土している。同様の出土例は、安威遺跡でもみられ、ここでは特に朝鮮半島由来とみられる大壁立建物が検出されている。壁立建物とは、日本古来の柱で屋根を支える竪穴建物ではなく、壁（壁芯は列状に打ち込まれた柱）で屋根を支える建物のことを指し、5世紀以前から大陸で一般的にみられる建物である。

この後の古墳時代後期（6世紀代）については、集落の様相は不鮮明ながら、北側の丘陵地では横穴式石室を持つ安威古墳群や南塚古墳、海北塚古墳などが築かれた。総持寺遺跡に最も近い例では、茨木市耳原の帝人工場敷地内に現存する耳原古墳が挙げられる。

古墳時代の後の飛鳥時代以降（古代・中世）は、調査地近辺における遺構・遺物が最も密集する時期にあたる。茨木市のなかでも、とくに総持寺遺跡の近辺は、古代の遺跡が集中する地域である。古墳時代中期に大王墓が築かれた太田の地には、7世紀後半に太田廃寺が建立されている。また名神高速道路沿いの茨木市上穂積では、さきの太田廃寺の創建時期とほぼ同じ頃に穂積廃寺が建立されている。穂積廃寺の北隣には、弥生時代以来の集落が確認されている郡遺跡があるが、ここでも8世紀代を中心とした掘立柱建物群が数多く検出されている。郡遺跡は調査成果および、その字名から摂津国（古くは河内国）島下郡衙の有力候補地にあてられており、南に隣接する穂積廃寺は郡衙付属寺院であった可能性が指摘されている。また発掘調査成果以外の事例を挙げれば、総持寺遺跡の北隣には、『延喜式』の式内社にあてられる、新屋坐天照御魂神社三社（西河原社・福井社・上河原社）のうち西河原社が所在する。

次の中世（鎌倉時代から安土桃山時代）になると、茨木市域全域で遺構・遺物が確認されようになる。このうち特に、総持寺遺跡と郡遺跡における、中世（11世紀から13世紀）の掘立柱建物や区画溝の検出数および遺物出土量は、市内のほかの遺跡と比べても群を抜いているといつてよい。前者は総持寺および、その門前町にかかわるもの、後者は郡衙衰退後も交通の要衝として絶えず重要視されたことによるのだろう。

室町時代以降の茨木は細川氏の管轄化にあった。永徳年間（1380年代）に細川頼元が摂津守護となって以来、摂津一帯は細川氏の管下に入ったためである。そのため、応仁元年（1476）に細川勝元の主導により引き起こされた応仁・文明の乱の戦禍は、茨木市を始めとした摂津一帯にも広がった。応仁・文明の乱といえば、その中心は京都であったと想像されがちであるが、西軍の首領である細川勝元の地元摂津でも、西軍と東軍の戦いが繰り広げられていたのである。その際築かれたのが、現在の茨木小学校あたりに本丸が比定される茨木氏の居館を基にした茨木城、摂津市との市境に付近に比定される三宅城であるが、茨木城は東軍の攻略により壊滅し、三宅城は西軍の攻略により三宅出羽守が降伏し落城している。応仁・文明の乱後、茨木城は茨木氏の復興とともに再建されたが、後の江戸幕府の一国一城令により廃城となる。茨木城は、現在宅地化が進んだことにより、その痕跡を窺い知ることはできない。三宅城の痕跡も同様である。

第3節 総持寺遺跡及び近隣の遺跡における既往の調査

これまでの総持寺遺跡の調査では、旧石器時代から縄文時代までの遺構・遺物は確認されていない。一方弥生時代の遺構・遺物については、茨木市教育委員会、大阪府教育委員会、大阪府文化財センター（以下、センターと略記）、それぞれの調査において確認されている。なかでも、当遺跡では弥生時代後期（1世紀～3世紀）の遺構・遺物が目立ち、府営住宅の建て替えに伴う大阪府教育委員会による調査（第5図B地点）では、同時期の方形周溝墓や土器棺墓が検出され（大阪府教育委員会2005・2006）、集合

住宅建設に伴うセンターによる調査（第5図A地点、現在は総持寺北遺跡）でも同時期の遺物が出土している（センター1999）。また近年の例を挙げると、今回の調査地の南側のフジテック工場跡地（第5図C地点）では集合住宅建設に伴う発掘調査が茨木市教育委員会によっておこなわれ、大量の弥生時代後期の土器が出土し、同時期の区画溝や土坑、流路などが検出されている（茨木市教育委員会2012）。

総持寺遺跡では、弥生時代の後の古墳時代になると、遺構や遺物の確認例が増加してくる。先述した府営住宅建て替えに伴う発掘調査（第5図B地点）では、古墳時代中期（5世紀）の小規模方墳や竪穴建物、集落の区画となる溝などが検出され、埴輪や須恵器を始めとする大量の遺物が出土している（大阪府教育委員会2005）。また先述した今回の調査地の南側（第5図C地点）でも、古墳時代中期の竪穴建物や集落の区画となる溝、同時期の流路などが検出され、須恵器や土師器等の大量の遺物が出土している（茨木市教育委員会2012）。

飛鳥時代（7世紀）以降になると、さらに遺構や遺物の確認例は増加し、富田台地全体には集落や耕作地といった開発地が目立つようになる。たとえば、先述した府営住宅の建て替えに伴う調査（第5図B地点）や、集合住宅建設に伴う発掘調査（第5図A地点）では、奈良時代から鎌倉時代にかけての、掘立柱建物や建物もしくは集落の区画となる溝、井戸などが数多く検出されており、同時期の遺物も大量に出土している（財団法人大阪府文化財調査研究センター1999、大阪府教育委員会2005・2006）。また茨木市教育委員会では、個人住宅の建設に伴う発掘調査を、遺跡内の各所でおこなっているが、ほぼどの地点においても、飛鳥時代以降の遺構・遺物が確認されている。とくに平安時代前期（9・10世紀）の遺構・遺物が顕著で、遺跡内ではこの時期に数多くの建物が建築されたようである。これは、9世紀後半（元慶年間）に当時の参議・中納言であった藤原山蔭により建立された総持寺および、その付属雑舎群との関連が深いと考えられる。

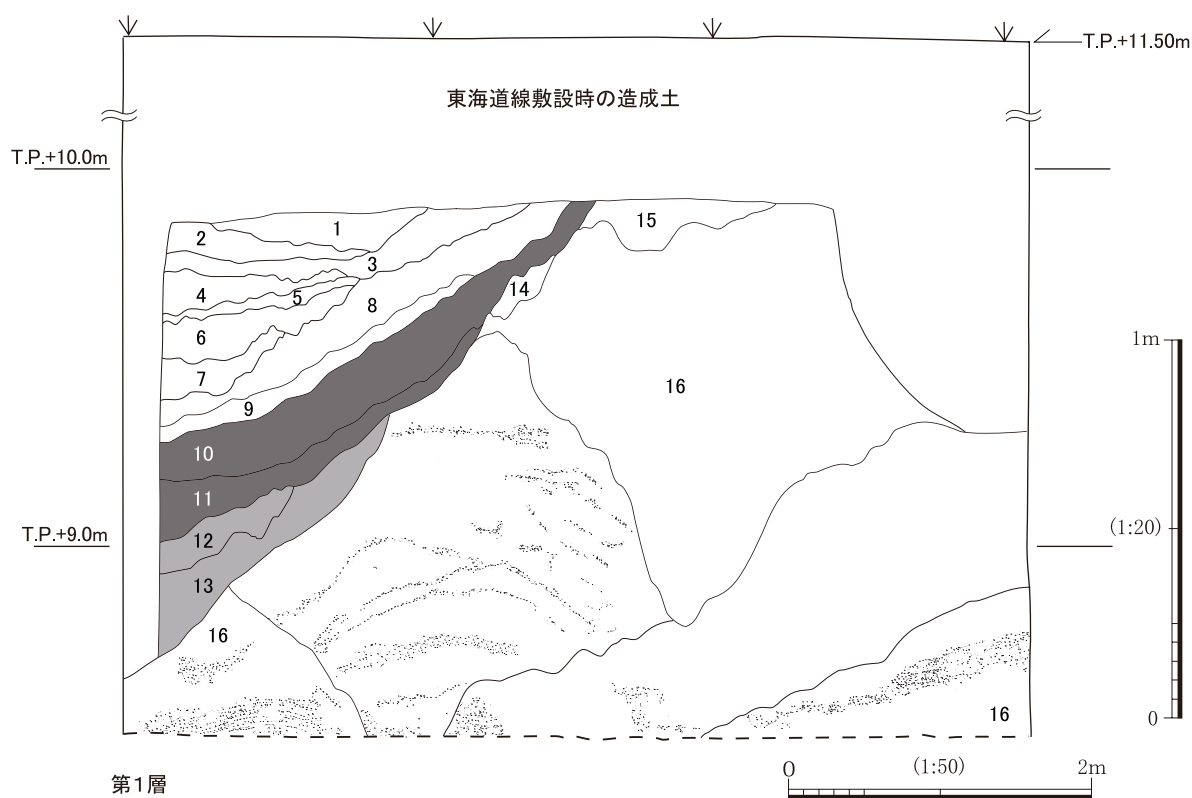
第4章 調査成果

今回の調査では1区から4区までの連続性のない、独立した区画を対象としたため、検出された地層や遺構の連続関係を確定させることができない。ただし、1区と2区、3区と4区は近接した位置関係にあるため、層序や遺構面の連続性について、ある程度の蓋然性をもって言及することができる。したがって、以下では1区と2区、3区と4区をそれぞれ一まとめにして、調査成果について報告してゆきたい。

第1節 1区・2区

(1) 1区・2区の基本層序（第6～8図、図版3-1、図版5-4・5、図版6-2）

1区・2区ともに、付近の現状での地盤高は、おおよそ標高11.5mである。この高さからほぼ1.6m



第1層

1. 10YR5/2 灰黄褐色シルト
2. 10YR8/4 浅黄橙色粗砂(1・3の堆積期間中、一時的に流れこんだ砂)
3. 10YR5/2 灰黄褐色シルト
4. 2.5Y4/2 暗灰黄色シルト(細砂と粗砂混じる)
5. 2.5Y4/2 暗灰黄色シルト

第2層

6. 7.5Y4/2 灰オリーブ色細砂(全体の4割程シルト混じる)
7. 7.5Y4/2 灰オリーブ色細砂(全体の2割程シルト混じる)
8. 5Y4/2 灰オリーブ色シルト
9. 2.5Y3/2 黒褐色シルト(植物遺体により構成される層、古墳時代中期の土器を包含)

第3層

10. 2.5Y4/1 黄灰色シルト(古墳時代中期の土器を包含)
11. 5Y4/1 灰色細砂

第4層

12. 5Y3/2 オリーブ黒色細砂
13. 5Y3/2 オリーブ黒色細砂(黄褐色の粗砂=16の粗砂混)

第5層

14. 2.5Y6/2 灰黄色細砂
15. 2.5Y5/2 暗灰黄色細砂

第6層

16. 2.5Y8/6 黄色粗砂と、7.5Y7/1 灰白色粗砂が入り混じった洪水砂

第6図 1区の基本層序

の深さにわたって、東海道線敷設時の造成土が盛られている。調査地には鉄道施設以前の段階で安威川の分流路が流れていたため、その地形的な凹凸および軟弱地盤を解消するために、大量の造成土を施す必要があったものと考えられる。したがって、造成土を除去した段階で確認されたのは、わずかながら残存した中世以前と想定される微高地上の地表面形成層と、それ以前の河川堆積層であった。以下、上層から下層へと各地層の概要を述べてゆきたい。

なお以下で述べる層序のうち第6層以外の地層は1区のみで確認できたもので、2区では第6層だけの確認に留まる。

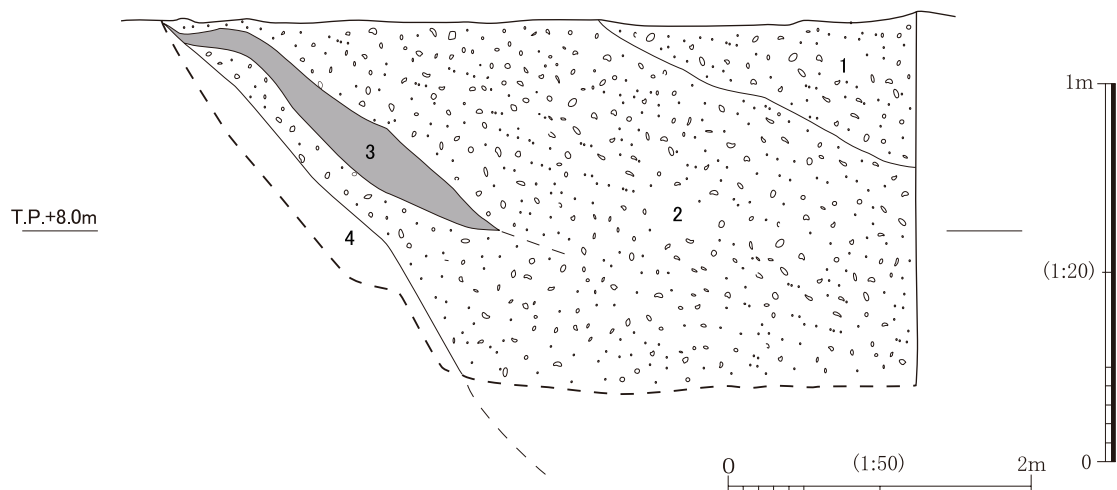
第1層 調査区の北西部に残存する地層で、後述する01流路内に堆積した河川堆積層である。主として灰色のシルトで構成されるが、層中に粗砂が水平方向に入り込む。出土遺物は古代の須恵器、古墳時代の土師器で、少なくともこの河川堆積は古代まで存続するようである。

第2層 第1層同様、調査区の北西部に残存する地層で、01流路内の河川堆積層である。シルトもしくは細砂で構成され、粗砂の流入がみられないことから、さほど流れの無い状況で溜まりこむように形成された地層と考えられる。出土遺物は須恵器と土師器片である。

第3層 調査区の微高地を除くほぼ全域で確認された地層で、01流路内の河川堆積層である。主として黒褐色もしくは黄灰色のシルトで構成されるが、地層の上部には植物遺体が多量に混入しているため、下部よりも黒色化している。出土遺物は、古墳時代中期の土師器、須恵器、木製品である。

第4層 調査区の微高地を除くほぼ全域で確認された地層で、01流路内の河川堆積層である。主としてオリブ黒色のシルトで構成されるが、地層の下部には下層由来の黄色粗砂が混じる。出土遺物は、弥生時代後期から古墳時代前期の土器である。

第5層 調査区内の微高地のごく狭小な範囲で確認された地層である。これが1区で確認できる、数
T.P.+9.0m



第6層

1. 5Y8/2 灰白色粗砂 (弥生時代後期の土器片を包含)
2. 2.5GY4/1 暗オリブ灰色の礫群の間に、7.5Y5/1 灰色粗砂が混じる
3. 7.5YR4/1 褐灰色シルト

第7層

4. 7.5GY8/1 明緑灰色シルト

第7図 1区下層確認トレンチ断面図



第6層

1. 7.5Y7/1 灰白色細砂～極細砂（上部やや赤色化、鉄分が酸化か）
2. 7.5YR5/6 明褐色礫（礫の直径 10cm前後）、礫間に 5Y5/1 灰色の粗砂が入り混む
3. 5GY5/1 オリーブ灰色 礫（礫の直径 10cm前後）、礫間に 5Y5/1 灰色の粗砂が入り混む

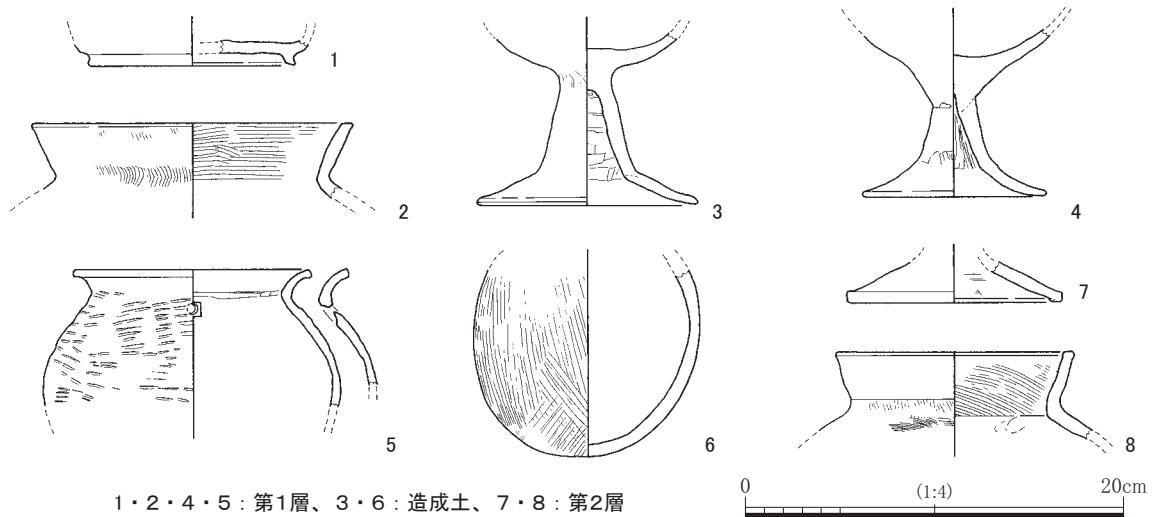
第8図 2区北壁断面図

少い地表面を形成していた地層で、主として灰黄色の細砂で構成される。地層の色調が灰黄色を呈しているのは、下層である洪水砂層（第6層）の上部を攪拌しているためである。第5層は河岸部分の堆積層、いわば自然堤防の上部を形成した地層の残存部分と考えられ、上部は東海道線造成時に攪乱されたものとみられる。出土遺物は土師器および須恵器の細片である。おそらく河道内の堆積である第1層から第4層の形成時に、地表面化していたものと考えられる。

第6層 調査区全体のほぼ全域で確認された地層で、河川堆積層である。かなり大規模な流水作用であつたらしく、地層の上端は T.P.+10.0 m から下端は T.P.+7.6 m 以下（底は未確認）にまで、厚さ 2.4 m 以上におよぶ。そのため層の上部・中部・下部では各々土質が異なる。層の上部は緩慢な流れによる堆積で、主として灰色の極細砂または細砂で構成されるが、中部ではある程度の流れがあつたらしく、粗砂が主となって構成される。一方層の下部は、粗砂もしくは直径 5.0～10.0cm 程度の礫を主として構成される。第6層の上面は、1区よりも2区の方が高いことから、流れの中心は2区付近にあつたと考えられる。詳細は後述するが、2区で東海道線敷設時の造成土を除去した後確認された地層は、第6層のみであつた。第6層からの出土遺物は、弥生時代後期の土器である。

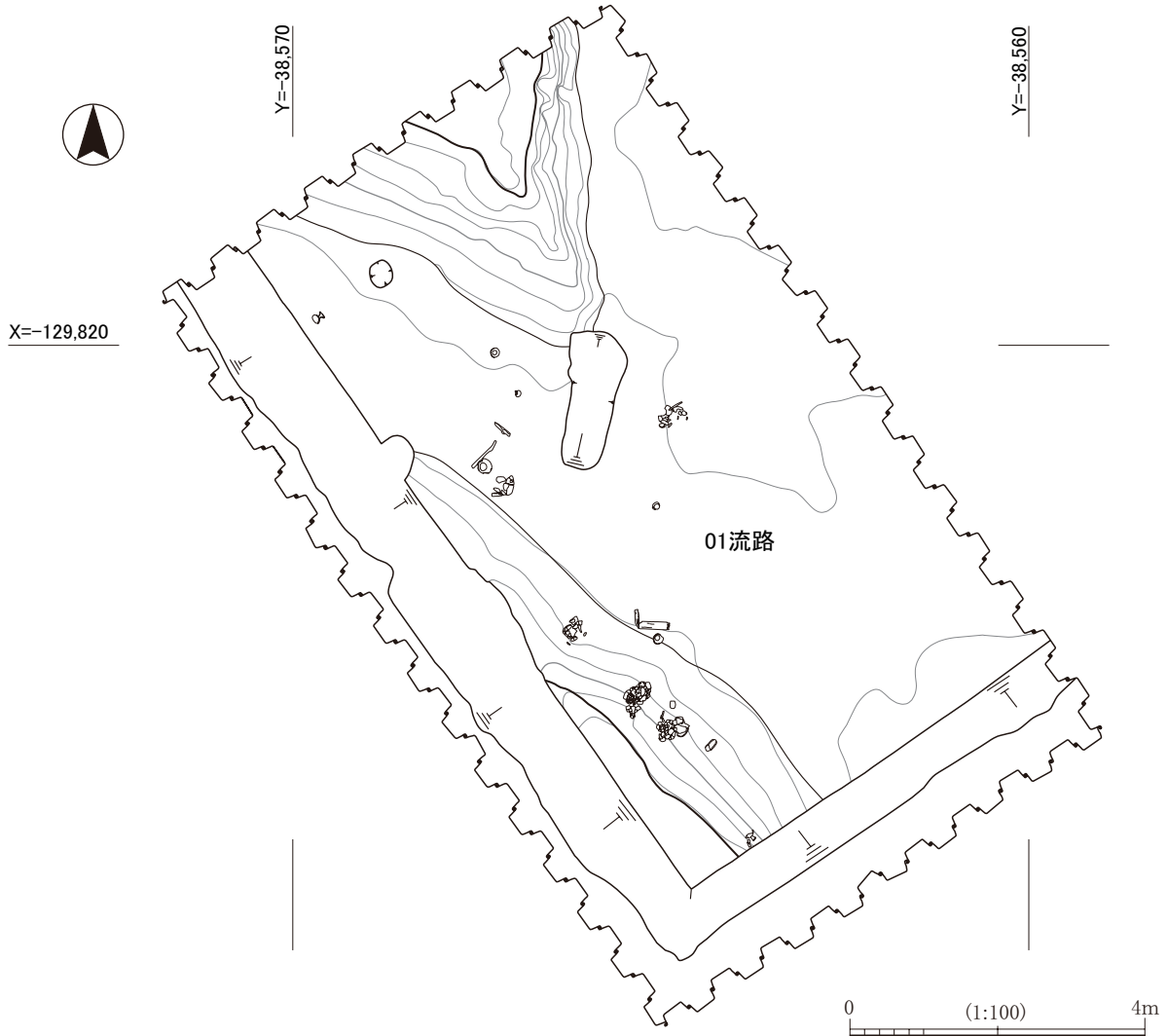
第7層 第6層堆積以前の地層で、1区の南西端のみで確認した。湿地状の堆積環境のもと形成された自然堆積層と考えられ、目立った流水痕跡は認められず、かつ地表面化していた痕跡もない。緑灰色の均一なシルトで構成されており、出土遺物は無い。

(2) 1区の遺構



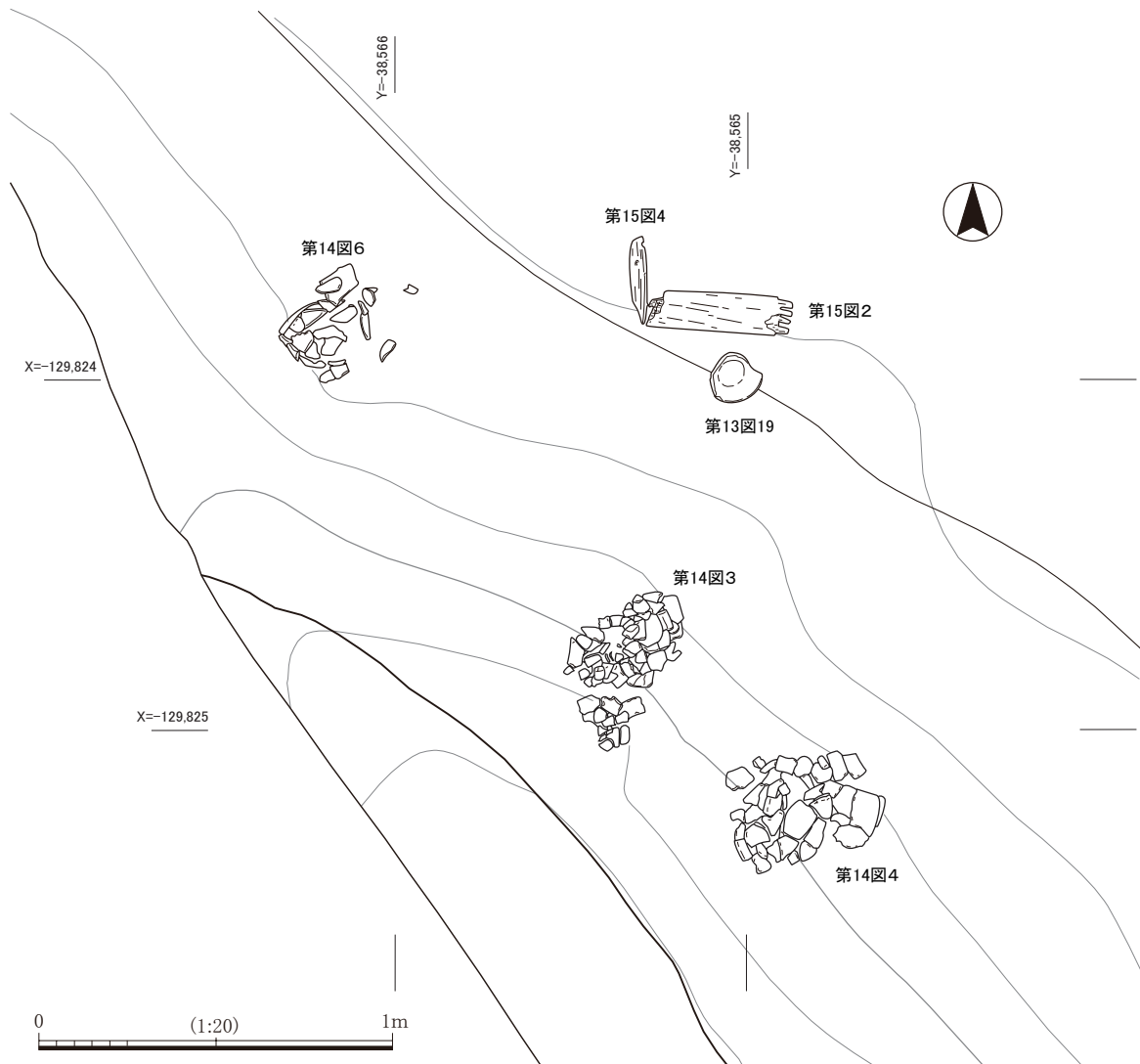
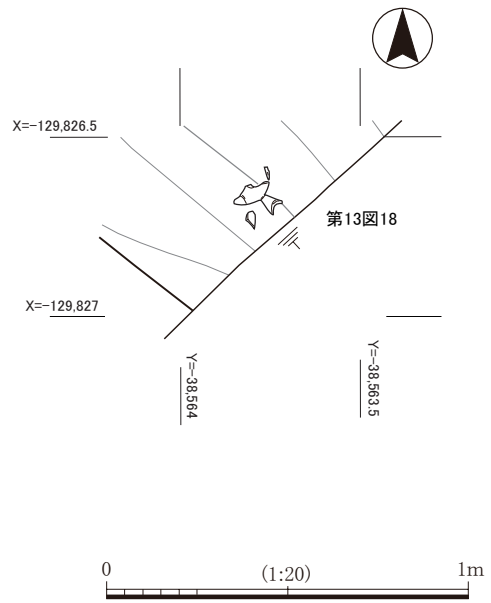
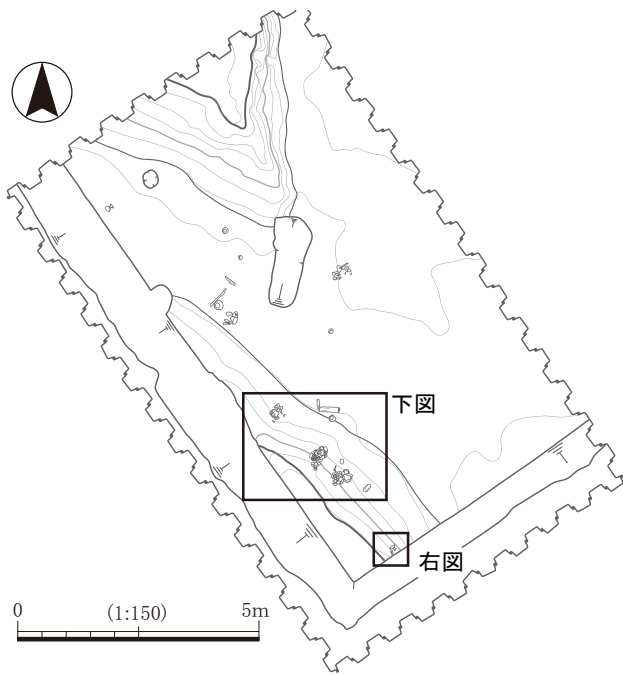
1・2・4・5：第1層、3・6：造成土、7・8：第2層

第9図 1区第1・2層出土遺物

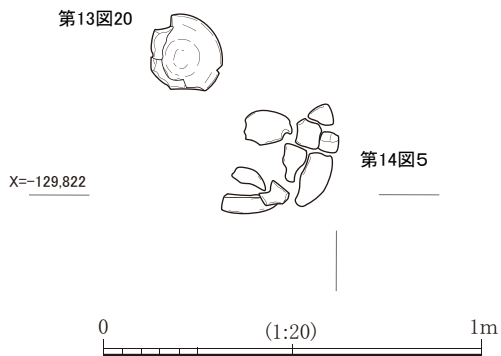
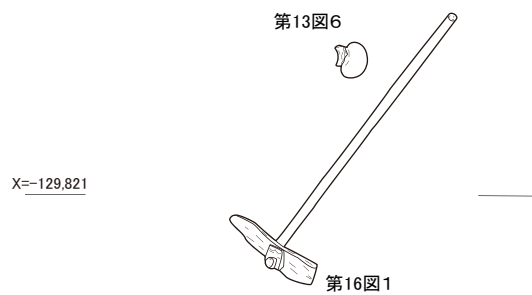
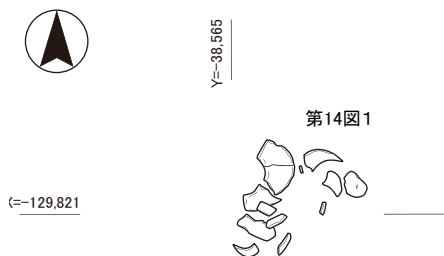
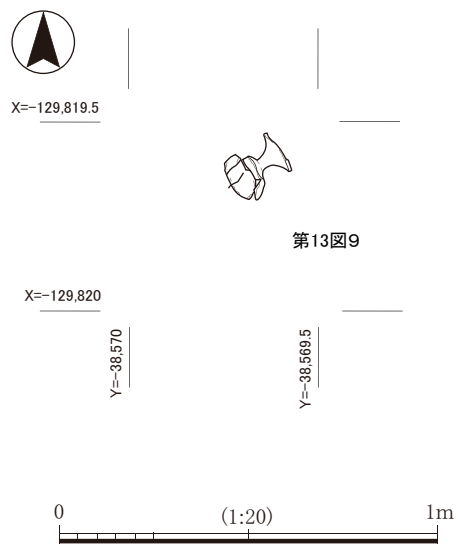
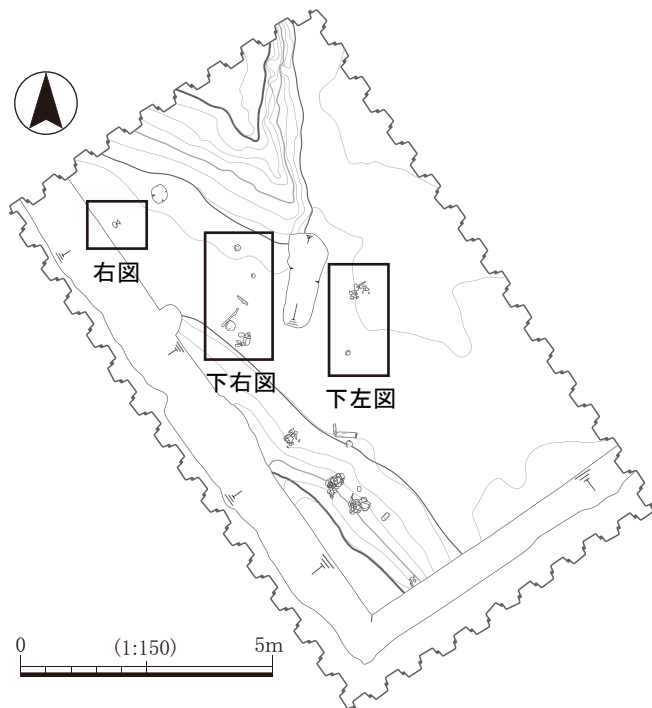


第10図 1区第3層除去面全体図

①第1層・第2層除去面 東海道線敷設時の造成土を除去した時点で、上記の第6層により形成された微高地と、1層以下の河川堆積の上部を検出した。これは、後述する01流路が埋没した後に、東海道線敷設時の攪乱によって削平された状況を示している。そのため、東海道線敷設時の造成土を除去した段階では目立った遺構は確認できなかった。またその後、01流路内の堆積層である第1層と第2層を



第11图 1区第3層除去面遺物出土狀況图①



第 12 图 1区第3層除去面遺物出土状況图②

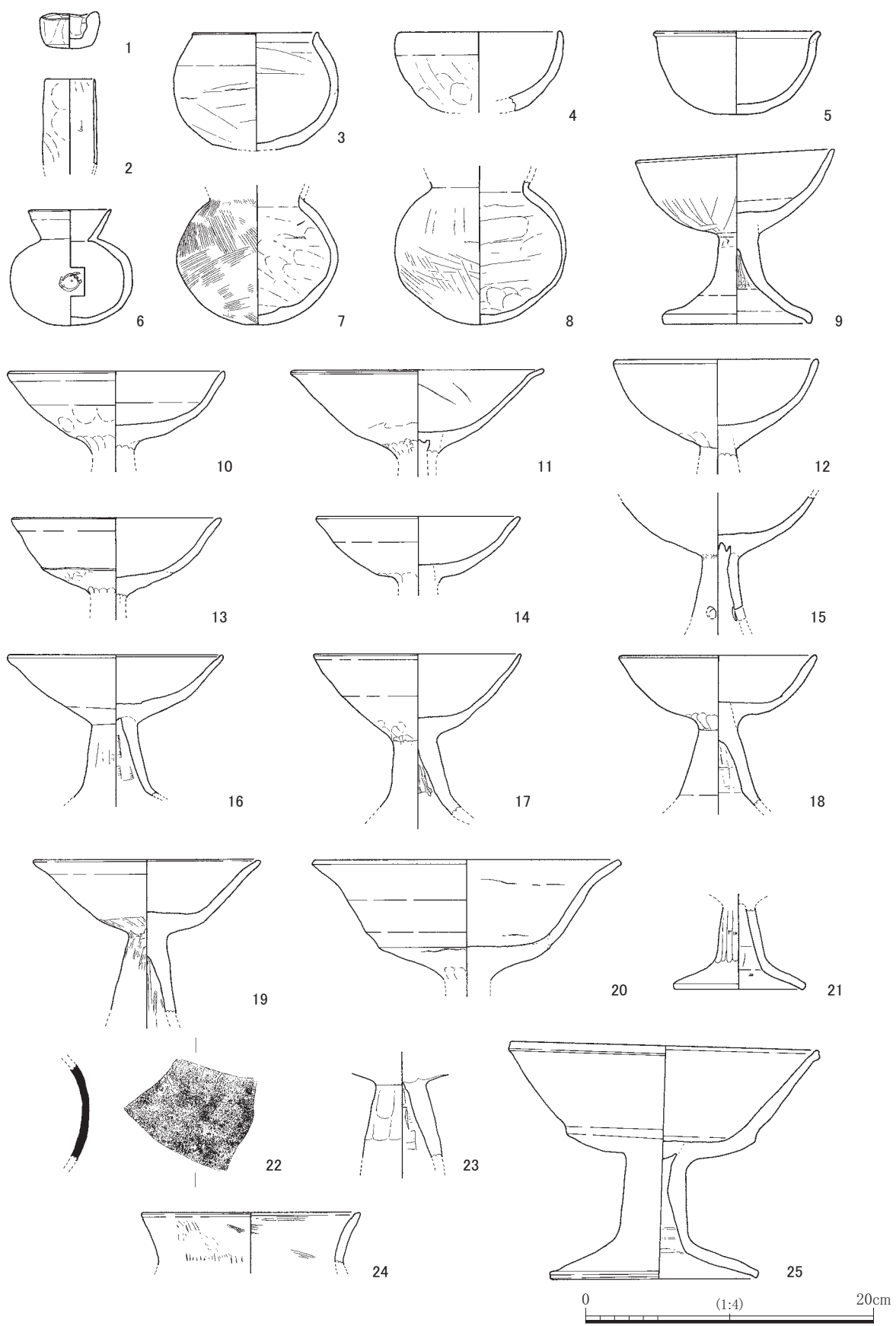
掘削し調査したが、ここでも目立った遺構は認められなかった。

出土遺物 第1層からの出土遺物は、第9図の1・2・4（図版18-2）・5（図版18-3）である。1は高台付の須恵器坏身底部片で、8世紀末から9世紀前半のものである。2は土師器甕の口縁部。外面の頸部と、内面の全体にハケ目が残る。4は土師器高坏の受け部から脚部にかけての破片。内外面にナデ痕跡、脚部内面の上部に絞り目がみられる。5は弥生土器の口縁部から胴部にかけての破片。外面にはタタキ目と、内面にナデ痕跡が残る。頸部の約1cm下に故意に穿った孔が一箇所確認できる。孔の直径は約1.0cmで、外側から内側に向けて穿たれている。内面の破面に凹凸がみられることから、焼成後に穿たれたものか。2・4は古墳時代中期のもの、5は弥生時代後期のもので、第1層の形成時期を決定する資料ではない。このなかで最も新しい資料である1が、第1層の形成時期を示すと考えられ、その時期は9世紀代を中心とした古代に求められよう。一方、第1層を掘削する直前に、造成土の最下層から第9図の3（図版18-1）・6（図版18-4）が出土している。3・6が出土した場所は、造成土の直下に01流路が確認できたため、これらの遺物は流路内の包含層が攪拌されて造成土内に混入したものと考えられる。3は土師器高坏の受け部から脚部の破片で、内外面にナデ痕跡が残る。6は土師器甕の胴部から底部にかけての破片で、外面に荒いハケ目、内面にナデ痕跡が残る。いずれも古墳時代中期のものと考えられる。第2層からの出土遺物は、第9図の7と8である。7は土師器高坏の脚部で、外面にナデ痕跡が残る以外調整は不明である。8は土師器甕の口縁部で外面の頸部より下と、内面の頸部より上にハケ目残り、それ以外の場所はハケ目痕跡がナデ消されている。7と8はいずれも破片で、また第2層が流路堆積であるため、当該層の形成時期を直接示唆するものとは言い難い。

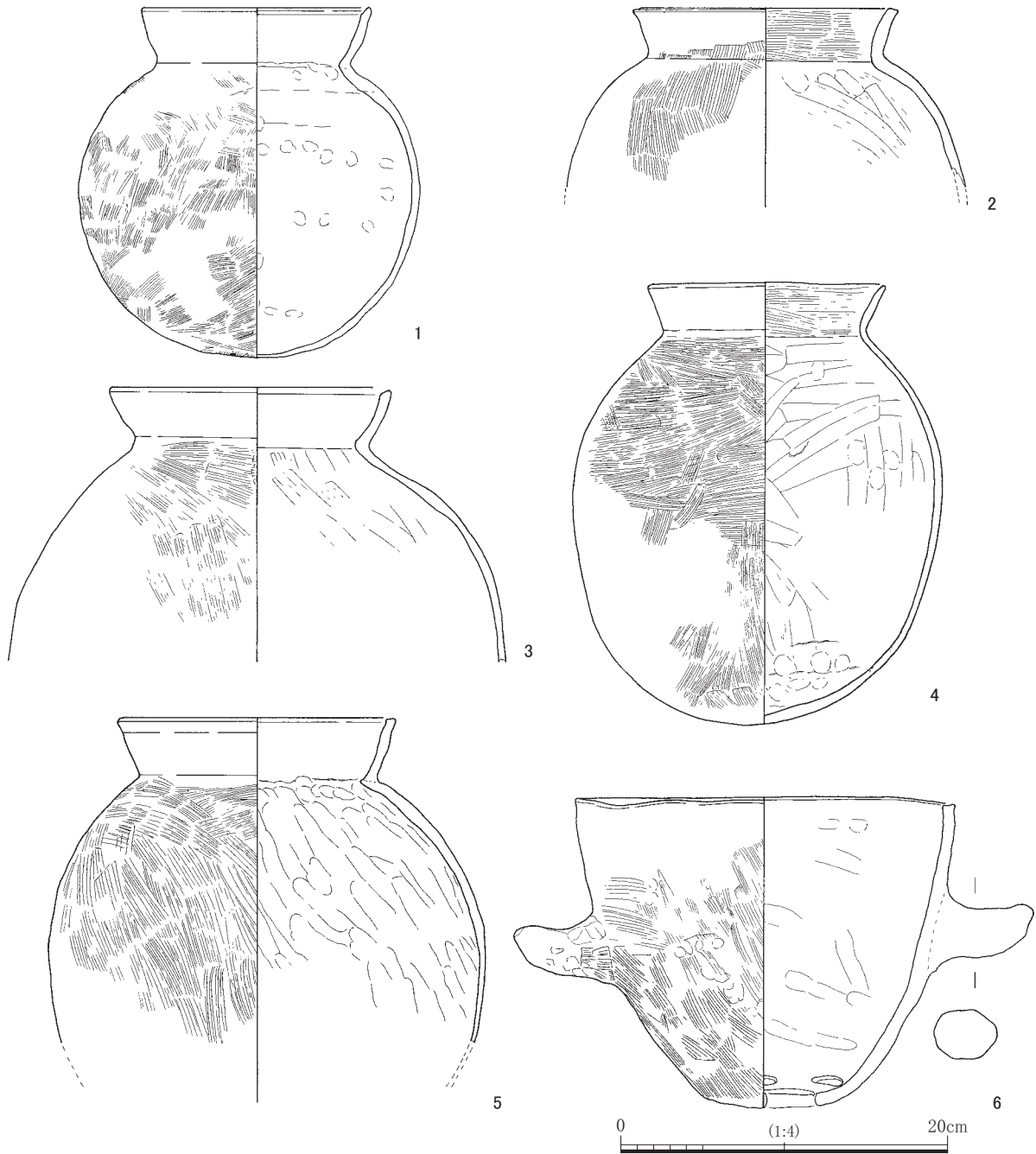
②第3層除去面（第10図、図版1-1、図版3-2、図版4-1）

01流路 第6層の洪水砂により形成された微高地を河岸とし、調査区を北西から南東に向けて流れる流路である。流路自体は、前述したとおり東海道線敷設時の造成土を除去した時点で検出されたが、この流路が機能していた時期は、後述する遺物の時期より、古墳時代前期から9世紀以降（第1層出土資料より）と考えられる。01流路内に堆積した第3層の除去面で、微高地から流路内へと落ち込む肩部から、落ち込みの最下部にかけて、古墳時代中期の土器・木製品がほぼ完全な形を保って遺棄されている状況が検出された（第11・12図、図版4-2～5）。基本層序の項からもわかるように、1区と2区で確認されたのは、旧河川の流路と川べりのわずかな範囲の旧地表面であるため、各層の除去面では遺構は皆無であった。ただし、出土遺物が1区の西側に偏っていること、地形的にも01流路内の堆積が南西に向かって上昇し岸辺に近づく状況が窺えることから、1区と2区の西側には古墳時代の集落が広がっており、居住時の不必要品を、東側に流れる河川に遺棄したものと考えられる。このことは後述する4区の調査成果からも裏付けられよう。

出土遺物 第3層からの出土遺物は、第13図の1～25と第14図の1～6である。まずは第13図から。1は土師器の小型鉢である（図版18-5）。てづくねで作られており、全体的に指頭圧痕が残る。2は製塩土器の破片で、外面に指頭圧痕が残る。3～5は土師器の小型鉢。3は内外面ともにナデ調整、口縁部は上方につまみ上げる（第12図、図版19-2）。4・5も内外面ともにナデ調整で、5は口縁部内面に面を持つ（図版18-6）。5の内面は二次焼成を受けたために赤色化しており、口縁部には煤が付着している。6（第12図、図版4-3、図版19-3）・7・8は小型の丸底壺。6は内外面ともにナデ調整、外面にはわずかに赤彩を施した痕跡が残る。また胴部外面には、いびつな円形状の欠損がみられることから、穿孔を試みたが途中で断念したものとみられる。7・8は口縁部を欠損する。いずれも、外面にハケ目を施した後ナデ調整、内面にナデ調整のみを施す。9（第12図、図版4-5、図版20-2）・10～21、23・25は土師器高坏。9は口縁部の一部を欠く以外は、ほぼ全体が残る個体である。受け部



第 13 图 1区第3層出土遺物①



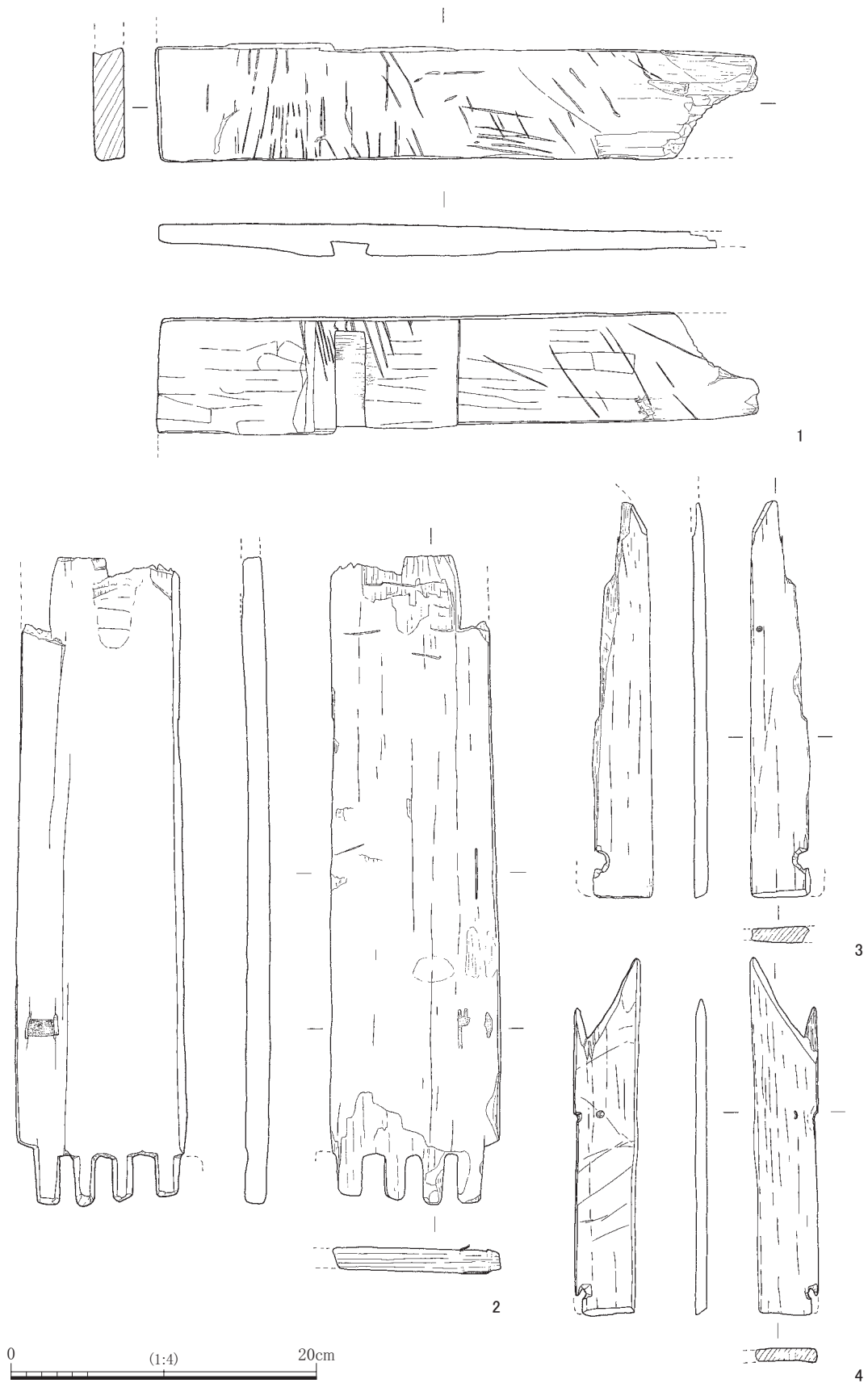
第14図 1区第3層出土遺物②

外面はヘラ状工具によるナデ痕跡が残る。受け部・脚部ともに内面はナデを施し、脚部上部には絞り目が残る。10・11・12（第12図）・13・14は受け部のみが残存する。10～14はいずれも、内外面ともにナデ調整を施すのみである。10や13には脚部付近に指頭圧痕がそのまま残る。15～17・18（第11図、図版18-7）・19（第11図、図版4-2、図版19-4）は受け部から脚部にかけての個体。これらも上記同様、内外面ともにナデ調整のみを施し、17・18では、脚部付近に指頭圧痕がそのまま残る。15～19の脚部内面には絞り目が残る。ただし、16は絞り目を消そうとしたためか、脚部内面にわずかにハケ目痕跡が確認できる。20は土師器高坏の受け部のみが残存した個体であるが、上記の高坏よりもあきらかに規格が大きい（第12図、図版4-4、図版20-1）。内外面ともにナデ調整のみを施し、脚部付近に指頭圧痕がそのまま残るのは上記の高坏と同様である。15は脚部に円形の透かし孔が二箇所確認できるが、位置関係からみれば、破損部分にもう一箇所あったと考えられ、本来は三方向に透かし孔があったのだろう。25は

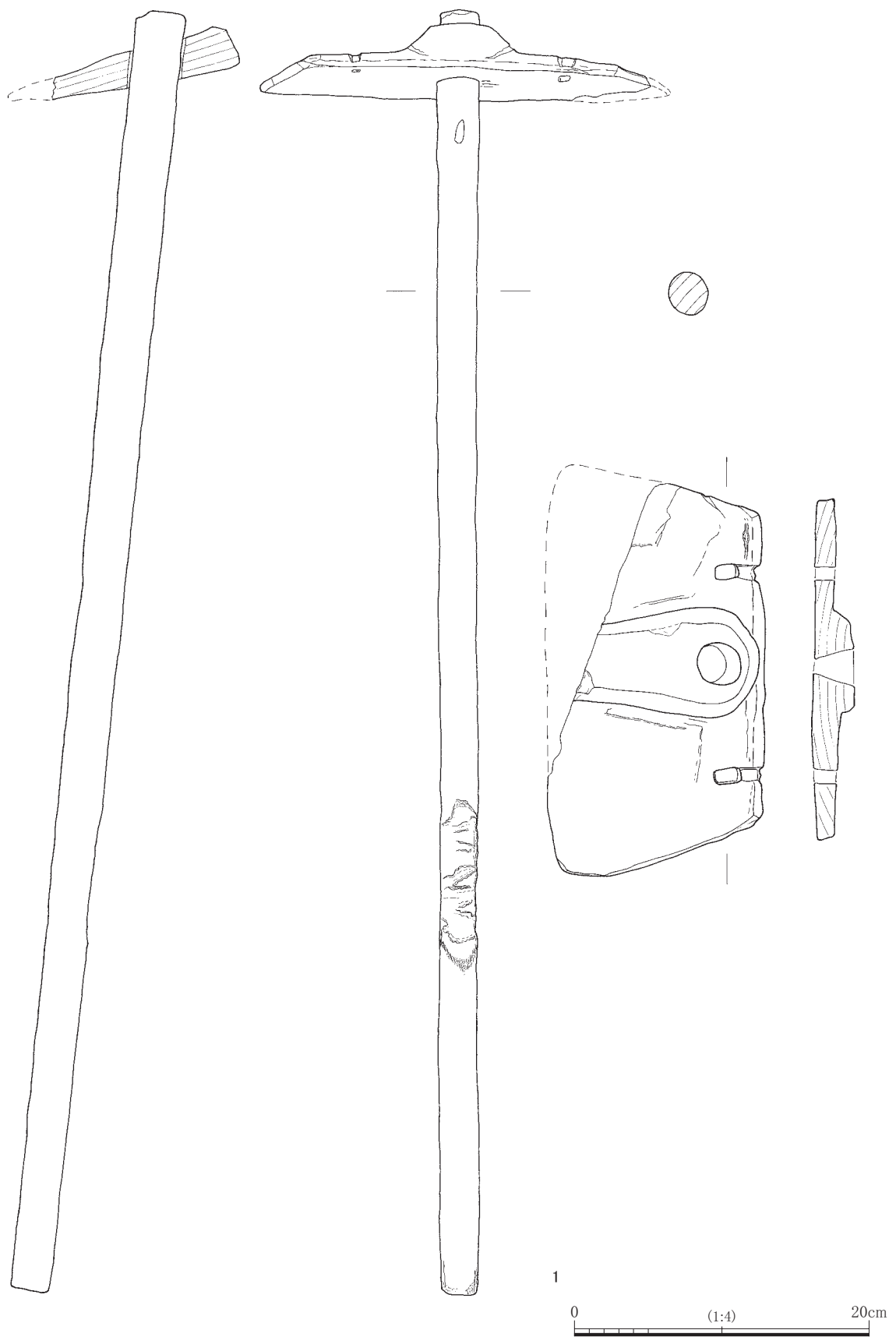
20 と同一規格の完形個体である（図版 19 - 1）。内外面ともにナデ調整のみを施すが、受け部内面にはわずかに赤彩を施した痕跡が残る。外面はほぼ全体にわたって煤が付着しており、興味深いのは受け部と脚部が離れた破断面にも煤が付着していることである。煤は 25 の使用時に付着したのではなく、破損後に付着したものとみられる。21（図版 18 - 8）・23 は高坏の脚部のみの破片、上記同様、内外面ともにナデ調整のみを施す。22 は須恵器壺もしくは甕の胴部片。内外面ともにナデ調整を施している。24 は土師器甕の口縁部片で、外面にはわずかに縦方向のハケ目痕跡、内面にはわずかに横方向のハケ目痕跡が残る。

第 14 図に移る。1（第 12 図、図版 23 - 1）・2・3（第 11 図、図版 24 - 1）・4（第 11 図、図版 24 - 2）・5（第 12 図、図版 4 - 4、図版 23 - 2）は土師器甕で、いずれも胴部外面にハケ目調整、胴部内面にナデ調整を施す。2・4 では口縁部内面に、横方向のハケ目痕跡がみられる。このうち 1・3・5 では、口縁端部内面がわずかに肥厚しており、形骸化してはいるものの布留甕の特徴を残す。6 は土師器の甑である（第 11 図、図版 25 - 1・2）。側面観は逆台形を呈する。外面にはハケ目痕跡、内面にはナデ痕跡が残り、把手接合部は指頭圧痕がみられる。把手の断面形はいびつな円形で、切れ込みや刺突痕跡はみられない。底部には中央の円形の孔を中心に、5 単位の三日月状の孔が巡っている。

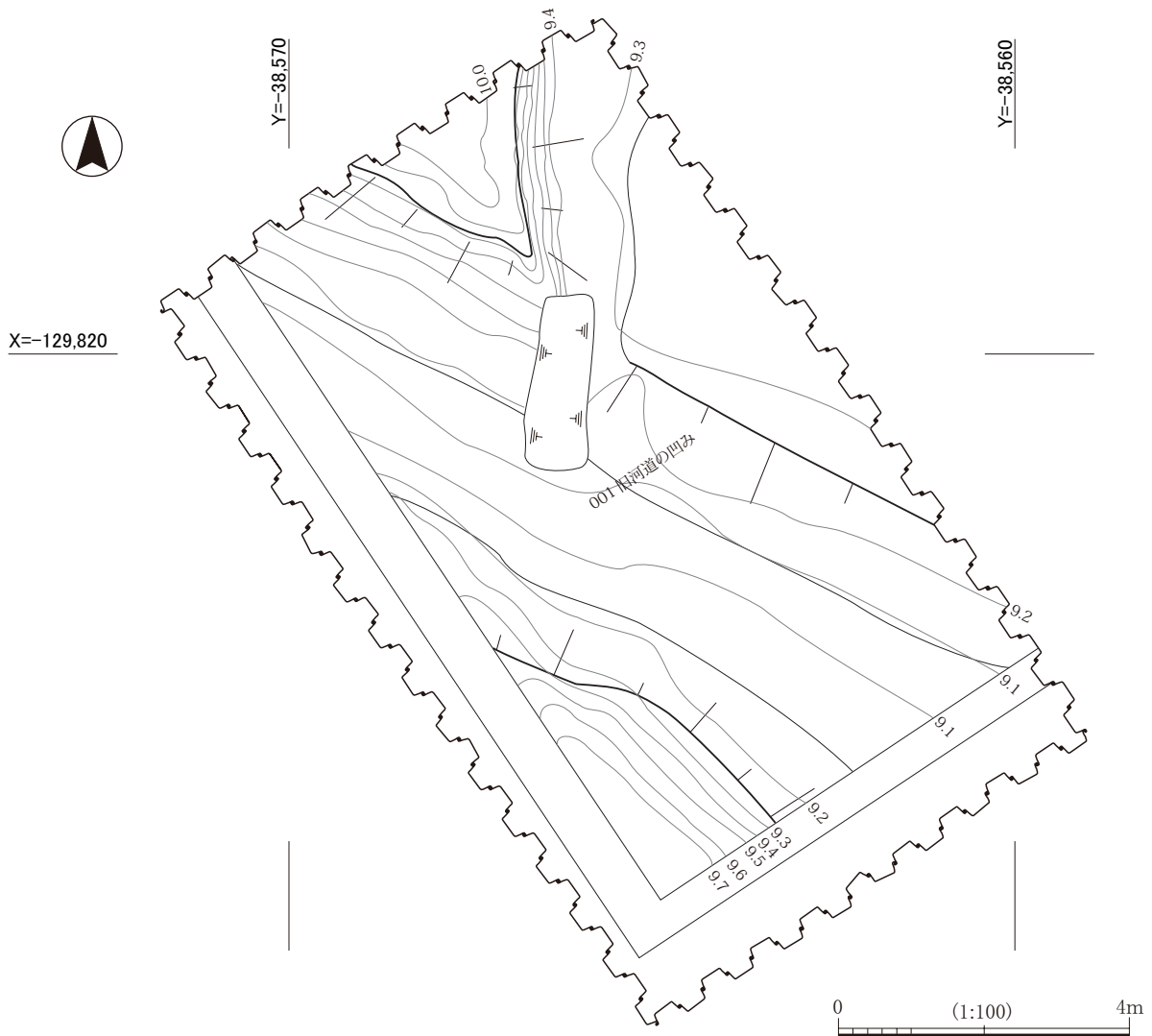
第 15・16 図は第 3 層から出土した木製品である。まずは第 15 図から。1 は机の天板である（図版 33 - 1 ~ 6）。天板の裏面端から 12cm の箇所にも溝を一条穿っている（図版 33 - 5・6）。溝は断面逆台形状で、下端の幅が約 20cm、上端の幅が約 28cm である。この溝に同形の脚を嵌め込むのだが、脚は出土していない。天板の上面は平坦だが、下面は削り込まれ脚嵌め込み部分がやや厚めに整形されている。欠損している脚の嵌め込み部分も、やや厚みを持つとすれば、机の長さは残存している長さの倍以上になる。上面には、鉄製の刃物のようなもので付けられた、幅 1mm に満たない線状の傷が 50 単位近く認められる（図版 33 - 3・4）。傷は天板の短軸と並行しているものが多く、天板上で何らかの作業をおこなった結果ついた痕跡といえよう。2 は、琴の琴板の胴部から尾部にかけての破片で、頭部と片側の側縁を欠く（図版 34 - 1 ~ 6）。表裏とも平滑に仕上げられており、厚みも 1.5cm とほぼ一定している。尾部の突起は 4 本だが、側縁が欠損していることを考えると、それ以上あったものと考えられる（図版 34 - 3）。尾部の側縁付近には、二条の縦長の孔が並行して穿たれており、そこには樹皮が巻かれている（図版 34 - 4・5）。この樹皮で、共鳴槽を固定したのと考えられる。琴板裏面の、二条の孔の方向から胴部へと約 8cm 延長した箇所には、幅 1mm と細いが加工された溝が約 3.0cm の長さにわたって確認できる。共鳴槽を固定するための、溝であった可能性を指摘しておく。樹皮の巻かれた側縁の対角線上の位置には、直径 0.1cm 程度の穿孔がみられる（図版 34 - 6）。孔は裏面（平面図の右側の面）から穿たれているが、表面までは貫通していない。孔の機能は不明である。3（図版 35 - 2）・4（図版 35 - 1）は、琴板と隣り合って出土しており、琴の共鳴槽の一部と考えられる。3 には樹皮を巻いて、琴板に取り付けるための孔が一箇所残る。ただし両側縁が欠損しているため、側縁部分の孔も残らない。3 で特徴的なのは、孔が残る方の短辺（図では下）が琴板と直角で取りつくのに対して、孔が残存していない方の短辺（図では上）は、加工痕跡の残存状況から琴板に鋭角に取りつく想定されることである。4 にも琴板に取り付けるための孔が一箇所みられる。ただし孔は側縁部を欠くため、半円状である。またこの孔と同じ側縁で、孔から約 12cm 離れた箇所にもやや小さめの孔を穿った痕跡が確認できるが、これも側縁部が欠損しているため、半円状になっている。またその付近、4 の右側平面図でみると半円状の孔の右側にも、孔を穿とうとした痕跡が表裏同一箇所にもみられる。ただしこの孔は貫通していない。4 は 3 と同様、孔が残る方の短辺（図では下）が琴板と直角で取りつくのに対して、孔が残存していない方の短辺（図では上）は、琴板に鈍角に取りつく想定されることである。これは 3 とは逆の取りつき方である。以上の



第 15 图 1区第3層出土遺物③ (木製品)



第 16 图 1区第3層出土遺物④ (木製品)



第 17 図 1 区第 4 層除去面

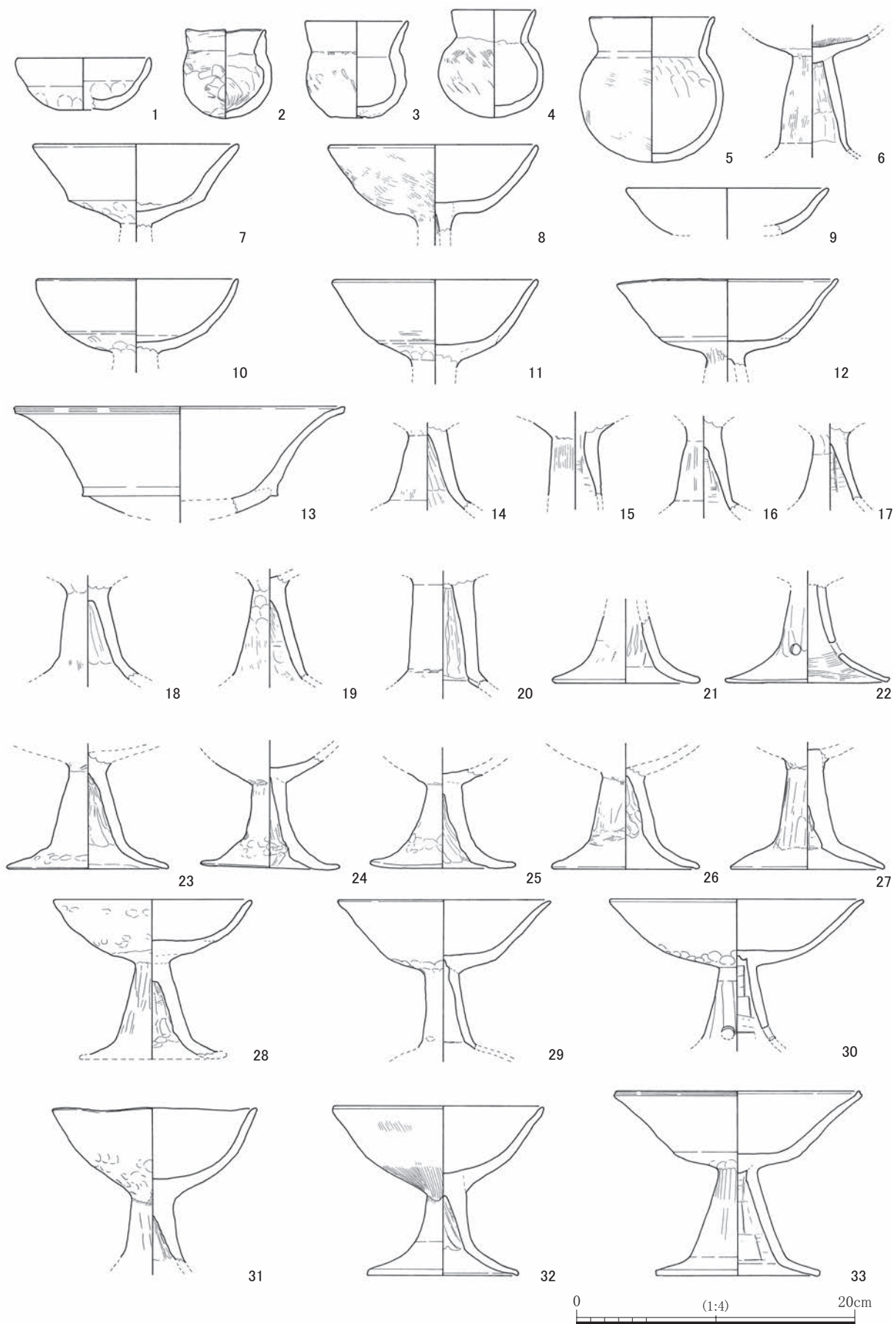
状況から考えると、3・4 どちらかの短辺の加工痕跡は、琴作成時のものではなく、流路に投棄する際の痕跡なのだろうか。もしくは、琴板に取りつくのは孔が穿たれたのとは逆の側縁部になるのだろうか。

第 16 図 1 は直柄の横鋏である（図版 35 - 3、図版 36 - 1 ~ 5）。本来泥除けとセットとなるが、泥除けは出土しなかった。泥除けを除けば、刃部の下縁部の一部を除いてすべて完存している。鋏身には三箇所孔が穿たれており、中央の孔は直径約 2.8cm の柄孔である。柄孔の周囲には、頭部から刃部にかけて隆起部分がある。あとの二箇所は、泥除け固定用の孔で、頭部の上端部に穿たれている。孔の形状はいずれも、1.5cm × 1.0cm の縦長長方形で、孔から上端部にかけては樹皮で固定するための溝が掘られている。鋏身と柄の着装角度は、柄と前面（隆起の無い面）との角度で 75° である。柄は持ち手側の先端から鋏身へ向けて、22 ~ 34 cm の箇所で意図的に削り込まれた痕跡および火被痕跡が認められる。流路に投棄される前に、何らかの行為をおこなったのだろうか。

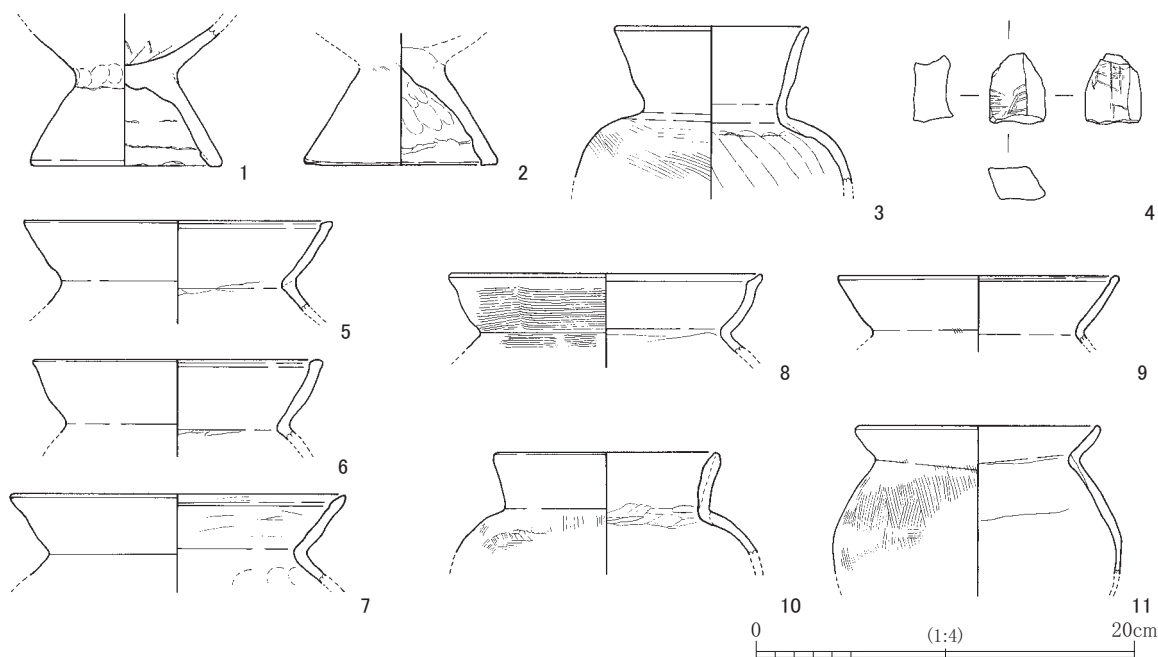
第 3 層から出土した遺物は、須恵器坏などの細かな年代を確定できる遺物がないものの、土師器高坏や土師器甕の様相から、5 世紀の後半代に位置付けることができよう。

③第 4 層除去面（第 17 図）

第 4 層を除去した面が、0 1 流路の初期の様相、すなわち流路内に土砂が流れ込む直前の状況である



第 18 图 1区第4層出土遺物①



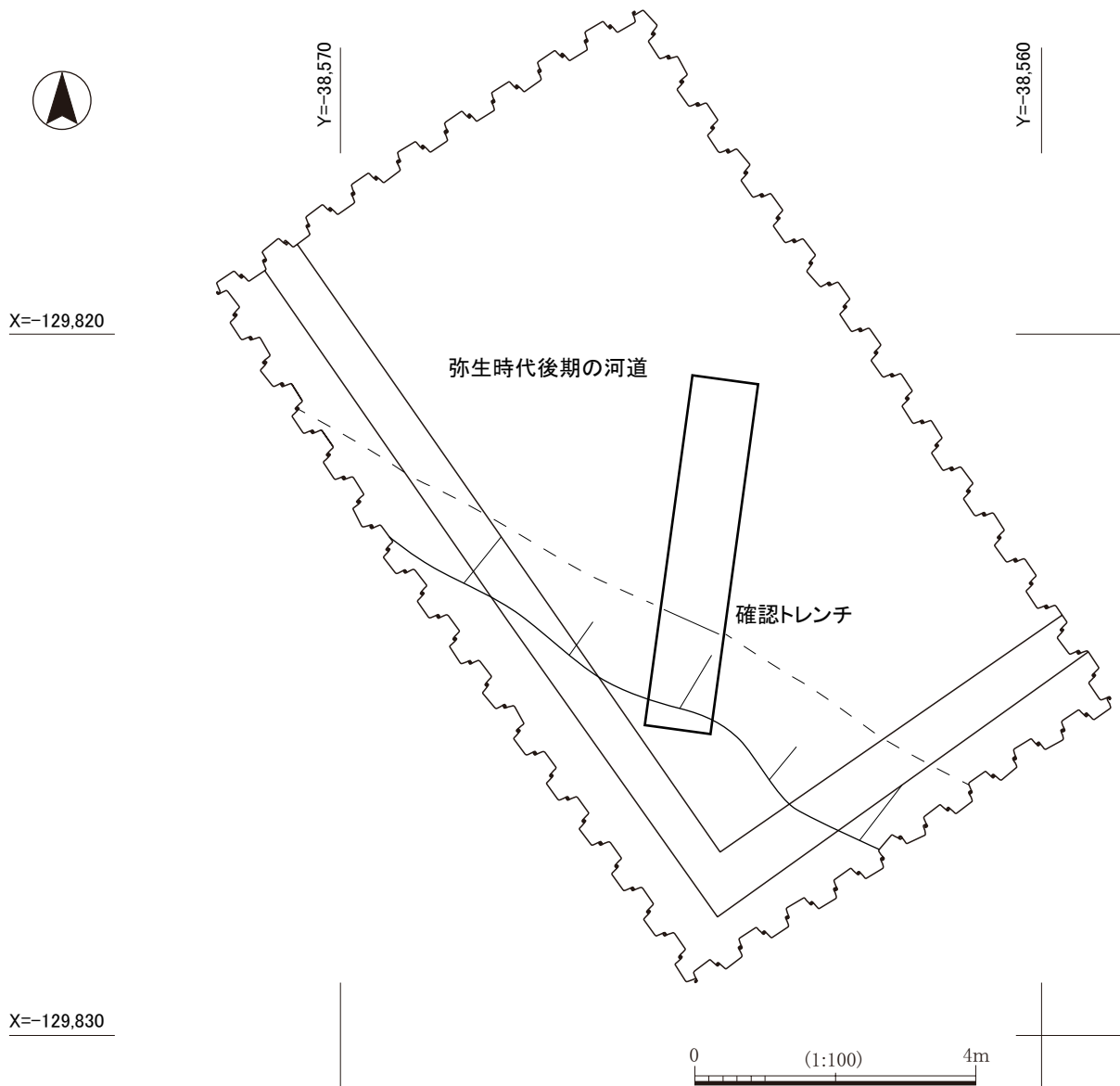
第19図 1区第4層出土遺物②

が、この面では目立った遺構はみられなかった（図版5-1）。

出土遺物 第4層からも第3層同様、多くの遺物が出土した（第18・19図）。まず第18図から。1は土師器の小型鉢。内外面ともに指頭圧痕がみられる。2（図版21-1）・3（図版21-2）・4（図版21-3）・5（図版19-5）は土師器の小型壺である。2の外面には指頭圧痕とヘラ状工具によるナデ痕跡が乱雑にみられ、内面にはナデの痕跡が顕著にみられる。3・4はいずれも、内外面ともにナデ調整を施すが、胴部には斜め方向のタタキ痕跡がナデ消されずにわずかに残る。5は内外面ともにナデ調整を施し、外面にはタタキ痕跡等は残らない。内面のナデ痕跡は指の当たりが顕著に残る。6・7・8（図版22-2）・9・10（図版22-3）・11～21・22（図版21-4）・23（図版21-5）・24・25（図版21-6）・26・27・28（図版22-1）・29（図版22-4）・30（図版26-1）・31（図版26-2）・32（図版22-5）・33はいずれも土師器の高坏である。ほぼどの個体においても、内外面にナデ調整を施し、受け部と脚部の接合部分および、脚部の裾部分にユビ押さえの痕跡が残る。30の脚部には、透かし孔がかるうじて二箇所確認できるが、位置関係から考えて、本来は三方向に透かし孔が開いていたと考えられる。

第19図に移る。1・2（図版21-7）は土師器の台付甕の脚部。1・2はいずれも、内外面ともにナデ調整を施すが、胴部と脚部の接合部分に指頭圧痕が顕著に残る。また脚部接地面付近の内面には、厚みをもった粘土の折り返しが全周する。1は脚部と胴部の一部が残存するが、脚部の外面と胴部の内面には全体的に煤が付着している。2は脚部のみの残存であるが、外面には全体的に煤が付着している。3は土師器の直口壺の口縁から胴部にかけての破片である（図版21-8）。外面は口縁部から肩部にかけて丁寧なナデ調整を施すが、肩部よりも下はハケ目痕跡が残る。内面も口縁から肩部にかけては、丁寧なナデ調整を施すが、肩部よりも下はナデ痕跡が顕著にみられ指の当たりが残る。4はサヌカイト製の石器。用途は不明である。5～9は土師器の甕である。いずれも口縁部から、頸部にかけての破片で、8の外面に横方向のハケ目痕跡がみられる以外、残りは内外面ともにナデ痕跡がみられるのみである。いずれも内面の口縁端部が肥厚しており、布留式甕の特徴を有している。10は土師器の直口壺。内外面ともにナデ調整を施しているが、内面頸部にはケズリ痕跡が残る。口縁部外面の一部と、内面全体に煤が付着している。11は土師器の甕である。内外面いずれもナデ調整を施すが、外面胴部には縦方向のハケ目痕跡がみられる。

以上が第4層から出土した土器であるが、これらは概ね古墳時代前期（3世紀末から4世紀前半）に



第 20 図 1 区下層確認トレンチ平面図

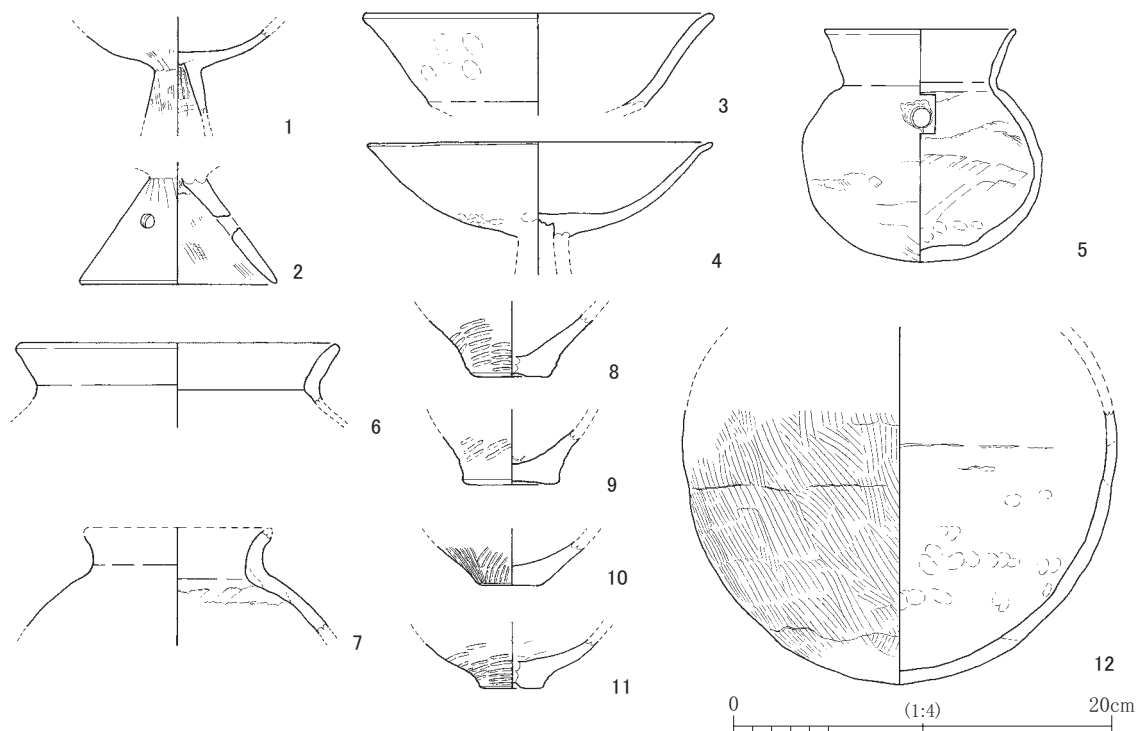
位置付けることができる。

④ 1 区下層確認トレンチ (第 20 図、図版 5 - 3 ~ 5)

1・2 区で当初予定された掘削深度は、鋼矢板の安全深度の関係上、現地盤マイナス 3.0 m (T.P.+8.5 m 付近) であったが、この高さは後述する弥生時代後期の土器を包含する河川堆積 (第 6 層) の中にあたる。そのため 1 区では、調査の最終段階で、1 m 幅の下層確認トレンチを設け、第 6 層の最下部の高さ、およびそれ以下における遺物包含層の有無を調査した。なお、下層確認トレンチは、上面で 1 m 幅であったものの、河川堆積中を掘削するため一定程度の傾斜をつけて掘削した。そのため遺構面としての調査が可能な面積を確保することができず、層序ごとに遺物を採取することに努めた。その結果、第 6 層の下端は T.P.+7.6 m 以下 (底は未確認) にまでわたること、その下層である第 7 層は自然堆積層でかつ無遺物層であることを確認した。

出土遺物 ここでは、下層確認トレンチ掘削以前に第 6 層から出土した遺物、すなわち鋼矢板の安全深度 T.P.+8.5 m よりも上部の第 6 層から出土した遺物と、下層確認トレンチ中の第 6 層から出土した遺物をあわせて報告する (第 21 図)。

1 は土師器高杯の胴部から脚部にかけての破片である。内外面ともにナデ調整を施すが、脚部外面に



第21図 1区第6層出土遺物

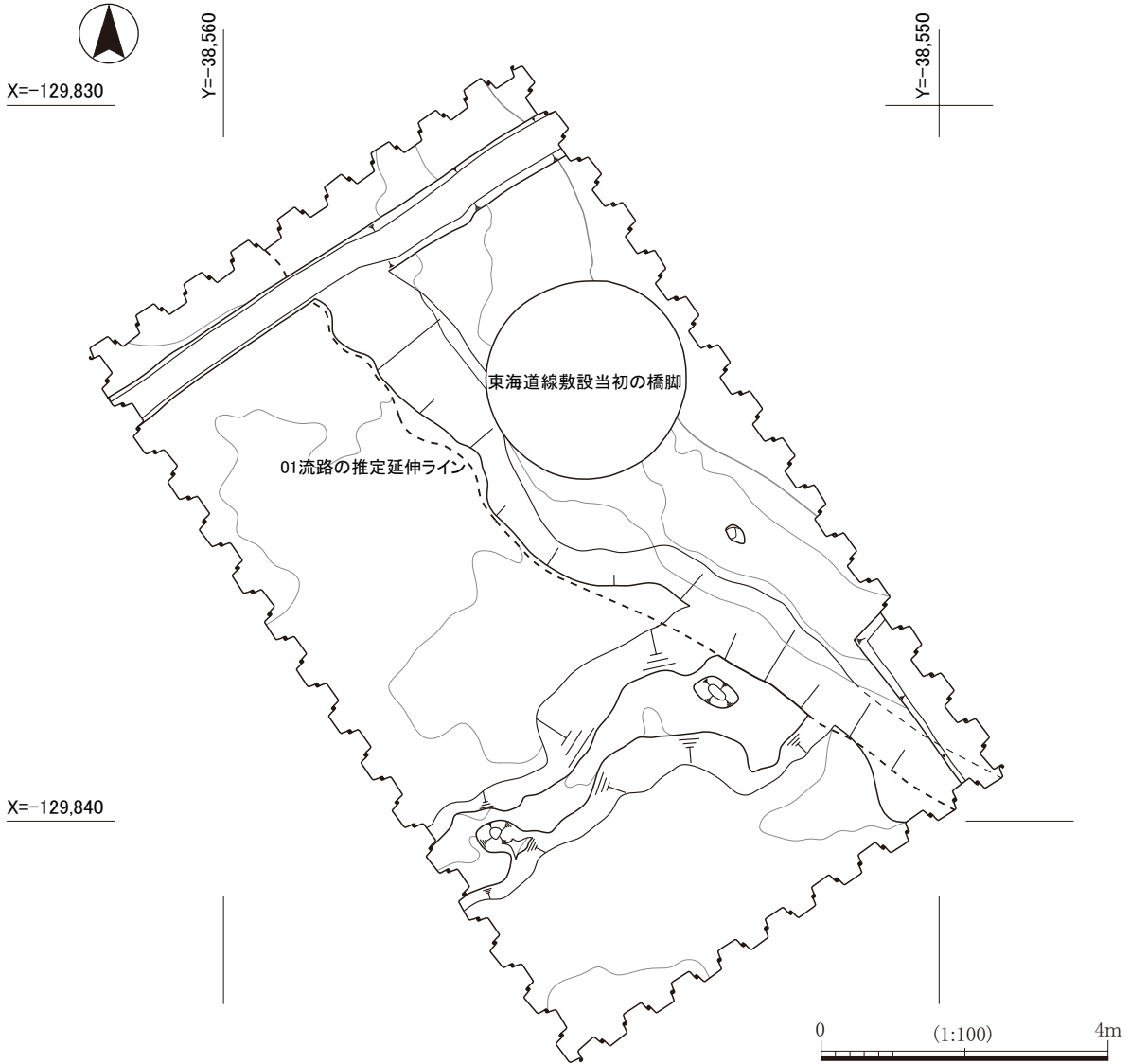
はうっすらとハケ目が残る。2は土師器小型器台の脚部の破片である。外面屈曲部付近にはミガキ痕跡がわずかに残り、内面にはハケ目痕跡がわずかに残り、脚部のほぼ中央には三方向にわたって透かし孔が穿たれている。3・4（図版26-3）は土師器高坏の受け部片である。いずれの個体も、内外面ともにナデ調整のみが確認できる。5は土師器の壺である（図版26-4、図版5-2）。内外面ともにナデ調整が確認できるのみであるが、胴部のやや上方に一箇所、円形の穿孔が確認できる。孔の部分を確認する限り、穿孔は焼成前におこなわれたものといえる。6・7は土師器甕の口縁部である。いずれも流水作用によるものか、内外面ともに磨滅している。8～11は弥生土器の甕の底部片である。いずれも外面に螺旋状のタタキ痕跡を、内面にはナデ痕跡を残す。12は土師器甕の胴部片（図版26-5）。外面には全体にやや粗めのハケ目痕跡が、内面には指頭圧痕が残る。

第6層出土遺物は時期的な幅を有する。8～11の底部片は、いずれも弥生時代後期（2世紀後半）のものであるが、1と2は古墳時代前期のなかでも4世紀後半代のものである。このように、第6層から出土した遺物の時期的様相としては2世紀分の幅があるのである。6層自体が旧河道による河川堆積である以上、この時期幅については、二つの可能性が指摘できる。一つは、旧河道の活動が弥生時代後期から始まっていた可能性で、もう一つは、旧河道の活動時期は4世紀後半代で、周辺の弥生時代後期の遺物包含層を削平し流れていた可能性である。

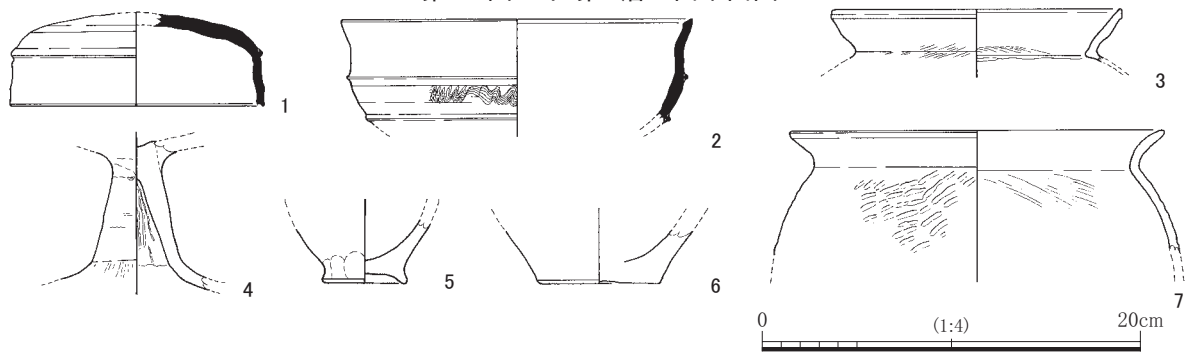
（3）2区の遺構（第22図、図版1-2、図版6-1）

2区では、東海道線敷設時の造成土を除去した時点で、第6層が露呈しており、それよりも上部の地層は確認できなかった。ただし、第6層の凹みから01流路の延伸部と思しき形状を確認しており、もともと流路の中に第1層から第4層が堆積していたものが、東海道線敷設時に攪乱を受けたのだろう。実際、造成土中からは、弥生土器・土師器（古墳時代）・須恵器（古墳時代）が出土している。

出土遺物 上述したように、造成土の中から以下の遺物が出土した（第23図）。これらの遺物は、造成土の中に点在していた遺物包含層（おそらく第1～4層）のブロック中で発見されたものである。1は



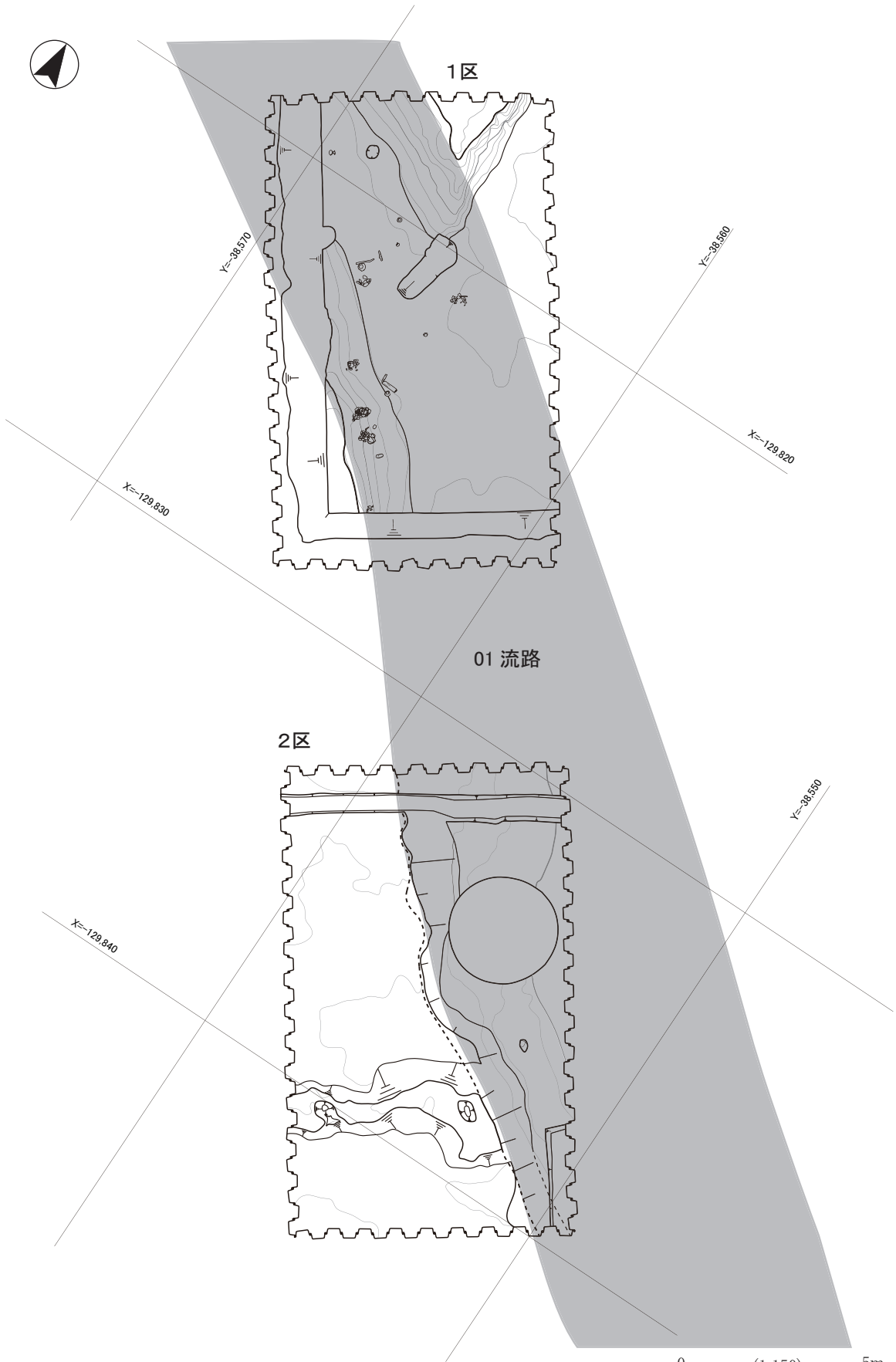
第22図 2区第6層上面平面図



第23図 2区造成土中出土遺物

須恵器坏蓋、2は須恵器無蓋高坏である。3は土師器甕の口縁部片、4は土師器高坏の脚部片である。5は小型の台付甕の底部片もしくは、製塩土器の底部片の可能性が考えられる。ただし製塩土器ほど熱を受けた痕跡はみられない。6は弥生土器の底部片、7は弥生土器の甕の口縁部から胴部にかけての破片である。

これらの遺物は、弥生時代後期に位置付けられる7から、5世紀後半に位置付けられる1～4までと、時期幅を有するものである。この時期幅は、1区の01流路から出土した遺物の時期とほぼ対応しているといえ、出土遺物から2区にも01流路が流れていたと想定される（第24図）。



第 24 图 1区·2区合成平面图

第2節 3区・4区

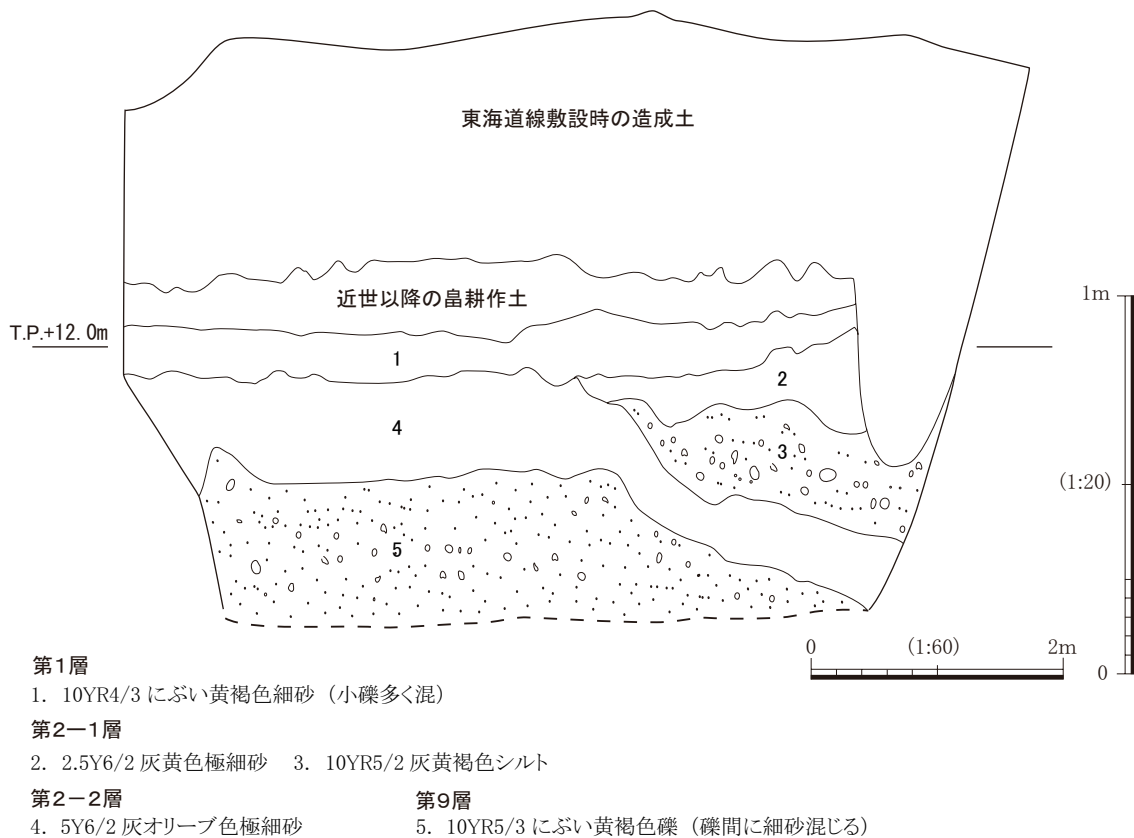
(1) 3区・4区の基本層序 (第25・26図、図版6-3・5、図版7-1~4、図版15-1、図版17-2)

3区と4区は、JR東海道線によって隔たれており、両地区の調査前の地盤高は3区がT.P.+12.5m、4区がT.P.+11.8mと大きく違う。3区では、東海道線敷設時の造成土を除去したところで、近世(江戸時代)以降の畝耕作土の上面を確認したが、その高さはT.P.+12.3~12.4mであった。一方、4区でも造成土を除去して、同じ畝耕作土の上面を確認しているが、その高さはT.P.+11.4~11.5mであった。このことから、近世以降に耕作された畝は、JR東海道線を境にして1.0m近くの高差があったといえるが、この高差は線路敷設前の土地境界を示すものと考えられる。実はこの高差は、後で述べる弥生時代後期の河川堆積の高差に起因するものである。

両調査区ともに、近世以降の畝耕作土を除去すると、中世の遺物を含む地層を検出した。3区・4区の調査では、この地層以下を調査対象と捉え、層序番号を付した。以下に各地層の概要を記す。

第1層 3区と4区の両方で確認された地層で、緑灰色極細砂で構成される。上層(近世以降の耕作土)同様耕作土と考えられる。第1層からは13世紀代の遺物が出土しており、このことから第1層は中世(鎌倉時代)に形成されたものと考えられる。

第2層 2層に細分され、上層が第2-1層、下層が第2-2層である。第2-1層は明黄褐色の極細砂で構成され、層中に粗砂を含む。地層の上部にマンガン班が沈着する。しかし、この沈着範囲が当該層の層界を示すものではない。なお第2-1層は4区東半部の一部の箇所、二層に分かれる状況が確認できたが、当地の堆積環境の大意に影響を与えるものではないと判断したため、細分化はおこなわなかった。



第25図 3区北壁断面図

第2-2層は浅黄色の細砂で構成され、第2-1層同様層中に粗砂を含む。いずれの地層も層中に粗砂を含んでいるが、これは各々の直下に粗砂で構成される洪水砂層があるためである（第10図、ただしこの状況は4区では確認できない）。

第3層 第3層は2層に細分され、上層が第3-1層、下層が第3-2層である。以下、第3層から第8層は4区のみで確認できる地層で、3区にはない。第3-1層は明黄褐色の極細砂で構成され、層中にわずかに粗砂を含む。第2-1層同様、地層の上部にマンガン班が沈着するが、この沈着範囲が当該層の層界を示すものではない。

第3-2層は黄褐色の細砂で構成され、層中にわずかに粗砂を含む。第3-2層が上層よりもわずかに黒色化しているのは、その直下にある古墳時代の遺物包含層を攪拌しているためである。層中からは古墳時代中期の須恵器や古代（8世紀）の土師器などが出土するが、最も新しいものは9世紀代の土器片（黒色土器A類）である。このことから、第3層は平安時代の遺物包含層と考えられる。

第4層 第4層は2層に細分され、上層が第4-1層、下層が第4-2層である。第4-1層は、主として灰オリーブ色の細砂で構成されるが、調査区の西側ではその直下に竪穴建物の埋土があるため、色調はやや黒色化している。一方、調査区の中央部ではその直下に河川堆積である礫層（第10層）があるため、層中には礫を多く含む。第4-1層からは、古墳時代中期から後期にかけての須恵器・土師器が出土する。後述する竪穴建物が、すべて埋没した後に形成された地層と考えられる。

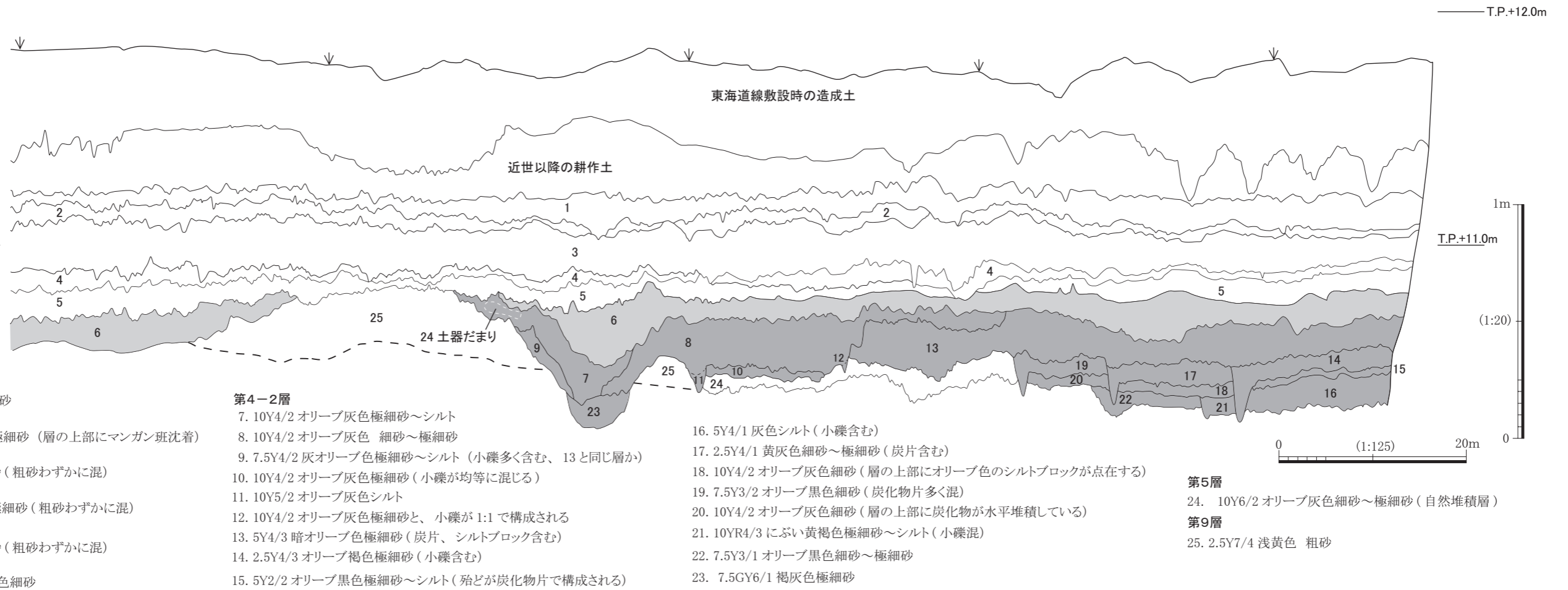
第4-2層は、古墳時代中期の遺物包含層全般を指すが、厳密な記載をすれば、下層である自然堆積層の第6層をベースとし、第5層の堆積終了時点から古墳時代中期の集落居住期間終了直後までの間に形成された地層である。例えば、調査区の東半は後述する竪穴建物の機能時に形成された地層であるため、当該期の生活活動に伴うためか、地層が酸化し赤茶けた様相を示す。一方、西半は流路という放置状態にあったためか、同じ層でも、どちらかというとき青灰色系の色調を呈しており、炭化物の破片は竪穴建物の埋土ほどは含まない。第4-2層中から出土する遺物は、古墳時代中期の須恵器・土師器である。

第5層 古墳時代中期以前の河川堆積層である。流水作用により堆積した地層であるため、層の上部と下部では様相が異なる。上部は、主として灰白色の細砂もしくは極細砂で構成されており、層中には緩やかな流水作用により堆積したことを特徴的に示す、横方向の細粒状堆積（ラミナ）がみられる。下部は、第5層の堆積期間中のなかでも初期段階に堆積した地層であるが、この層は主として淡黄色の粗砂により構成されている。このことから、下部は上部よりも流れの速い状況下で堆積したと想定される。上部からの出土遺物はないが、下部（粗砂中）からは弥生時代後期の土器と、古墳時代前期の土器が出土している。これは第5層形成時の流水作用が、調査区東端で確認される古墳時代前期の包含層（第6層）と、弥生時代後期の包含層（第7層）を削平しているためと考えられる。竪穴建物等の古墳時代中期の遺構は、この層の上面で検出される。

第6層 調査区の東端でのみ確認した地層で、主としてオリーブ灰色の細砂で構成され、層中には礫や土器片を多く含む。確認トレンチで断面観察した限りであるが、第5層を堆積させた旧河道が活動していた段階での、河岸の盛土の可能性を想定している。層中からは弥生時代後期の土器と、古墳時代前期の土器が出土している。弥生時代後期の土器が層中に含まれるのは、古墳時代前期の段階で盛土を施す際に、周辺の古い時期の包含層を掘削したことによるものだろう。

第7層 調査区の東端でのみ確認した地層で、2層に分かれる。上層が第7-1層で、下層が第7-2層である。第7-1層は、黒色のシルトもしくは極細砂で構成され、黒色化が著しい。層中には炭化物の破片と土器片を多量に含む。第7-2層は灰色の極細砂で構成され、上層ほどの黒色化はみられない。

4区北壁断面



第1層

1. 10G6/1 緑灰色極細砂

第2-1層

2. 2.5Y6/6 明黄褐色極細砂 (層の上部にマンガン班沈着)

第2-2層

3. 2.5Y7/3 浅黄色細砂 (粗砂わずかに混)

第3-1層

4. 2.5Y6/6 明黄褐色極細砂 (粗砂わずかに混)

第3-2層

5. 2.5Y5/4 黄褐色細砂 (粗砂わずかに混)

第4-1層

6. 7.5Y5/2 灰オリーブ色細砂

第4-2層

7. 10Y4/2 オリーブ灰色極細砂～シルト

8. 10Y4/2 オリーブ灰色 細砂～極細砂

9. 7.5Y4/2 灰オリーブ色極細砂～シルト (小礫多く含む、13と同じ層か)

10. 10Y4/2 オリーブ灰色極細砂 (小礫が均等に混じる)

11. 10Y5/2 オリーブ灰色シルト

12. 10Y4/2 オリーブ灰色極細砂と、小礫が1:1で構成される

13. 5Y4/3 暗オリーブ色極細砂 (炭片、シルトブロック含む)

14. 2.5Y4/3 オリーブ褐色極細砂 (小礫含む)

15. 5Y2/2 オリーブ黒色極細砂～シルト (殆どが炭化物片で構成される)

16. 5Y4/1 灰色シルト (小礫含む)

17. 2.5Y4/1 黄灰色細砂～極細砂 (炭片含む)

18. 10Y4/2 オリーブ灰色細砂 (層の上部にオリーブ色のシルトブロックが点在する)

19. 7.5Y3/2 オリーブ黒色細砂 (炭化物片多く混)

20. 10Y4/2 オリーブ灰色細砂 (層の上部に炭化物が水平堆積している)

21. 10YR4/3 にぶい黄褐色極細砂～シルト (小礫混)

22. 7.5Y3/1 オリーブ黒色細砂～極細砂

23. 7.5GY6/1 褐灰色極細砂

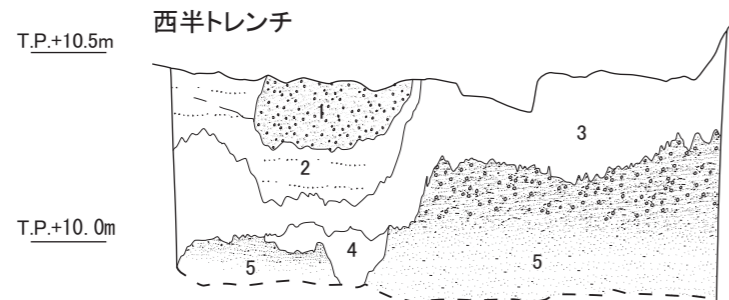
第5層

24. 10Y6/2 オリーブ灰色細砂～極細砂 (自然堆積層)

第9層

25. 2.5Y7/4 浅黄色 粗砂

4区 下層確認トレンチ北壁断面



第5層

1. 10YR6/6 明黄褐色粗砂 (層中に礫多く含む)

2. 5Y7/4 浅黄色極細砂 (粗砂が縞状に堆積)

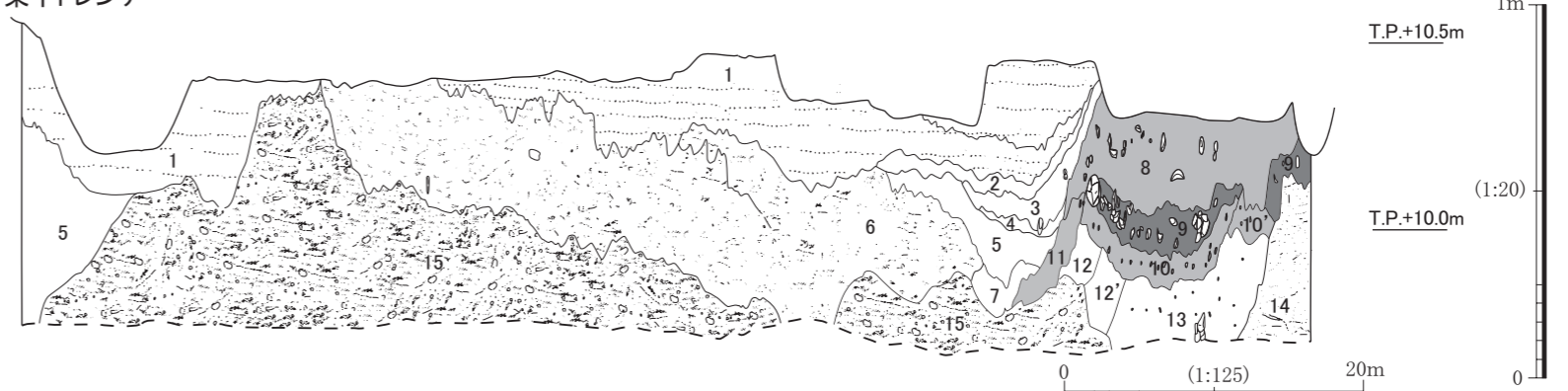
3. 2.5GY5/1 オリーブ灰色 細砂 (西側は粗砂が混入する)

4. 2.5GY4/1 暗オリーブ灰色 極細砂 (植物遺体混)

第9層

5. 2.5Y7/4 浅黄色粗砂

東半トレンチ



第5層

1. 5Y8/2 灰白色細砂～極細砂

2. 7.5Y7/2 灰白色極細砂

3. 7.5Y7/2 灰白色極細砂 (白色極細砂のラミナ状堆積が明瞭にみられる)

4. 7.5Y4/1 灰色極細砂～シルト (土器、小礫含む)

5. 7.5Y4/1 灰色シルト (層の下部に粗砂が混じる)

6. 5Y8/4 淡黄色細砂～粗砂 (流芯付近では礫が集中する)

7. 10Y7/1 灰白色シルト

第6層

8. 10Y5/2 オリーブ灰色細砂～極細砂 (礫、土器片多く含む)

第7-1層

9. 7.5Y3/2 オリーブ黒色シルト (礫、土器片、炭化物多く含む)

第7-2層

10. 7.5Y5/2 灰オリーブ色極細砂～シルト (礫、土器片わずかに混じる)

10'. 7.5Y5/2 灰オリーブ色 極細砂

11. 7.5Y5/1 灰色シルト (わずかに炭片混じる)

第8層

12. 5Y5/2 灰オリーブ色細砂 (粗砂、小礫混じる)

12'. 10Y5/1 灰色細砂 (粗砂、小礫混じる)

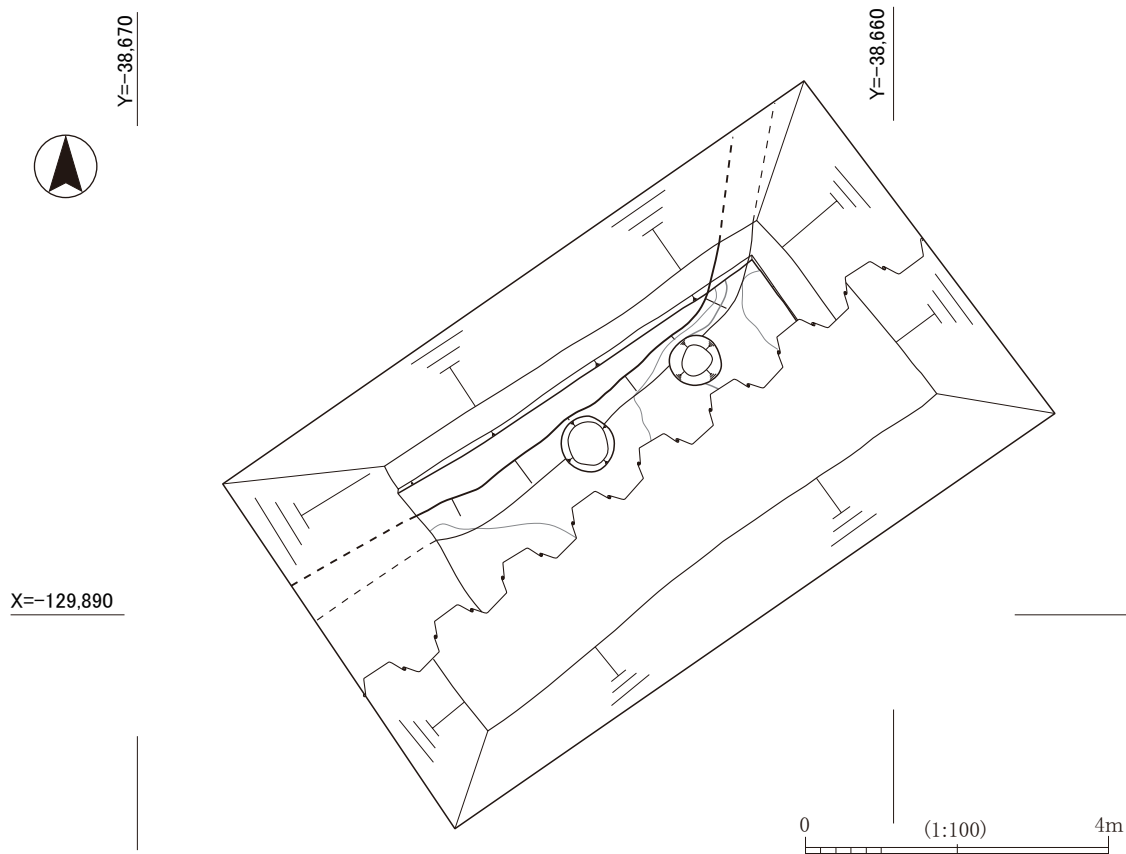
13. 10Y5/1 灰色極細砂 (オリーブ黒色のシルトブロック随所にみられる。層の下部には礫が混じる。)

14. 10Y6/2 オリーブ灰色極細砂

第9層

15. 2.5Y7/4 浅黄色粗砂 (摩耗した土器片をまばらに含む)

第26図 4区北壁断面図



第27図 3区第2-2層除去面

いずれの層からも、弥生時代後期の土器が出土している。また、第7-2層が黒色化の著しい第7-1層の直下に、攪拌されず残存していることから考えれば、第7-1層は第6層に先行する河岸の盛土であった可能性も考えられる。第7-1・7-2層ともに、本来はさらに西側にも堆積していたと考えられるが、第6層の形成時に削平されたものと想定している。

第8層 調査区の東端で確認した地層で、灰色の細砂もしくは極細砂で構成される。自然堆積層と考えられるが、層中にはオリブ黒色のシルトブロック小片や土器の細片が散見される。層の下部には礫が混じる。周囲の包含層を切り崩してきた河川堆積の可能性が高く、時期は弥生時代後期と想定される。

第9層 3区と4区の双方で確認できる地層で、浅黄色もしくは赤褐色の礫で構成される。3区の場合、第2-2層の直下がこの第9層である。もちろん3区と4区は離れており、直接連続性を確認できたわけではないが、地層の特徴から考えて双方の礫層は同一と捉えられる。この地層からは、磨滅した弥生時代後期の土器片が出土している。

(2) 3区の遺構

①第1層・第2-1層除去面

3区では、近世以降の畠耕作土を除去した段階で、第1層の上面を確認した。第1層を除去した面では、目立った遺構は確認できなかった。また同様に第2-1層を除去した面でも目立った遺構は確認できなかった。

②第2-2層除去面（第27図、図版2-1、図版6-4）

第2-2層を除去した面では、下層の第9層が露呈した。この段階で北から南へ落ち込む状況（畠の段差か？）が確認できた。3区では、この面で掘削限界深度を超えていたため、本遺構面をもって調査を終了した。

以上のように、3区では4区のように第3層から第8層までの層序が確認できない。これは、現時点

で最下層と捉えている第9層の堆積が、4区以上に盛り上がり堆積しているためである。おそらく弥生時代後期以降も3区付近は集落域として利用されたが、その後中世・近世の耕作行為により、遺構のみならず遺物包含層も削平されたものと考えられる。また、近世以降の畝耕作土層の上面が、3区と4区とで1m近い差があることを先に述べたが、これは最下層の第9層が3区側で高く堆積しているためである。

出土遺物 第1層からは第30図1～3の遺物が出土している。1・2は瓦器碗、3は須恵器器台の脚部片である。1・2は13世紀代、3は5世紀代の遺物で、新しい様相を示す1・2の時期が第1層の形成時期に近いものと考えられる。なお第2～2層からの出土遺物は無く、上述の落ち込みの詳細な時期はわからない。

(3) 4区の遺構

①第1層除去面

第1層除去面では目立った遺構は確認できなかった。

出土遺物 当該層からは第30図4・5が出土している。4は土師器皿、5は白磁碗の口縁部片である。4は13世紀代、5は12世紀代のものである。第1層の形成時期は、これらの出土遺物のなかで、最も新しい13世紀代とするのが妥当なようである。

②第2層除去面（第28図、図版7-5、図版8-1）

第2-1層除去面で、畝耕作に伴う数条の溝を検出したが、この段階では検出状況が不明確であり、また断面観察から下層である第2-2層を除去した段階でも、同じ溝が検出されることが明確に見て取れたため、溝は第2-2層を除去した段階で検出するに留めた。

第2-2層除去面では、調査区の東端を除くほぼ全域において、畝耕作に伴うとみられる溝を複数検出した。溝はいずれも東西もしくは南北の正方位に延びており、条里地割の規制を受けて掘削されたものと考えられる。上層の第1層から出土している遺物が、13世紀代の土器片であることから、当該面の遺構はそれ以前の耕作痕跡と考えられる。ただし後述するように、第3層除去面が古代（9・10世紀）と考えられることから、第2-2層除去面の遺構は中世段階（10～12世紀）のものと捉えておきたい。同様の遺構は、茨木市教育委員会がおこなった、4区南側（フジテック工場跡地）の集合住宅建設に伴う発掘調査でも、ほぼ全域で確認されており、調査地一帯に畝が広がっていたと想定される。

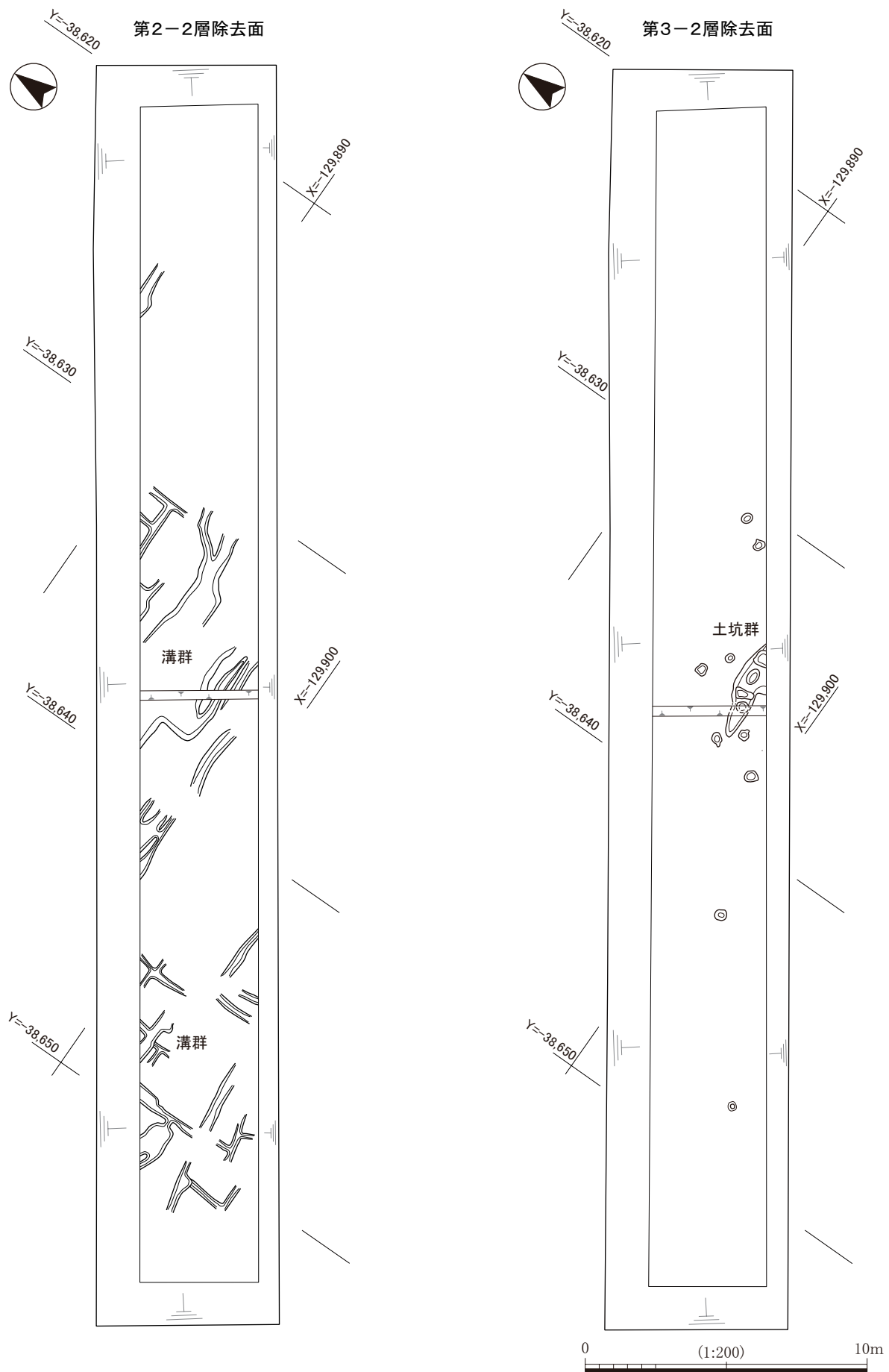
③第3層除去面（第28・29図、図版8-2）

第3層は第3-1層と第3-2層に分かれるが、第3-1層除去面では目立った遺構は確認できなかった。一方、第3-2層除去面では、調査区の西半部分で1基、中央部分で12基の土坑を確認した（第29図）。土坑の埋土は、いずれも黄灰色の細砂ないしは灰色の細砂（いずれも第3-2層に相当）で、深さは検出レベルから測って0.2～0.3mである。また5～7・18土坑で、柱を横方向に倒した痕跡が認められた（図版7-1～4）。ただし、土坑の位置関係から考えて、これらの遺構が掘立柱建物もしくは柵列などの一部になる可能性は低い。

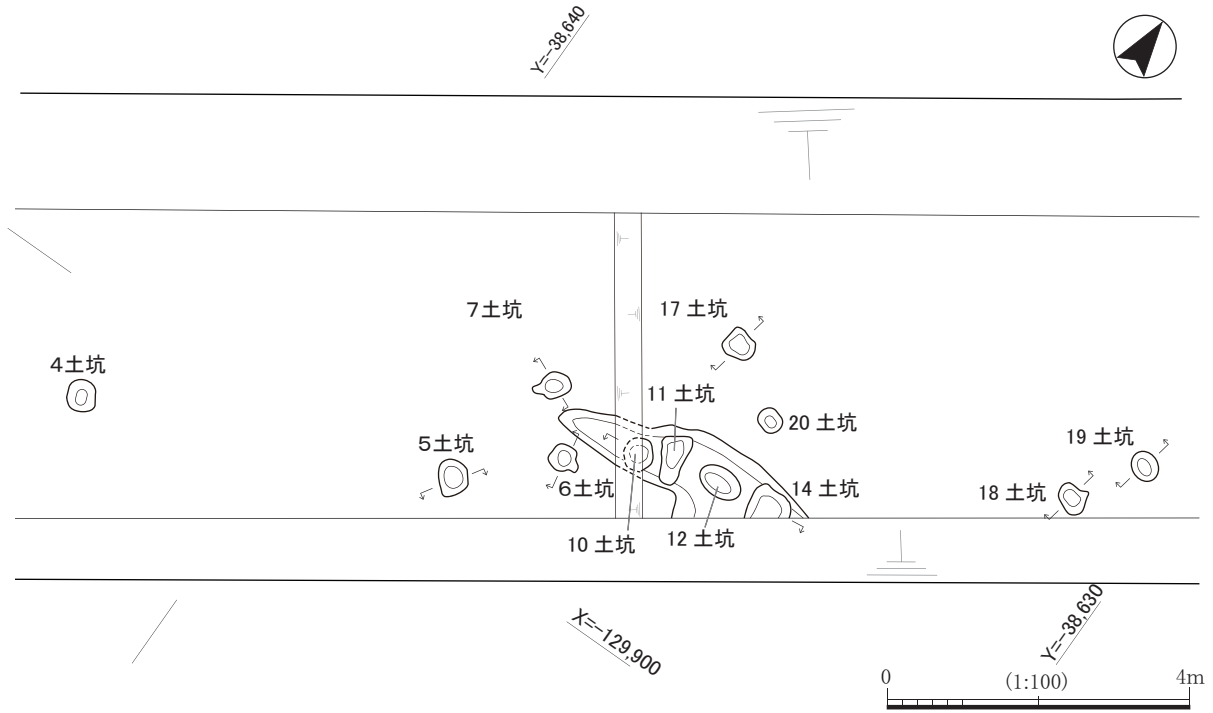
出土遺物 第3-2層からは第30図6～9が出土している。6は土師器碗の口縁部片で、内外面ともに磨滅している。7は内面黒色土器の底部から胴部にかけての破片。内外面ともに磨滅している。8・9は須恵器坏身の口縁部片である。6は小片であるため、明確にはわからないが9世紀代のものか。7は10世紀代前半、8・9は7世紀中頃の遺物である。第3層から出土している土器で最も新しいものは、10世紀の土器片（内面黒色土器）であるため、これらの土坑は、この時期に埋没したものと考えられる。

④第4層除去面（第32図、図版2-2、図版9-5）

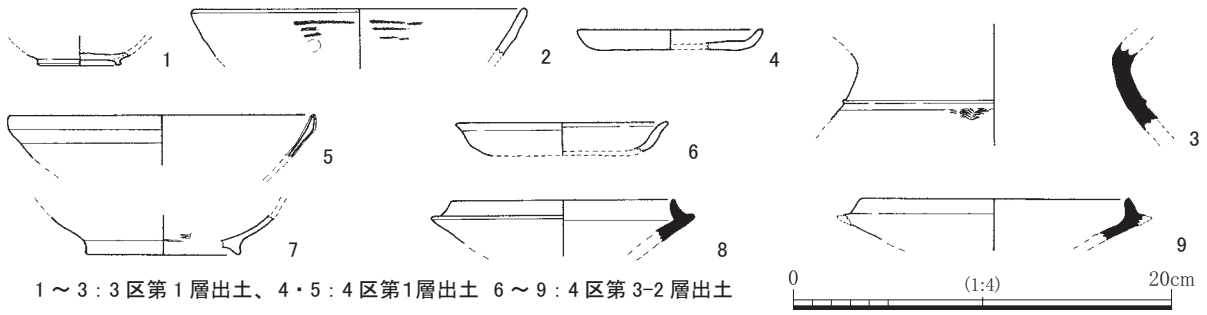
第4-1層除去面では、明瞭な遺構を検出することができなかったが、第4-2層除去面では竪穴建物と竪穴建物に先行する溝、土器だまりを検出した。



第 28 图 4区第2-2層除去面、第3-2層除去面

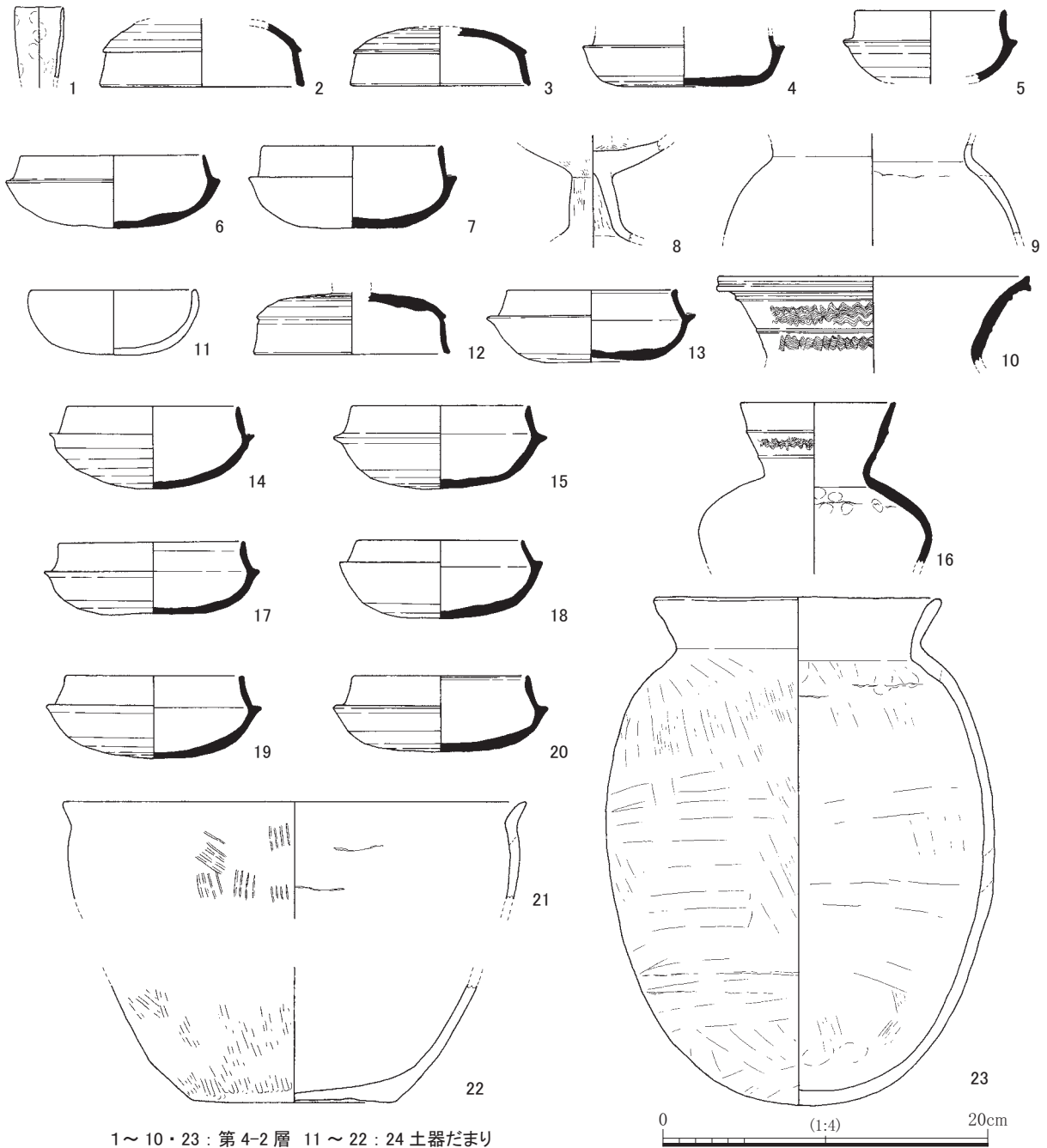


第 29 図 4区第 3 - 2 層除去面検出遺構配置図・断面図



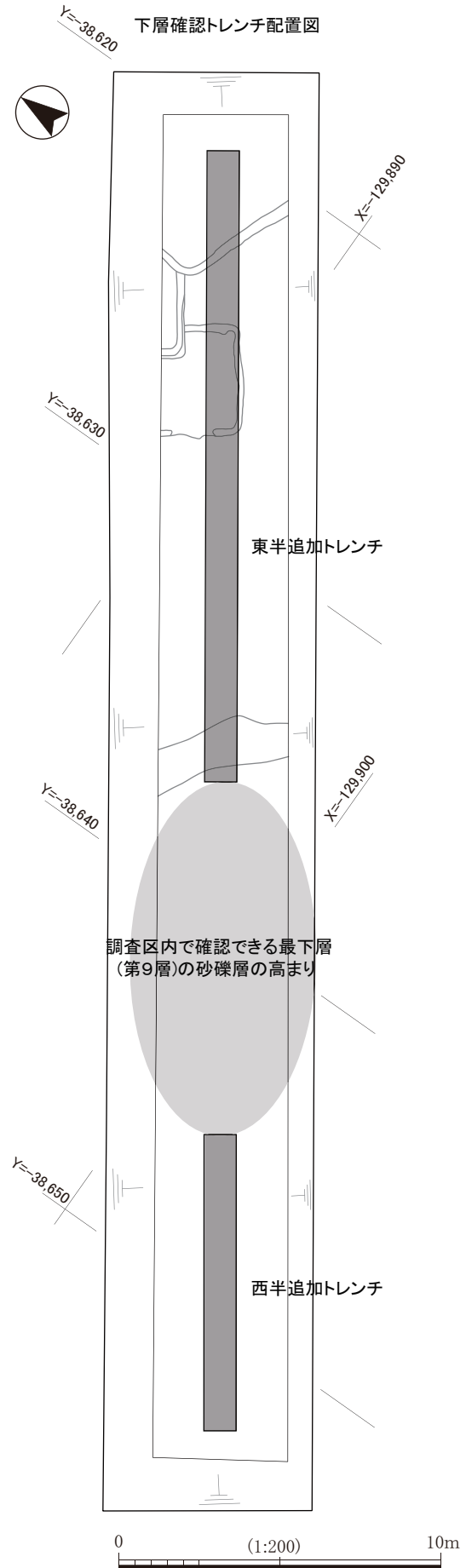
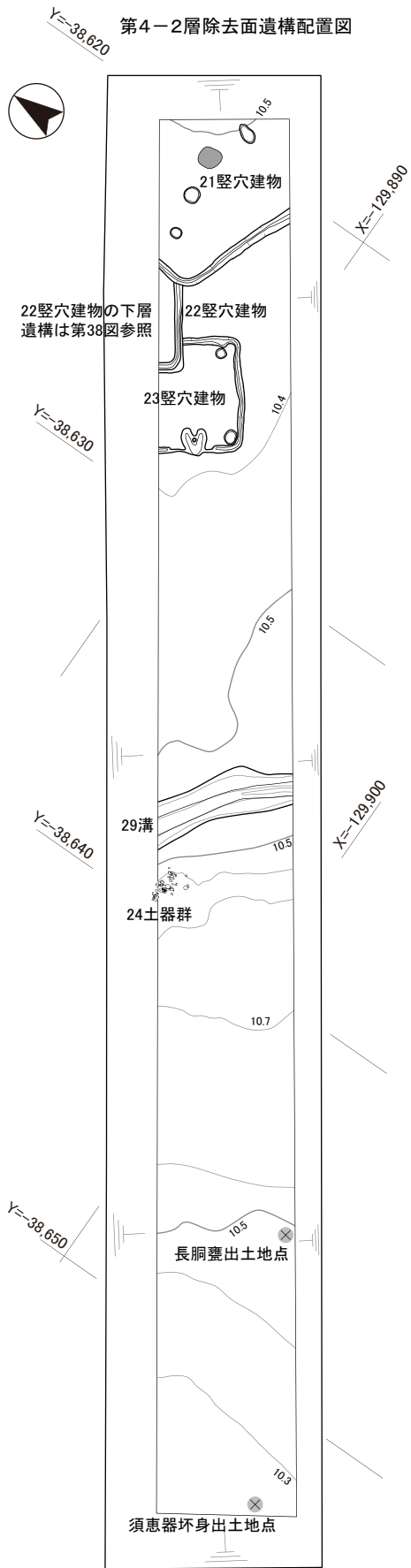
1~3: 3区第1層出土、4・5: 4区第1層出土 6~9: 4区第3-2層出土

第30図 3・4区第1層・第3-2層出土遺物



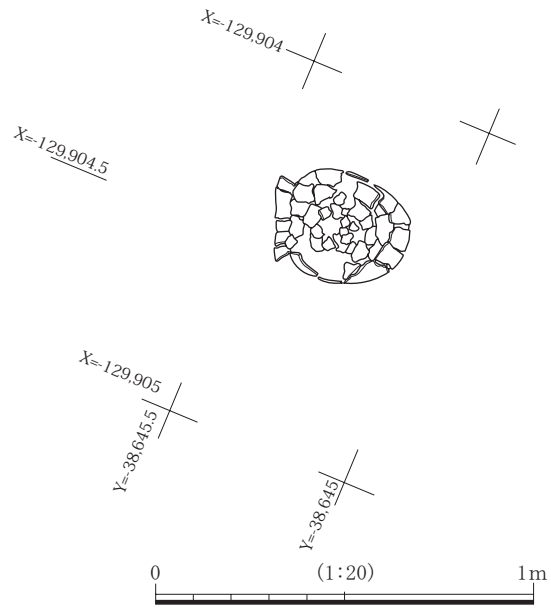
1~10・23: 第4-2層 11~22: 24土器だまり

第31図 4区第4-1層出土遺物



第 32 図 4区第4-2層除去面遺構配置図、下層確認トレンチ配置図

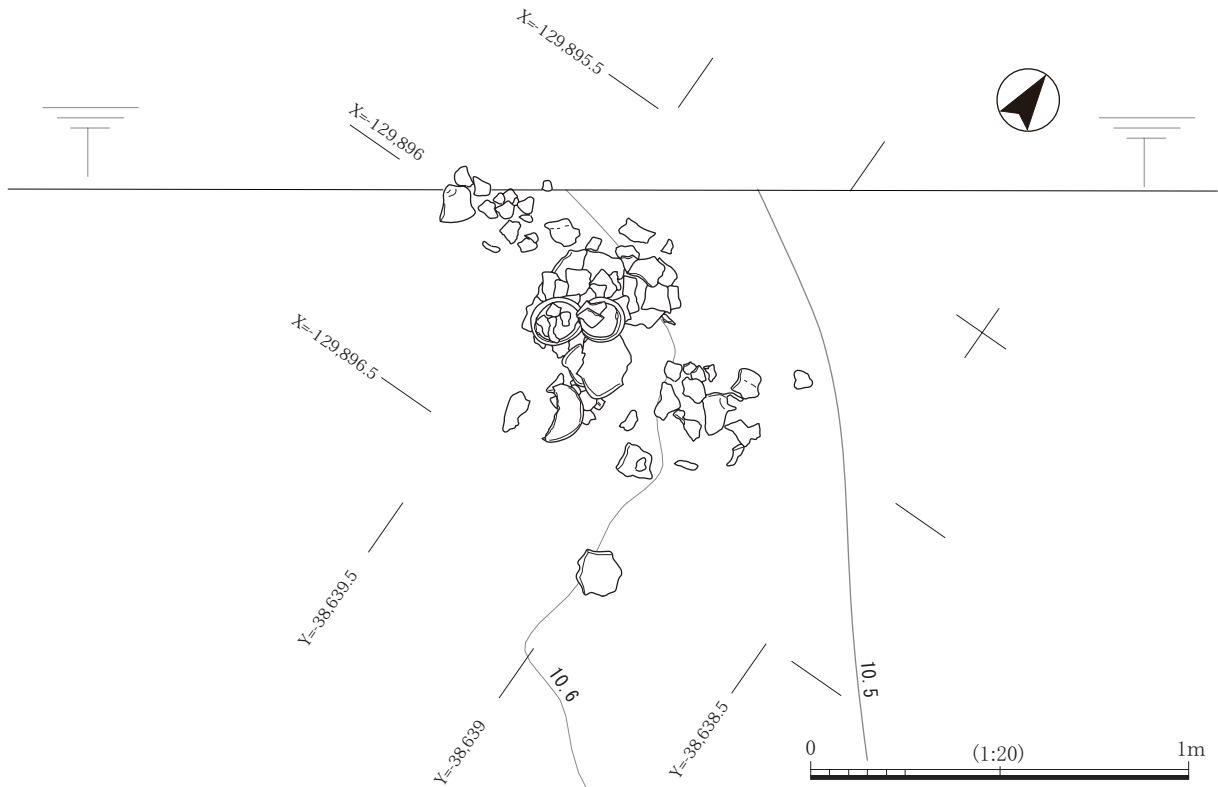
出土遺物 当該面で検出した遺構の説明に移る前に、第4-1層から出土した遺物について報告する。第4-1層から出土した遺物は第31図の1(図版28-3)・2~5・6(図版26-6)・7(図版28-1)・8~10・23(図版30-2)である。1は製塩土器の破片である。内外面ともにナデ調整を施している。2・3は須恵器坏蓋でいずれも天井部を欠く。いずれも口縁端部から稜部にかけてやや外反気味に立ち上がり、稜の先端はやや丸みを帯びる。口縁端部には面を持つ。外面は、天井部は回転ヘラケズリ、それよりも下部は回転ナデ調整を施す。内面は全体にわたって回転ナデ調整を施している。4は須恵器坏身で口縁端部を欠損する。受け部はやや丸みを帯びた断面三角形を呈しており、斜め上方に張り出す。体部は浅く平坦である。外面には底部付近で回転ヘラケズリ、それ以外の部分では回転ナデ調整を施す。内面は全体にわたって回転ナデ調整を施している。5は須恵器坏身で底部を欠く。受け部は断面三角形で、直線的に張り出す。受け部から端部へはほぼ直角に立ち上がる。外面は受け部よりも下で回転ヘラケズリ、それ以外では回転ナデ調整を施している。内面は全体にわたって回転ナデ調整を施している。6・7はほぼ完形の須恵器坏身。6の受け部はやや丸みを帯びた断面三角形でやや下降気味に張り出す。受け部から端部は内傾しながら立ち上がる。底部は丸い。7の受け部は断面三角形で、斜め上方に張り出す。受け部から端部はやや内傾するものの、ほぼ直角に立ち上がる。底部はやや丸みを持つ。7は調査区の西端で正立した状態で出土した(図版16-2)。6・7は内外面ともに磨滅が激しく調整は不明である。8は土師器高坏の受け部から脚部にかけての破片。脚部外面にハケ目調整、受け部内面にナデ調整を施している。9は土師器甕の頸部から胴部にかけての破片。内外面ともに磨滅しているため、調整は不明である。10は須恵器壺の口縁部片。口縁端部は丸みを帯びた断面三角形を呈する。頸部に突帯を二条巡らせ、それぞれの突帯下部に波状紋を施す。23は土師器甕のほぼ完形の個体である。第9層により形成された微高地が、西側に向かって低く傾斜するなかで、横向きに倒れ込む形で検出された(第33図、図版16-1)。埋葬施設の可能性も考えられたが、甕内部の土を洗浄しつぶさに観察したものの、骨等の埋納物は発見できなかった。23は高さが最大径の約1.5倍にまでおよぶ、胴部の長い「長胴甕」と称されるものである。胴部の外面には粗いハケ目調整を施し、口縁部の内外面および胴部の内面にはナデ調整を施す。内面頸部付近には指頭圧痕が残る。



第33図 4区第4-1層中甕出土状況図

23は土師器甕のほぼ完形の個体である。第9層により形成された微高地が、西側に向かって低く傾斜するなかで、横向きに倒れ込む形で検出された(第33図、図版16-1)。埋葬施設の可能性も考えられたが、甕内部の土を洗浄しつぶさに観察したものの、骨等の埋納物は発見できなかった。23は高さが最大径の約1.5倍にまでおよぶ、胴部の長い「長胴甕」と称されるものである。胴部の外面には粗いハケ目調整を施し、口縁部の内外面および胴部の内面にはナデ調整を施す。内面頸部付近には指頭圧痕が残る。

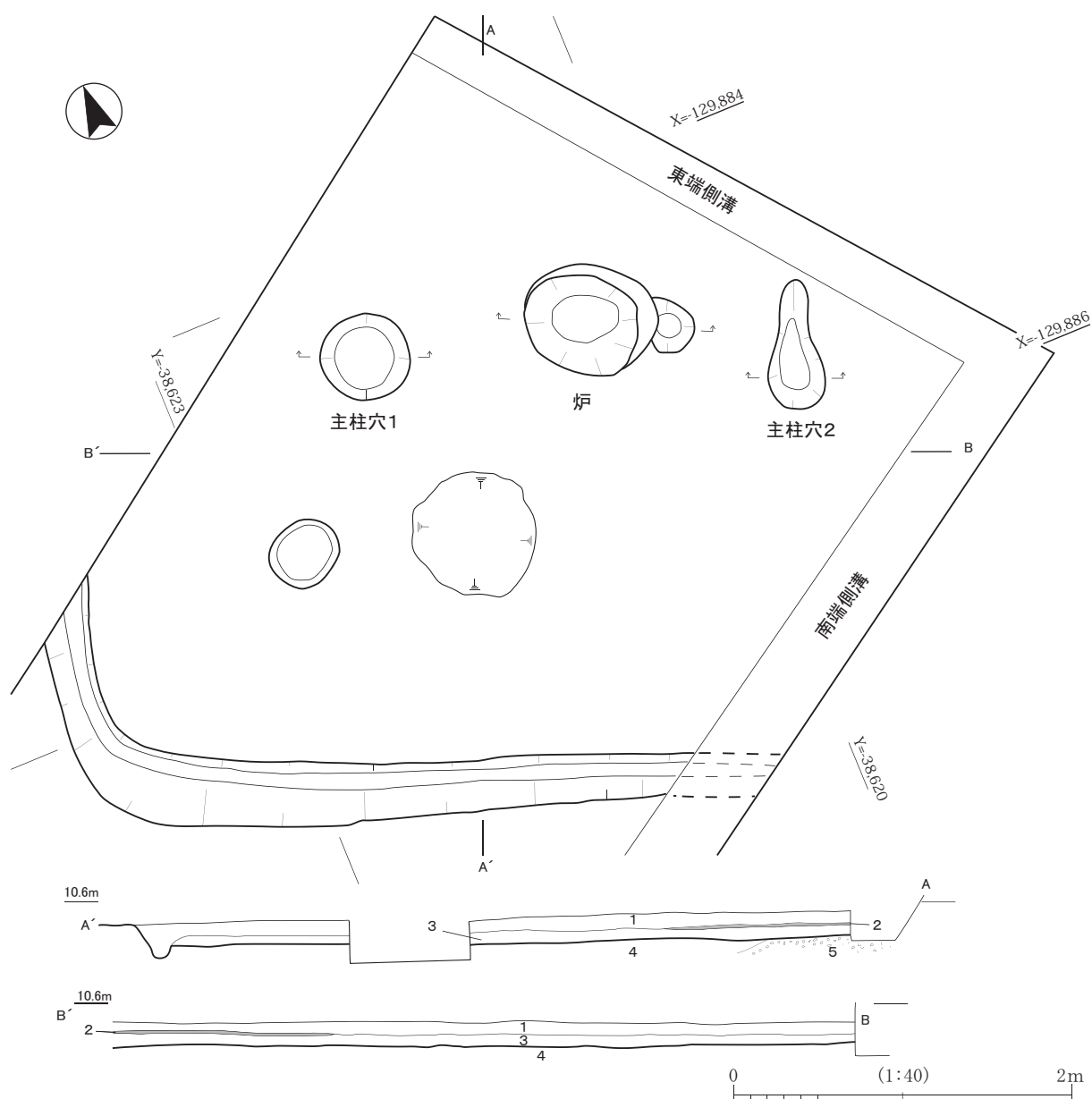
24 土器だまり(第34図、図版15-2) 調査区のほぼ中央で、土器だまり(24土器だまり)を検出した。この土器だまりは、第9層により形成された微高地から、やや落ち込んだ地点に位置する。層位的にみれば、この土器だまりを包含していた地層は第26図の4区北壁断面図中の7の地層にあたる。この層は、後述する堅穴建物の廃絶後に堆積した遺物包含層で、第4-2層の堆積順序からみれば、最も新しい段階に形成されたものである。また、この土器だまりの直下に何らかの遺構の存在が想定されたが、掘削した限り第9層の礫が露頭するのみで、目立った遺構は検出できなかった。以上のことから、この土器だまりは堅穴建物が廃絶した後、周囲の建物に関わる須恵器や土師器を集積して投棄された結果形成されたものと捉えておく。



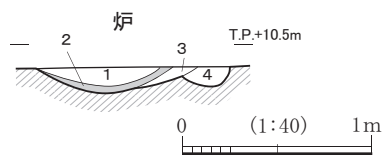
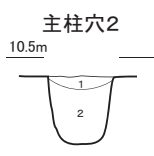
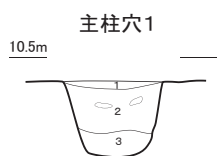
第 34 図 4区 24 土器だまり平面図

出土遺物 24土器だまりから出土した遺物は、第31図11(図版28-2)・12(図版27-1)・13(図版27-2)・14(図版27-3)・15・16(図版28-5)・17(図版27-4)・18(図版26-7)・19・20(図版26-8)・21・22(図版27-5)である。11は土師器の小型鉢。内外面ともに磨滅しており調整痕跡は不明。12は須恵器坏蓋、13～15・17～20は須恵器坏身である。12は天井の上部が欠損している。口縁端部から稜部にかけてほぼ直角に立ち上がり、稜の先端はやや丸みを帯びる。外面は、天井部は回転ヘラケズリ、それよりも下部は回転ナデ調整を施す。内面は全体にわたって回転ナデ調整を施している。13は受け部がやや丸みを帯びた形状を呈しており、斜め上方に張り出す。受け部から端部にかけてはやや外反気味に内傾する。体部は浅い。外面には底部付近で回転ヘラケズリ、それ以外の部分では回転ナデ調整を施す。内面は全体にわたって回転ナデ調整を施している。14・15・17～20は概ね、13よりも体部が深く、底部は丸く、受け部は直線的に張り出す。外面のヘラケズリの位置や受け部から口縁端部にかけての傾斜など、細かな異同はあるが、これらは概ね同じ型式群の範疇で捉えることができよう。いずれも5世紀後半段階のものである。16は須恵器甗(ハソウ)の口縁部から胴部にかけての破片である。口縁部は二重口縁状を呈するが、屈曲部分は殆ど形骸化している。屈曲部と頸部に断面三角形の突帯を巡らせ、その間に波状紋を施す。穿孔部分は欠損しているため無い。21は土師器鉢の口縁部から胴部にかけての破片、22は土師器鉢の底部から胴部にかけての破片である。21は外面にわずかにハケ目調整痕跡、内面にナデ痕跡が認められる。22は外面にハケ目調整痕跡が認められるが、内面は磨滅しており調整は不明である。21と22は調整方法や、色調、出土位置が類似・近接することから、接合はしないものの同一個体であった可能性が高い。

21 竪穴建物(第32・35・39図、図版10-1～7、図版11-1) 調査区の東端で検出した方形の竪穴建物である。調査区内で検出できたのは建物全体の約半分で、一辺の全長を正確に窺い知ることはできないが、支柱穴と壁溝の角部分の位置関係から類推する限り、一辺5.5～6.0m(正方形と仮定)の規模であっ



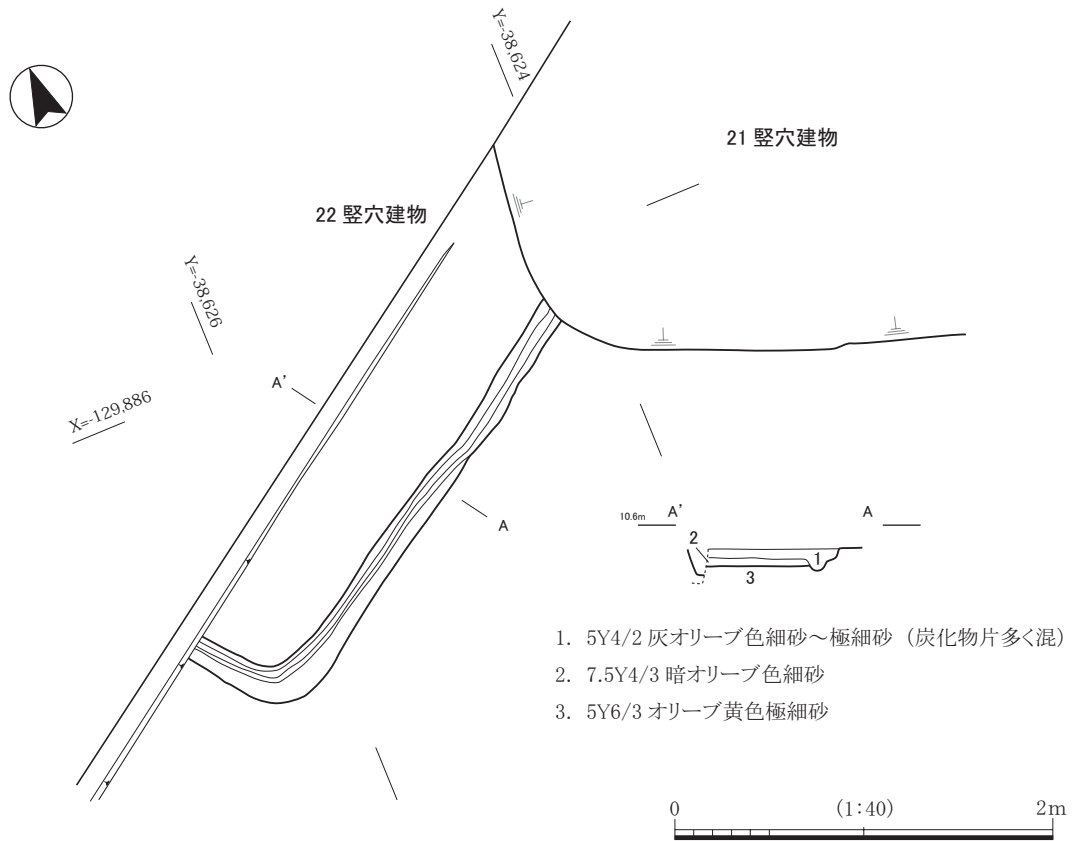
- | | |
|--|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 7.5YR4/4 褐色細砂 (小礫混) 2. 7.5Y4/1 灰色細砂と黒色の炭化物と、直径 2 ~ 3mmの礫が 1:1:1の割合で混じる (床面構成層) | <ol style="list-style-type: none"> 3. 5Y5/3 灰オリーブ色細砂 (貼床層) 4. 5Y6/3 オリーブ黄色極細砂 (炭化物、弥生土器片混) 5. 10Y5/1 灰色礫層 |
|--|--|



主柱穴1・2で土色共通

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 5Y6/2 灰オリーブ色細砂 (小礫・炭片混) 2. 7.5Y4/2 灰オリーブ色細砂 (炭片混) 3. 7.5Y2/1 黒色炭化物と7.5Y5/2 灰オリーブ色シルトが 1:1 で混じる | <ol style="list-style-type: none"> 1. 7.5Y5/2 灰オリーブ色極細砂～シルト (小礫わずかに混) 2. 5Y3/1 オリーブ黒色シルトと炭が 1:1 で混じる 3. 10Y4/1 オリーブ灰色シルト (小礫わずかに混) 4. 10Y4/1 灰色シルト |
|---|--|

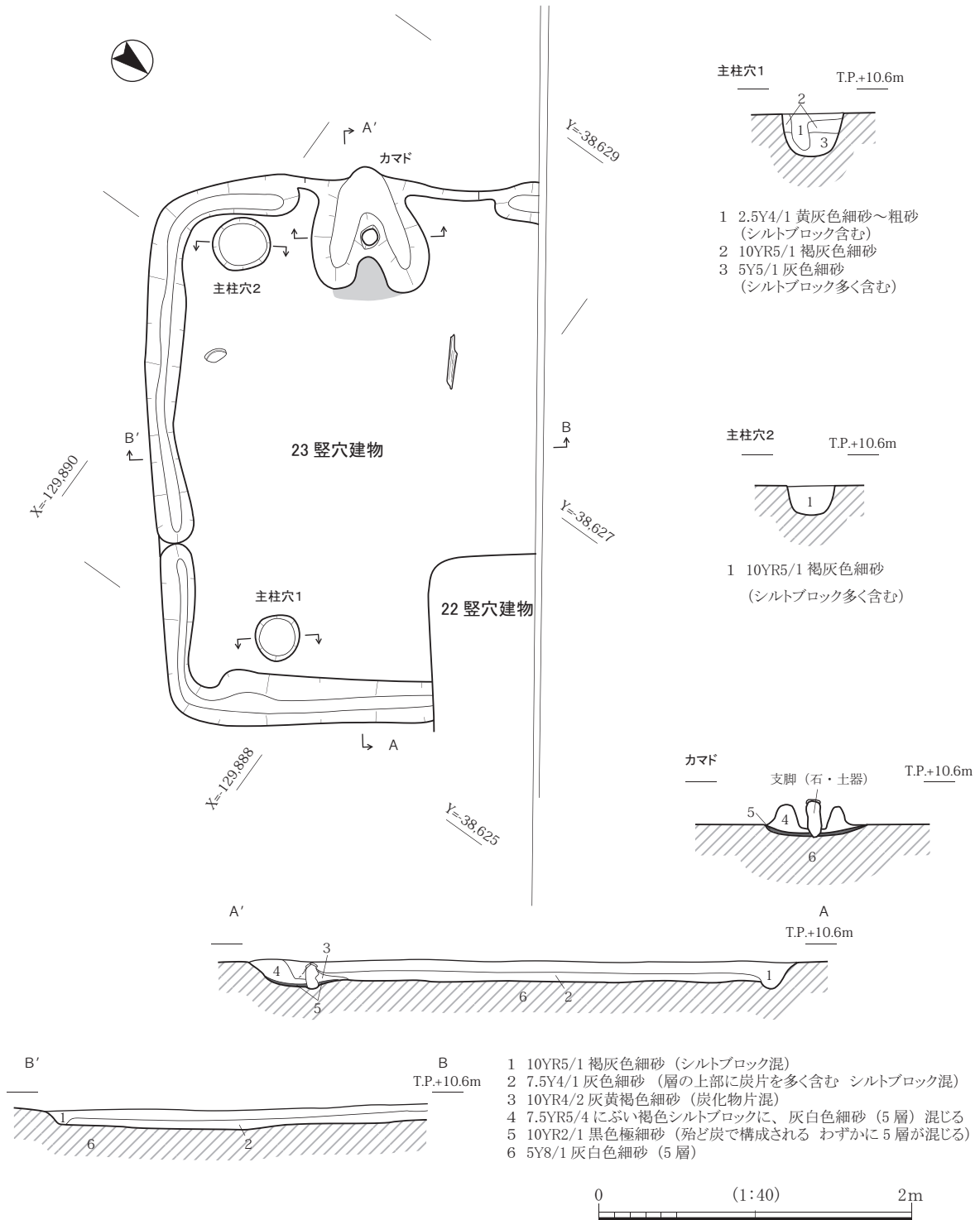
第 35 図 4区 21 竪穴建物平面・断面図



第36図 4区22竪穴建物平面・断面図

たとえられる。建物の主軸は南北正方位より東へ23°振れている。建物の推定中央よりやや南の位置で炉、炉から左右約1m離れた位置で支柱穴を2基、建物の南辺と西辺で壁溝を検出した。建物の埋土は大別して床面構築層と床面直上層、廃絶以降の埋土の3層に分かれる。床面は貼床層である、灰オリーブ色の細砂で構成されるが、建物の北半はこの層の直上に、直径0.2～0.3cmの礫と炭を多く含む細砂層（第35図2の層）が1～2cmの厚みで確認された（図版10-7）。おそらく床面を構成する層の一部であったと考えられる。支柱穴と炉は、床面を検出した段階では確認できなかったが、貼床層を任意に数cmづつ掘削している段階で検出できた。支柱穴1の平面形態は直径0.5mの円形で、検出面からの深さは約0.4m、埋土は3層に分かれる（図版10-3）。支柱穴2の平面形態は0.4m×0.75mの茄の形状に近い楕円形で、検出面からの深さは約0.35m、埋土は2層に分かれる（図版10-4）。この平面形態は、柱の抜き取りの際に、柱を斜め方向に倒したために生じたものと考えられる。炉は0.6m×0.7mの横長の円形で、その東隣に炉に先行して掘削された円形の土坑を伴う（図版10-1・2）。炉自体の埋土は3層に分かれ、上層は礫混じりのシルトであるが、中層は大半が炭で構成されたシルト層である。下層は上層と同様礫混じりのシルトであることから、中層が炉の機能時に堆積した層なのだろう。炉に先行して掘削された土坑の埋土は、シルトであるがこの土坑が何の目的で掘削されたのかはわからない。

出土遺物 21竪穴建物から出土した遺物は第41図の1（図版28-3）2・3（図版28-6）・4～10である。1は壁溝から出土した製塩土器で、内外面ともにナデ調整を施している。2は東端側溝から出土した須恵器坏蓋である。2は天井の上部を欠く。口縁端部から稜部にかけてほぼ直角に立ち上がり、稜の先端はやや丸みを帯びる。外面は、天井部は回転ヘラケズリ、それよりも下部は回転ナデ調整を施す。内面は全体にわたって回転ナデ調整を施している。3は床面の直上（第35図の3の層直上）から出土した須恵器坏身である。



第 37 図 4区 23 竪穴建物平面・断面図

3の受け部は、やや丸みがあった断面三角形状で、直線的に張り出す。受け部から端部へはやや内傾しながら立ち上がり、端部に面を持つ。底部はやや丸みを帯びている。外面は底部付近が回転ヘラケズリ、それ以外は回転ナデ調整を施す。内面は全体に回転ナデ調整を施す。4は東端側溝から出土した土師器高坏の脚部片、5は主柱穴1の埋土から出土した土師器高坏の脚部片である。4・5ともに外面にはナデ調整を施すが、4にはヘラで引っ掻いたような痕跡がわずかに残る。また4・5ともに内面には絞り痕跡が残る。6は東端側溝から出土した土師器坏である。内外面ともに磨滅しており、調整は不明である。7は主柱穴2の埋土から出



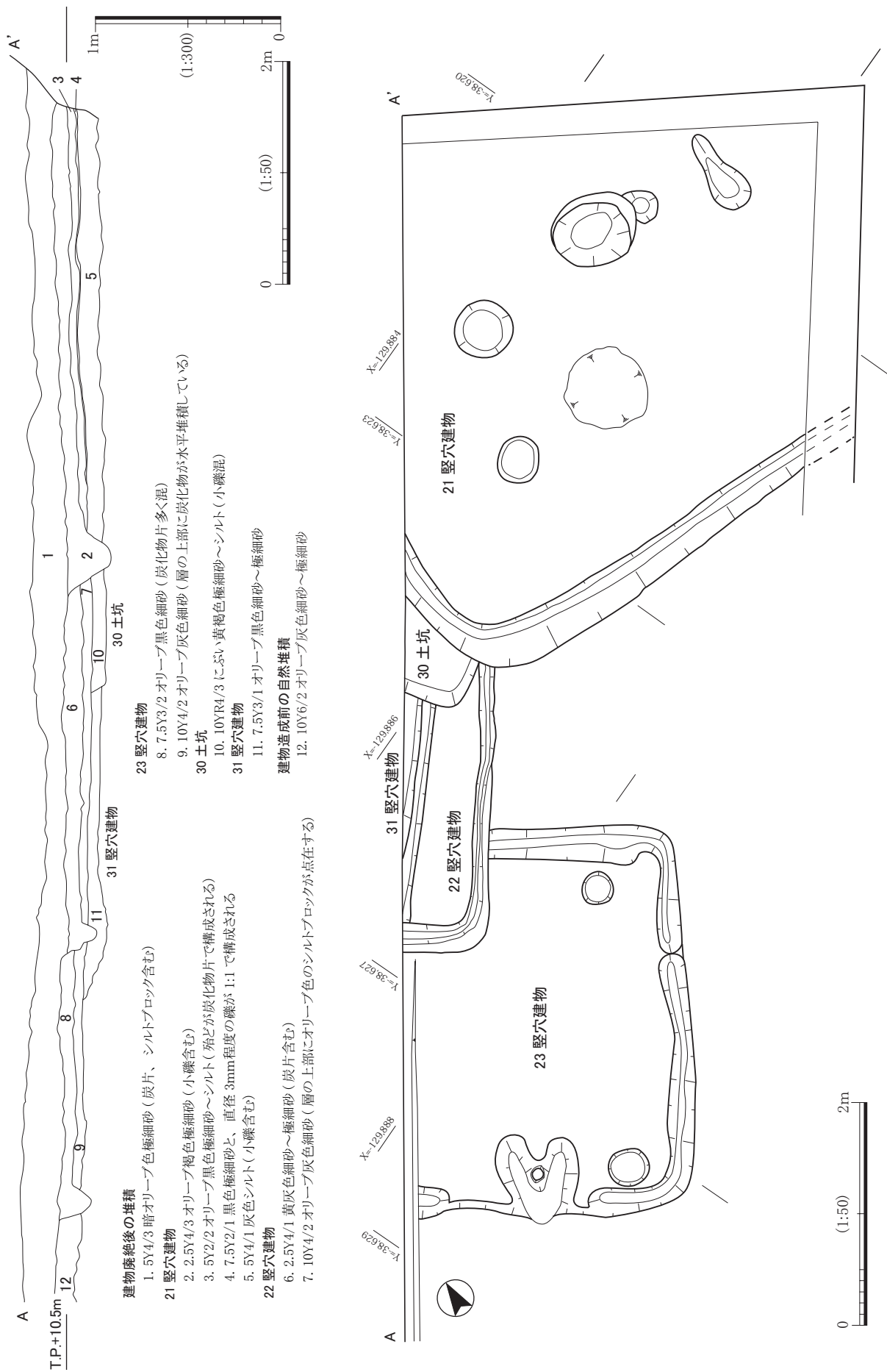
第 38 図 4区 30 土坑・31 竪穴建物平面図

土した土師器甕の口縁部から胴部の破片である。内外面ともにナデ調整を施している。8・10は支柱穴1の埋土から出土した土師器甕の口縁部片である。いずれも内外面ともにナデ調整を施している。9は東端側溝から出土した須恵器坏身である。9の受け部はやや丸みがかかった、断面三角形で直線的に張り出す。受け部から端部へはやや内傾しながら立ち上がり、端部には面が無く丸みがかっている。体部は浅く、底部は丸みを帯びる。

22 竪穴建物（第 32・36・39 図、図版 10 - 8、図版 11 - 2） 21 竪穴建物の西側で検出した方形の竪穴建物である。調査区内で検出できたのは建物全体の 4 分の 1 にも満たず、建物規模は不明である。検出できたのは、建物の南東角とそこから北東方向へ延びる壁溝の一部である。壁溝の方向から類推して、建物の主軸は南北正方位より東へ 55° 振れている。建物の埋土は大別して床面構築層と廃絶以降の埋土の 2 層に分かれる。

出土遺物 21 建物の床面直上（第 36 図 2 の層直上）から第 41 図 11 の土器が出土している。11 は土師器高坏の坏部の破片で、口縁部と脚部を欠損する。外面にはわずかにハケ目痕跡が残り、内面にはナデ痕跡が確認できる。

23 竪穴建物（第 32・37・39 図、図版 12 - 1～5、図版 13 - 1～5、図版 14 - 1） 22 竪穴建物の南側で検出した方形の竪穴建物である。調査区内で検出できたのは、建物全体の約 4 分の 3 である。全長のわかる南東側の一辺が 3.4 m であることから、建物の平面形を正方形と仮定するなら 3.4 m × 3.4 m の規模であったと推測される。建物の主軸は、22 竪穴建物と同一方向をとり、南北正方位より東へ 55° 振れている。建物南西辺の推定中央よりやや南の位置でカマドを検出した（図版 14 - 1）。壁溝も検出されたが、カマドの周囲で壁溝は途切れている。建物の埋土は大別して床面構築層と廃絶以降の埋土の 2 層に分かれる。床面は貼床層である灰色の細砂で構成されるが、この層の上部には炭化した細かな木片が約 5 mm の厚さのなかで水平に堆積していた。支柱穴は、床面を検出した段階では確認できなかったが、貼床層を任意に数 cm づつ掘削している段階で検出できた。なお双方の支柱穴は、壁溝の低面よりも低いレベルで検出した（図版 13 - 1）。支柱穴 1 は建物の東角で確認した（図版 13 - 4）。柱穴内の埋土は 3 層に分かれ、シルトブロックが混入した、柱の抜き取り痕跡と思しき堆積が確認できた。支柱穴 2 は建物の南角で確認した（図版 13 - 5）。埋土は 1 層のみで、柱の抜き取り痕跡らしきものは確認できていない。カマドは建物中心からみて、平面逆 V 字形を呈している。構築土には褐色のきめの細かなシルトを使用し、これを突き固めている。構築土中には、ところどころに住居築造前の河川堆積である灰白色の細砂（第 5 層）



第 39 図 4 区竪穴建物群全体平面・断面図

が混じる。カマドの手前の床面は被熱によるものか、土質は周囲と変わらないながらも、やや赤色化している。カマド構築土と、建物築造前の堆積である第5層との間には、厚みは殆どないが焼土と炭の水平堆積が確認できた(図版13-3)。これはこのカマドそのものが、何度かの修築を経たもので、カマド設置前の段階で第5層に達する深さまで掘り込み、その後周囲の焼土や炭が混入したためと推測できる。カマドの燃焼部では、石を使用した支脚が縦方向に突き立てられていた(図版13-2、図版30-1)。石の最上部には土師器(高坏か?、図版28-4)の薄手の破片が貼り付いていた。

出土遺物 23 堅穴建物からは、第41 図12(図版28-7)・13の土器が出土している。12は床面直上から出土した(第37 図)、須恵器坏蓋である。口縁端部から稜部にかけてやや外反気味に立ち上がり、稜の先端はやや丸みを帯びる。口縁端部に面はない。外面は、天井部は回転ヘラケズリ、それよりも下部は回転ナデ調整を施す。内面は全体にわたって回転ナデ調整を施している。13は上層の埋土から出土した、土師器甕の口縁部片である。内外面ともに頸部直下にわずかなハケ目痕跡が確認できる。

30 土坑(第38・39 図、図版14-2) 22 堅穴建物の埋土をすべて除去した段階で確認された遺構である。堅穴建物の角部分とも想定されるが、壁溝や主柱穴を確認したわけではないので、ここでは建物としては扱わず土坑として扱う。埋土は1種類で黄褐色の極細砂もしくはシルトで構成される。

出土遺物 30 土坑からは、第41 図14の土器が出土している。14は土師器甕の口縁部片である。内面頸部付近にハケ目痕跡がわずかに残る以外は、磨滅により調整不明である。

31 堅穴建物(第38・39 図、図版14-2) 30 土坑同様、22 堅穴建物の埋土をすべて除去した段階で確認された遺構である。調査区内で壁溝の段差と想定される落ち込みを検出したため、堅穴建物と判断した。埋土は1種類でオリーブ黒色の極細砂もしくはシルトで構成される。出土遺物はない。

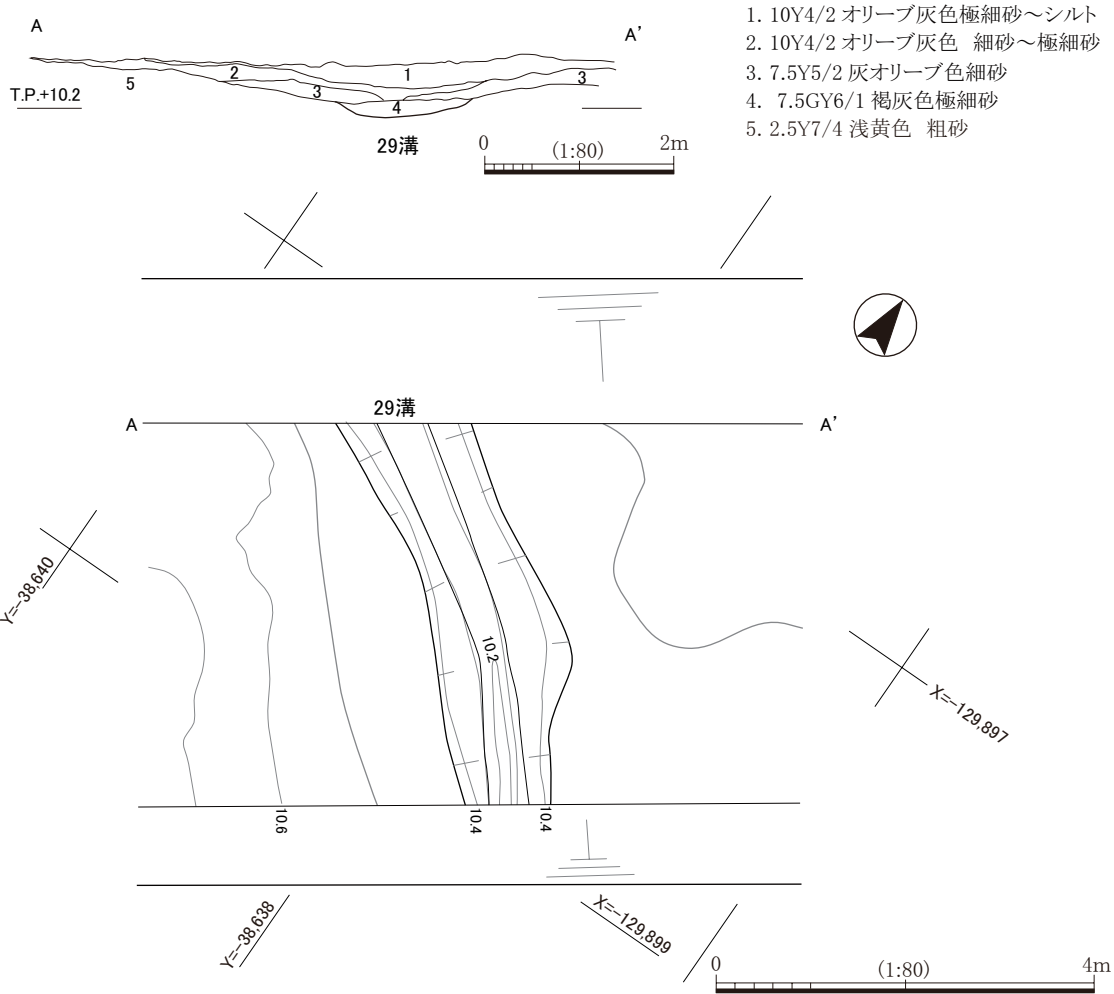
上記の堅穴建物および土坑は、いずれも調査区の東端で検出されたもので重複関係を有する(第39 図)。平面および断面観察から導かれた築造順序は以下のとおりである。

31 堅穴建物→30 土坑→23 堅穴建物→22 堅穴建物→21 堅穴建物

29 溝(第40 図、図版16-4、図版17-1) 調査区の中央部分において、調査区を横断するように溝が検出された。断面観察から、溝は堅穴建物が機能している段階にはすでに埋まっていることが確認でき、建物の居住する以前から周辺で何らかの開発行為がおこなわれていたと想定できる。溝の埋土は1層で、褐灰色のきめの細かい極細砂で構成される。

出土遺物 29 溝からは第41 図15(図版28-8)・16(図版29-1)・17(図版29-2)の土器が出土している。15は須恵器鉢である。同一形式の鉢には把手が付くのが通例だが、本例ではない。残存率は約50%であるため、欠損箇所には把手が付いていた可能性は十分ありうる。胴部から口縁にかけては段があり、この段から口縁部はやや外反気味に立ち上がる。先端部は細く尖る。胴部には一条の沈線を巡らし、沈線と段の間、さらに沈線の下部分に半ば形骸化した波状紋を施す。16は土師器甕で、第4-1層中から出土した甕(第31 図23)と同一形式である。外面にはハケ目痕跡が残り、内面には粗いナデ調整が残る。部分的には粘土紐の接合痕跡が確認できる。17は土師器の甌である。溝内で横倒しになった状態で出土した(図版16-3)。1区で出土した甌同様(第14 図6)、側面観は逆台形を呈する。外面にはハケ目痕跡、内面にはナデ痕跡が残り、把手接合部は指頭圧痕がみられる。把手の断面形はいびつな円形で、切れ込みや刺突痕跡はみられない。底部には中央の円形の孔を中心に、5単位の楕円形状の孔が巡っている。

その他の遺構 29 溝西側の北壁断面には、第4-2層とは異なった地層の堆積が、狭小な範囲ではあるが二箇所にもわたってみられる。第26 図上段断面図の11と12の層がこれにあたり、これらの層は、11には炭片



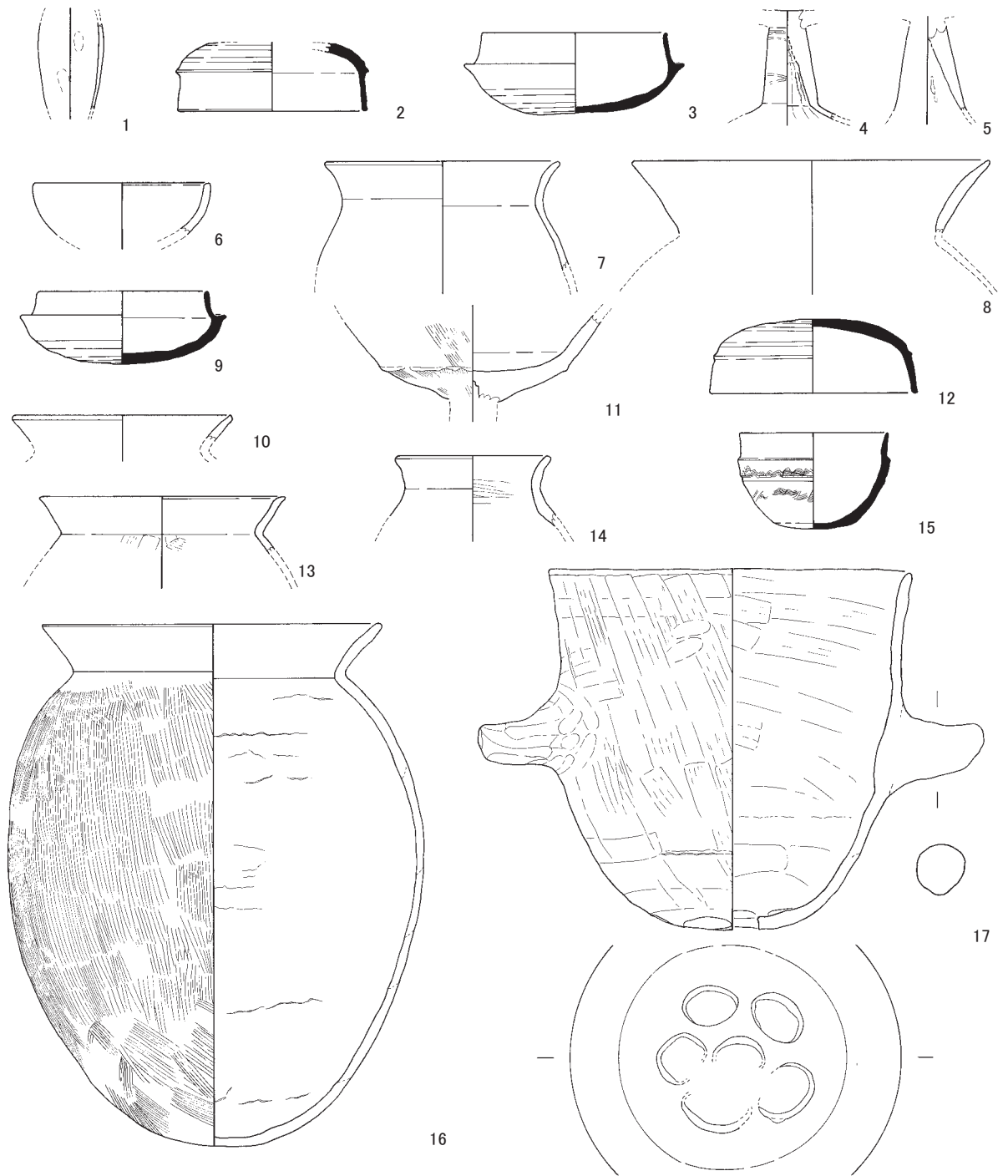
第40図 4区29溝平面・断面図

が混入していたり、12には細かい礫が混入していたりなど、周囲の第4-2層とは様相が異なる。また11と12の間に堆積している10の層も周囲の第4-2層とは様相が異なる。11と12は竪穴建物の壁溝、また10は床面構築層と考えれば、周囲の第4-2層との関係もある程度理解できる。以上のことから、29溝の東側には、竪穴建物があった可能性を指摘しておきたい。建物の縁辺部が側溝付近にあたるため、調査区内で平面的に検出できなかったものとみられる。

④下層確認トレンチ（第26・32図、図版17-2）

4区で当初予定されていた掘削深度は、現地盤マイナス0.8m（TP.+11.0m付近）であったが、この高さよりも最大約0.8m低いレベル（TP.+10.2m～10.5m）で上述した古墳時代中期の遺構群が検出された。この状況を受けて大阪府教育委員会による立会をおこなった結果、4区が線路に近接していること、及び鋼矢板の安全深度から考えて、古墳時代の遺構検出面よりも下層を調査することは、危険であるとの判断に至った。したがって4区の調査は、上述の古墳時代の遺構を掘削し、それ以下の遺物包含層の有無については1m幅の下層確認トレンチを設けて、調査することになった（第32図）。その結果確認されたのが、基本層序の項で述べた第5層から第9層までの層序である。なお、下層確認トレンチは、上面で1m幅であったものの、河川堆積中を掘削するため一定程度の傾斜をつけて掘削した。そのため遺構面としての調査が可能な面積を確保することができず、層序ごとに遺物を採取することに努めた。

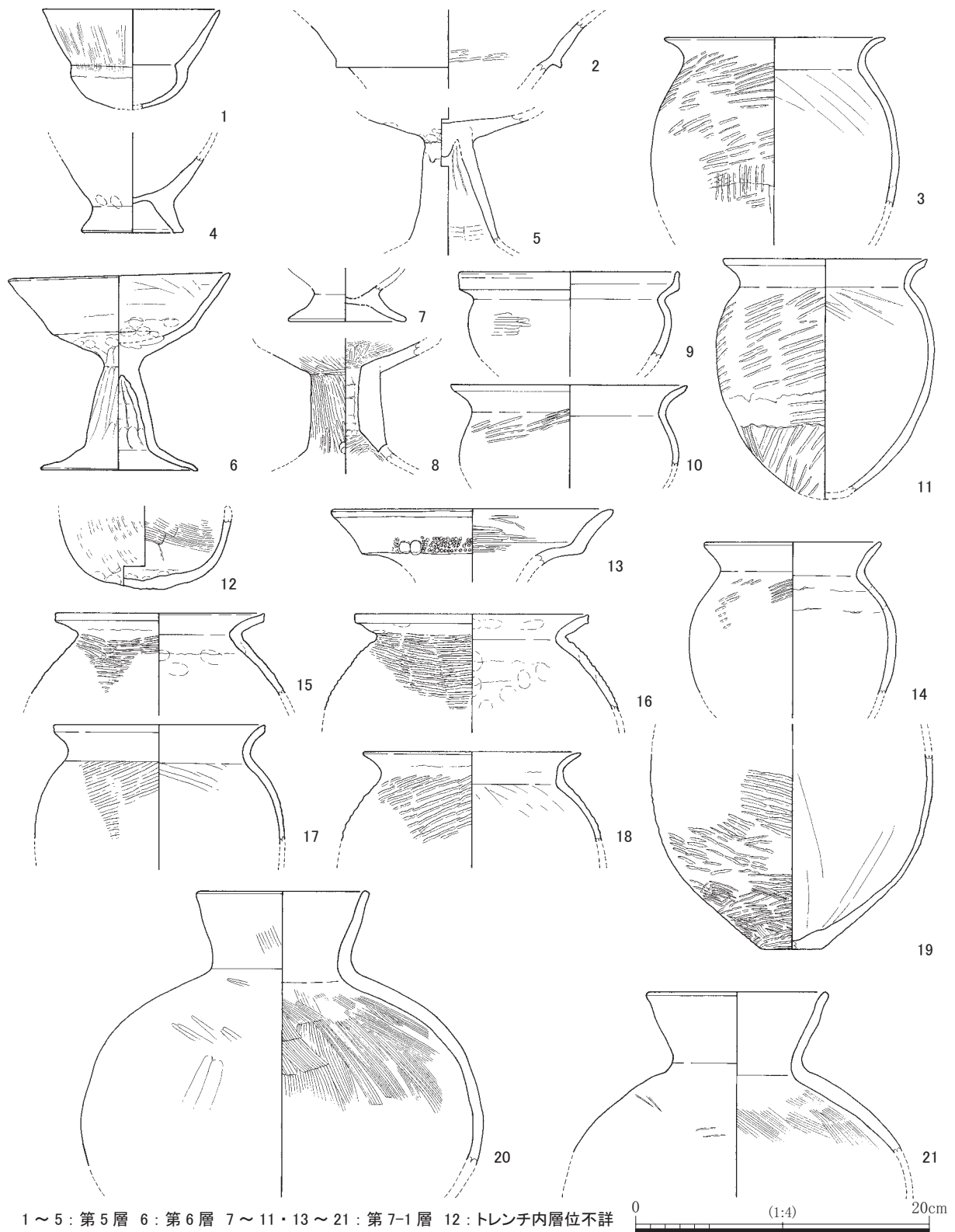
第5層出土遺物 第5層から出土した遺物は、第42図1（図版31-2）・2・3（図版31-3）・4・5である。



1～10：21 竪穴建物 11：22 竪穴建物 12・13：23 竪穴建物 14：30 土坑 15～17：29 溝

第41図 4区竪穴建物群・29 溝出土遺物

1は東側確認トレンチから出土した、土師器小型丸底壺である。内外面ともにナデ調整を施すが、口縁部外面にわずかにハケ目が残る。2は西側確認トレンチから出土した、山陰系の土師器鼓形器台である。3は東側確認トレンチから出土した、弥生土器の甕である。外面にタタキ痕跡、内面にケズリ痕跡が残る。4は東側確認トレンチから出土した、弥生土器の台付鉢の脚部である。外面に指頭圧痕が残る。5は東側確認トレンチから出土した、土師器高坏の脚部片である。外面にはナデ調整、内面にはハケ目調整を施している。第5層から出土した遺物は、3・4が弥生時代後期後半（2世紀末から3世紀初頭）、1・2が古墳時代前期後半（4世紀前半）と100年以上の時期幅があるが、第5層の形成時期は新しい方の古墳時代前期後半と捉



第42図 4区下層確認トレンチ出土遺物

えるのが妥当だろう。

第6層出土遺物 第6層から出土した遺物は第42図6(図版31-4)である。6は東側確認トレンチから出土した、完形の土師器高坏である。受け部と裾部の外面にはナデ調整、脚部にはミガキ調整を施す。内面にはナデ調整を施し、受け部の底部には指頭圧痕がわずかに残る。6は時期的には、古墳時代前期前半(3世紀後半)にあたり、上述した第5層の形成時期よりも古い。

第7層出土遺物 第7層から出土した遺物は第42図7～9・10（図版31－1）・11（図版16－5、図版32－1）と13・14・15（図版31－1）・16・17（図版31－1）・18（図版31－1）・19・20（図版32－2）・21で、いずれも第7－1層からのものである。すべて東側確認トレンチから出土している。なお第7－2層からも遺物は出土しているがいずれも細片のみで、図化できるものは無かった。7は弥生土器の台付鉢の脚部片。内外面ともに磨滅しており調整は不明である。8は弥生土器高坏の脚部片である。受け部の内外面、脚部の外面に丁寧なミガキ調整、脚部の内面にナデ調整を施す。9は北陸系の甕の、口縁から胴部にかけての破片である。口縁部にはわずかに凹線が確認できる。内外面の調整は磨滅により殆どわからないが、外面にはうっすらとミガキ痕跡が確認できる。10・11は弥生土器の甕で、どちらも外面にタタキ痕跡、内面にケズリ痕跡が残る。13は弥生土器の壺の口縁部片である。口縁部外面下部にはハケ目調整をおこなった後に、円形の刺突紋と円形の浮紋を施す。内面には横方向のミガキ調整が施される。14～19はいずれも弥生土器の甕である。いずれも外面にタタキ調整を施し、内面には明瞭なナデ痕跡が残る。20・21は弥生土器の口縁部がやや外反する、直口壺の口縁部から胴部にかけての破片である。20の胴部外面にはわずかながらミガキ痕跡が残る。胴部内面には20・21ともにハケ目調整が残る。口縁部の内外面にはナデ調整を施している。

以上、第7層出土遺物は9の甕といった外来要素の土器を含むものの、概ね畿内の年代観でいうところの弥生時代後期後半（2世紀末から3世紀初頭）にまとまっているようである。

その他 第42図12（図版31－5）は東側確認トレンチから出土したものだが、詳細な層位を確認できなかった。12は外面にタタキ調整、内面底部にユビ押さえ、胴部内面にハケ目調整を施す。胴部内面にハケ目がみられることから、残存している上端部が口縁部に近いことを想定させる。器形としては丸底の鉢の可能性はあるが、外面に煤が付着していること、内面の上部が赤色化していることから製塩土器の可能性も考えられる。

第6章 総括

今回の調査では、JR 東海道線橋脚下の1区と2区においては、平安時代まで活動していた旧河道を検出し、その河岸部に展開していた集落から廃棄されたであろう土器や木製品が数多く出土した。一方、駅舎建設予定地である4区では、古墳時代中期頃、厳密に言えば5世紀第3四半期から第4四半期にかけての集落跡の存在を確認し、古代（7～9世紀）と中世（12～13世紀）における開発行為の一端を確認した。

調査成果の章で述べたように、1区で検出した旧河道である01流路は、弥生時代後期（2世紀後半）から活動していた可能性と、古墳時代前期（4世紀後半）から活動していた可能性の二つが考えられる。しかし4区の下層確認トレンチにおいて、弥生時代後期の包含層である第7層および、その直前（これも弥生時代後期）に活動していた旧河道による自然堆積である第8・9層の存在が認められた。このことから、当初4区で活動していた旧河道が、弥生時代後期にその流域を東側に移動し、その結果生まれたのが01流路である、とするのが最も妥当な考えだろう。4区で活動していた旧河道は、その営為により自然堤防を形成し、それを東に避ける形で弥生時代後期の河道（1区・2区01流路）が生まれた。今回の調査に先立つ、茨木市教育委員会による4区隣接地の調査では、明確な建物遺構は検出できなかったようだが、大量の弥生時代後期の土器が出土し、同時期の土坑・溝・流路が数多く検出されている（茨木市教育委員会2012）。このことから、4区で形成された自然堤防上には、弥生時代後期の集落が営まれた可能性が考えられ、01流路に弥生時代後期の土器が含まれるのも、このことに由来するのだろう。

もちろん、4区で検出された古墳時代の集落が営まれていた段階でも、この河道は存在していた。このことから、1区で出土した土器や木製品を投棄した集団と、4区で竪穴建物を営んでいた集団は同一である可能性が浮かび上がる。これは1区の第3層から出土した遺物の殆どが、河道の岸に近い西側に集中することからも類推されよう。また4区で確認された古墳時代の集落は、さらにその南に展開することが判明している（茨木市教育委員会2012）。

今回の発掘調査では、富田台地から西側の低地に下った場所で、弥生時代後期にまで遡る旧河道と集落の関係があきらかになった。最後に、弥生時代後期を初源とする旧河道と河道西側の集落の関係について、やや視点を変えて考えてみたい。まず調査地付近から北には、「西河原」という字名がある。西

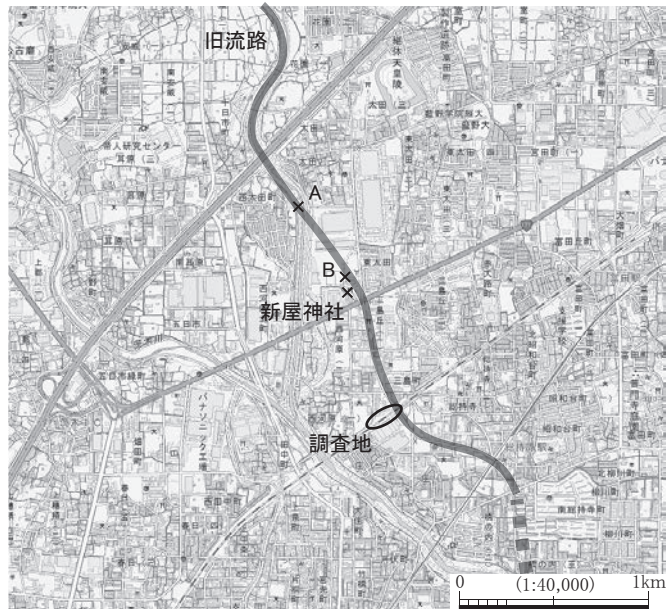


写真9 新屋坐天照御魂神社（西河原社）



写真10 第43図A地点からみた安威川（南から）

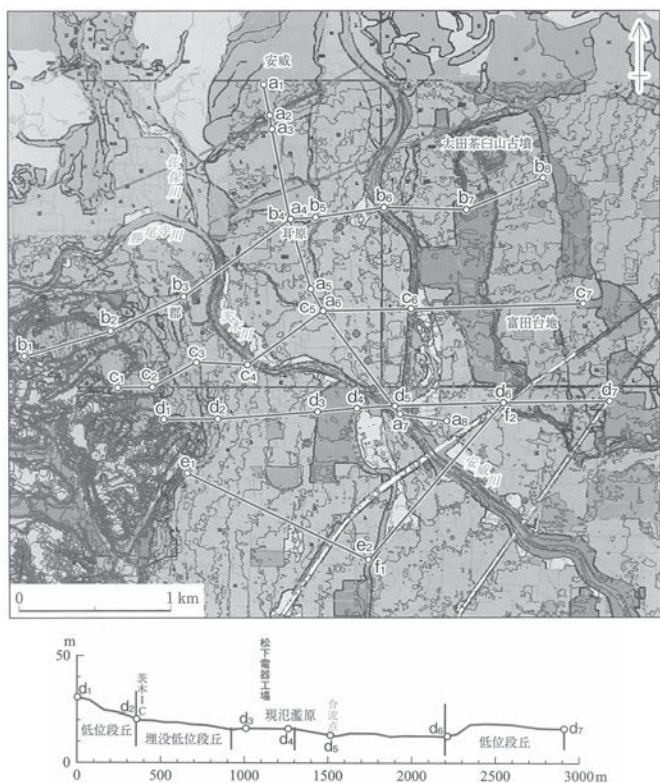
河原という地名はあたりまえのことだが、語義通り川の西岸を指す。しかしこの付近を流れる最も大きな川である安威川は、字西河原の西側に流れる。すなわち字西河原は本来安威川の西岸を指すのだが、実際には東岸に位置しているのである。これは、現在の字名だけの問題ではすまない。『延喜式』巻九には、摂津国島下郡の式内社十七座の筆頭として、新屋坐天照御魂神社（三座）が記される。新屋坐天照御魂神社は郡内の式内社の筆頭として挙げられるだけ、社格が高く別格であったようで、相嘗祭に班幣を班されたり、貞観元年（859）には祭神である天照御魂神が従五位下を授かるなどしている（『日本三代実録』貞観元年正月二十七日条）。この新屋坐天照御魂神社の比定地が、第43図に示した新屋神社（写真9）になるのだが、この神社の別称は「西河原社」とされる（茨木市2012、pp542～546）^{（*後註）}。もちろん延喜式には、新屋坐天照御魂神社の別称が西河原社であるということは記されていないため、この別称が神社成立当初の段階まで遡るという確証はない。ただし少なくとも現在の、新屋神社が成立した以降のいつかの段階で、西河原社の別称が付いたことは間違いない事実である。



国土地理院 1/25,000 地図「吹田」「高槻」をもとに作成

第43図 安威川旧河道の復元案

現在の安威川東岸に位置する、西河原という字名、さらに同位置に立つ式内社の別称である西河原社という社名、以上の点から考えて平安時代前後の安威川は、現在よりも東の位置を流れていた時期があったようで、このことは今回の発掘調査における1区・2区の成果からも裏付けることができるのである。なお茨木市教育委員会の諸調査の成果から、現在の新屋神社よりも北側の地点（第43図B地点、茨木市消防署西河原分署付近）でも旧河道の堆積が確認されているという（茨木市教育委員会 黒須靖之氏による指摘）。少なくともこの地点が安威川の旧河道にあたるのなら、その流域は第43図のように復元することができる。安威川は名神高速道路の北側で、「く」の字状に湾曲して流れ、さらに名神高速道路以南では逆「く」の字状に湾曲して流れる。おそらく、名神高速道路以南の湾曲は平安時代以降のもので、もと



『新修 茨木市史 第一巻』71・72p所載図面より

第44図 安威川周辺の現地形

もと逆「く」の字の屈曲点（第 43 図 A 地点）から今回の調査地東端までは、安威川の旧河道が走っていたと想定されるのである。

以上のことは、現在の地形からも裏付けられる。第 44 図は、『新修 茨木市史第一巻』（茨木市 2012）所載の富田台地から安威川流域における、現在の地形図および断面図であるが、この図中の d ラインは、茨木川の西岸から安威川を経て富田台地上までに至る現地形を表しており、下図はその断面図である。断面図を見ると、安威川・茨木川の合流地点 d 5 のレベルと、ちょうど今回の調査地東端付近（1 区・2 区）にあたる d 6 の標高差は殆どないことがわかる。すなわち現地形からも、富田台地を西に下った地点に安威川の旧河道があったことが指摘できるのである。

以上、現在の字名や神社名、現地形の検証などから、安威川の旧河道が富田台地の西端に流れていたであろうことを述べてきた。そして今回の発掘調査により、上記で想定されるような安威川の旧河道が、弥生時代後期から存在していたことが立証され、その西側に集落が広がるということがあきらかになったのは間違いのない事実である。

* 後註

なお、新屋社（西河原社）の南東約 150 m の位置に所在する磯良神社（疣水神社）の社伝によれば、新屋社（西河原社）は元々この磯良社の所在地にあったものが、寛文年間に現在の位置に移座したとされる。神社社殿の移座・分坐はごく一般的なことであるため、磯良神社の社伝もある程度傾聴すべき内容を持つものと思われる。ただ、いずれにしても新屋社の位置が西河原にあったという事実は動かない。

参考文献

茨木市 2012 『新修 茨木市史第一巻』

茨木市教育委員会 2012 『大阪府茨木市 平成 21 年度発掘調査概報』

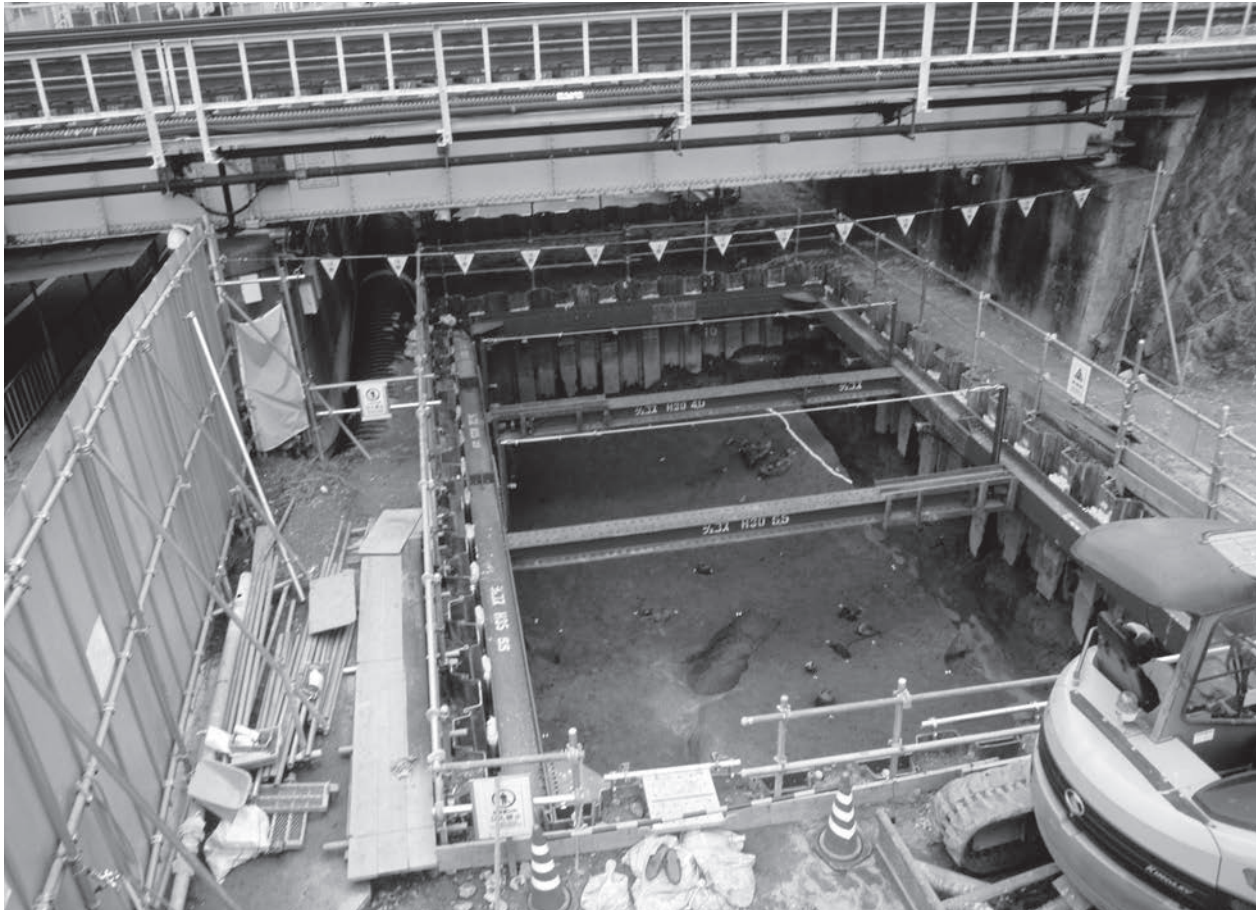
財団法人 大阪府文化財調査研究センター 1999 『総持寺遺跡』大阪府文化財調査研究センター調査報告書第 30 集

財団法人 大阪府文化財センター 2004 『総持寺遺跡Ⅱ』大阪府文化財センター調査報告書第 117 集

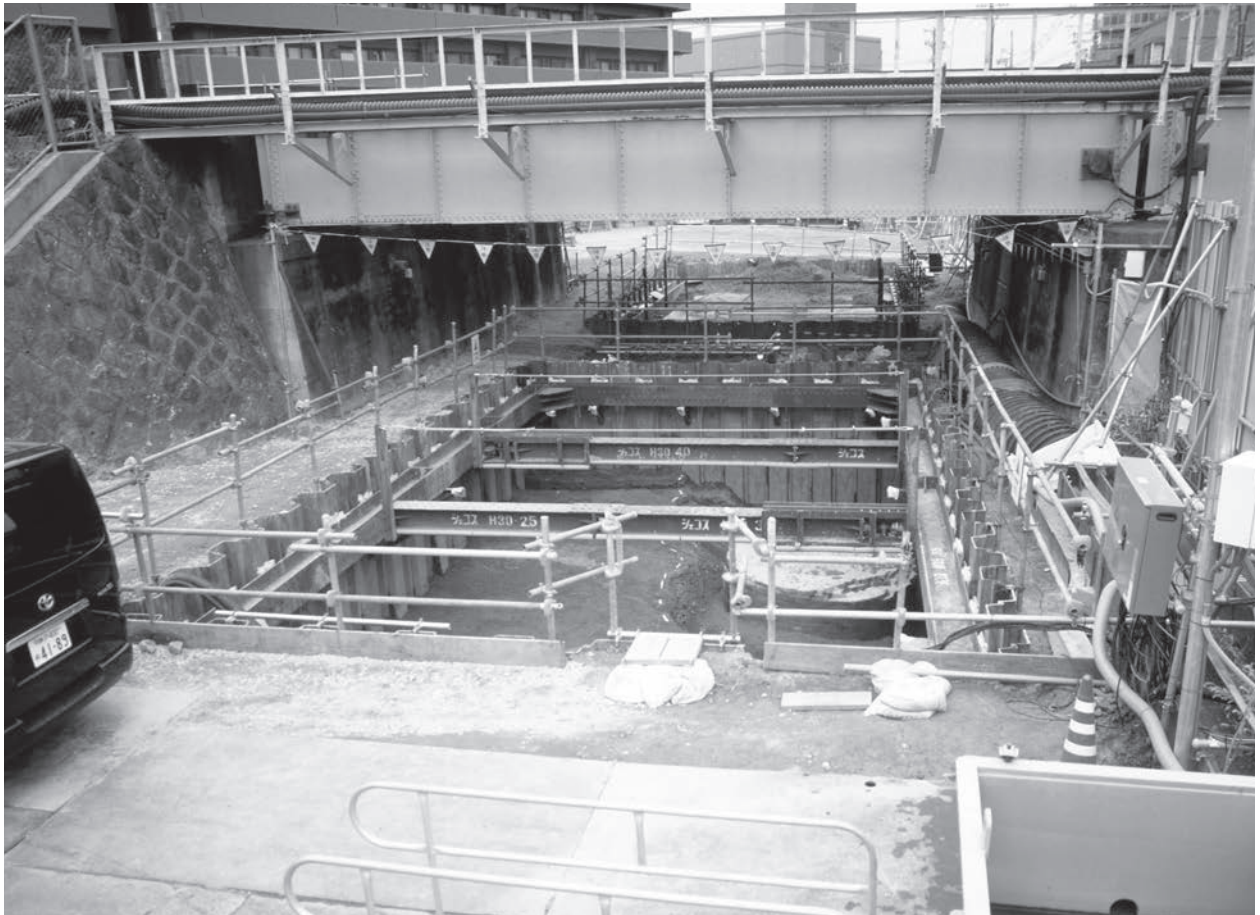
大阪府教育委員会 2005 『総持寺遺跡』大阪府埋蔵文化財調査報告 2004 - 4

大阪府教育委員会 2006 『総持寺遺跡Ⅱ』大阪府埋蔵文化財調査報告 2006 - 5

图 版



1 1区第3層除去面全景（北から）



2 2区第5層上面全景（南から）

図版2 3区・4区



1 3区第2層除去面全景（北西から）



2 4区第4層除去面全景（東から）



1 1区北壁断面（南から）



2 1区01流路内遺物出土状況（北から）

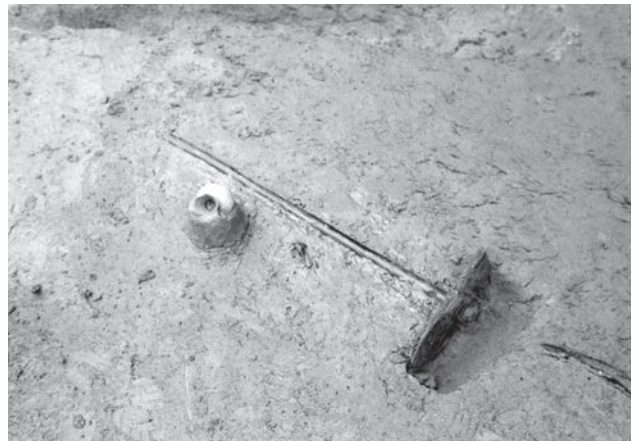
図版4 1区



1 1区01流路内遺物出土状況（南から）



2 1区01流路内木製品・土器出土状況①（東から）



3 1区01流路内木製品・土器出土状況②（北西から）



4 1区01流路内木製品・土器出土状況③（南から）



5 1区01流路内木製品・土器出土状況④（東から）



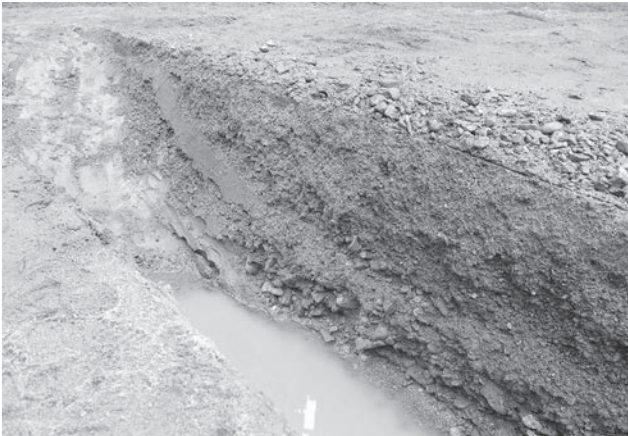
1 1区第4層除去面全景（南から）



2 1区第5層上部遺物出土状況（東から）



3 1区旧流路の肩部検出状況（北西から）



4 1区下層確認トレンチ断面（南東から）



5 1区下層確認トレンチ断面（北西から）

図版6 2区・3区



1 2区第5層除去面（南から）



2 2区北壁断面（南から）



3 3区第1層除去面と南壁断面（東から）



4 3区第2層除去面（西から）



5 3区第2層除去面と北壁断面（南から）



1 4区東端北壁断面（第1層から第4層まで、南西から）



2 4区西端北壁断面（第1層から第4層まで、南西から）



3 4区中央北壁断面（第1層から第4層まで、西から）



4 4区中央北壁断面（第1層から第5層まで、南東から）

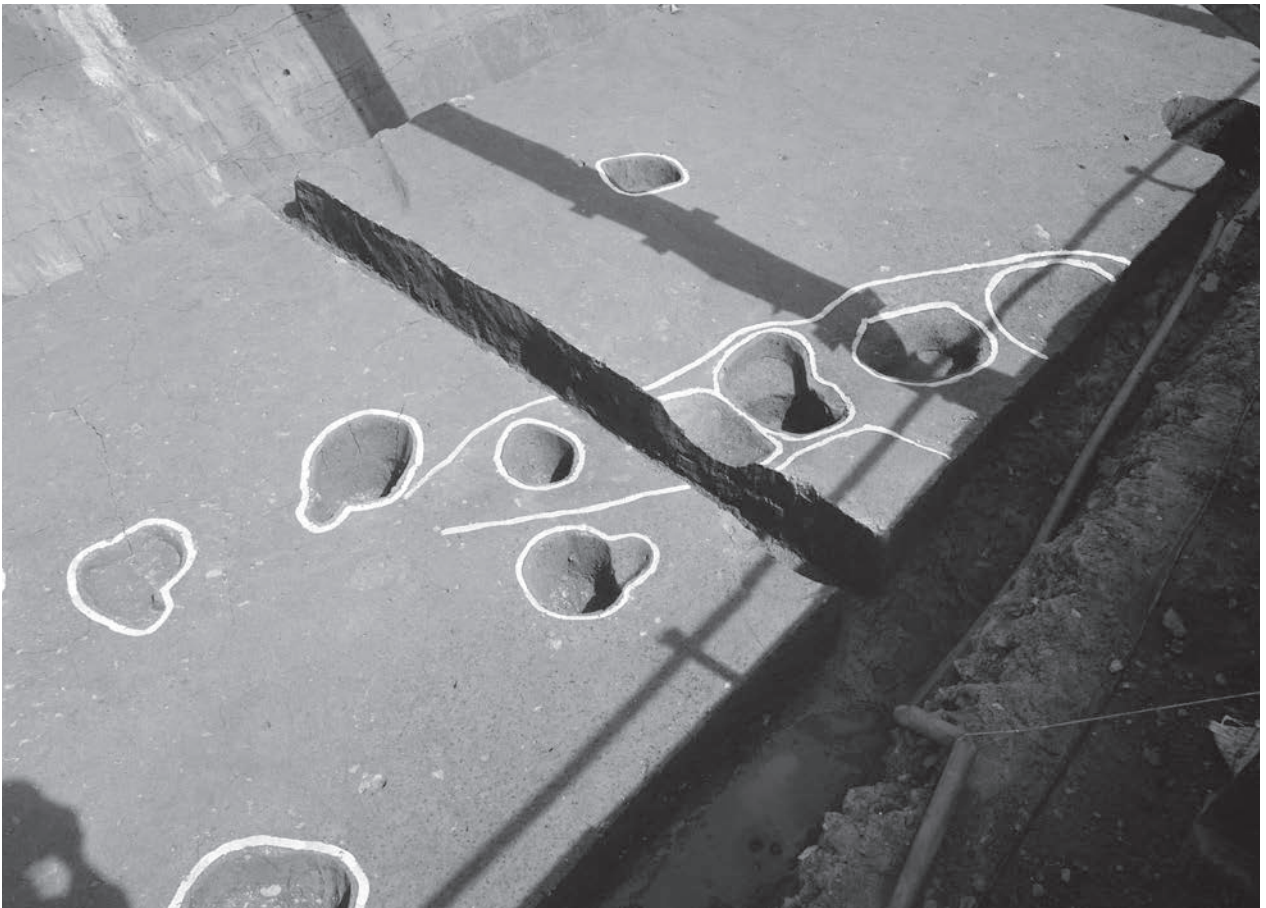


5 4区西半第2層除去面（西から）

図版8 4区



1 4区西半第2層除去面（北東から）



2 4区中央第3層除去面（南から）



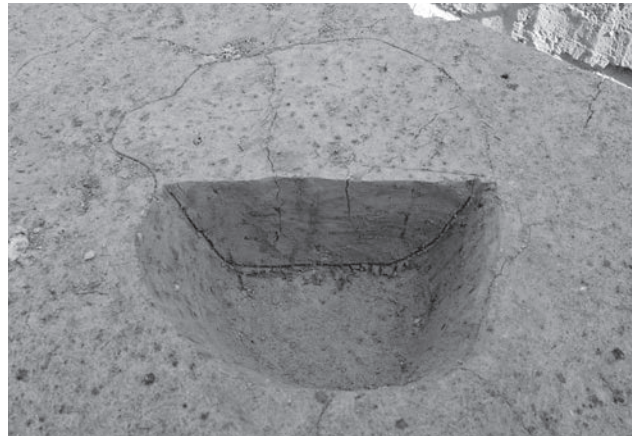
1 4区5土坑断面（北西から）



2 4区6土坑断面（北西から）



3 4区7土坑断面（北西から）



4 4区18土坑断面（北西から）



5 4区第4層除去面堅穴建物検出状況（南西から）

図版10 4区



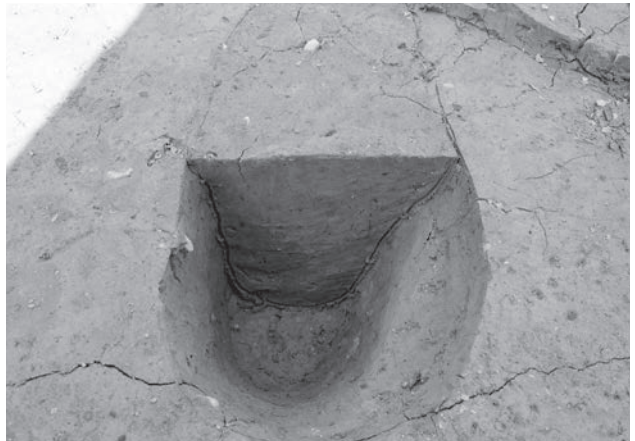
1 4区21堅穴建物炉跡検出状況（南西から）



2 4区21堅穴建物炉跡断面（南西から）



3 4区21堅穴建物柱穴1断面（南西から）



4 4区21堅穴建物柱穴2断面（南西から）



5 4区21堅穴建物断面（南から）



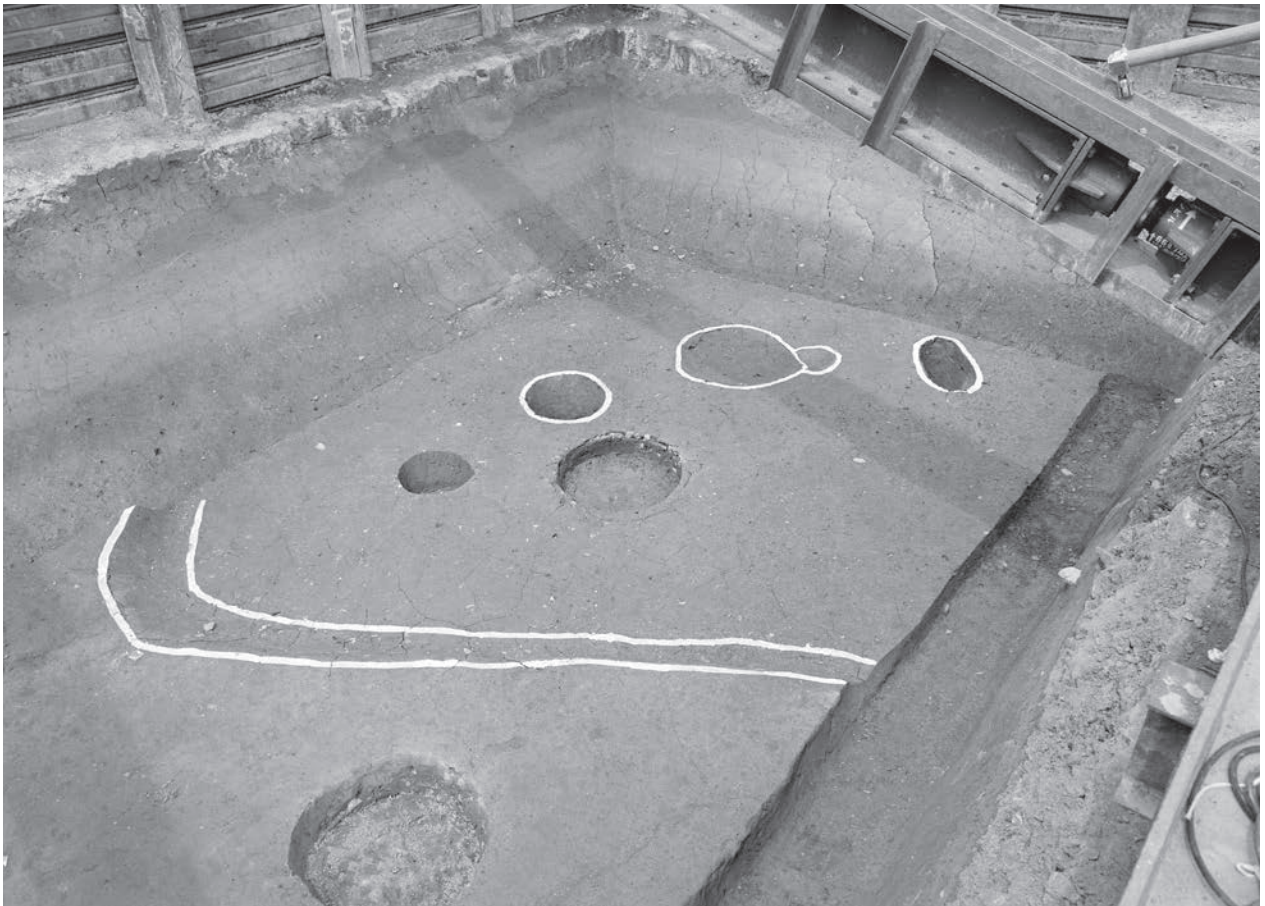
6 4区21堅穴建物断面（西から）



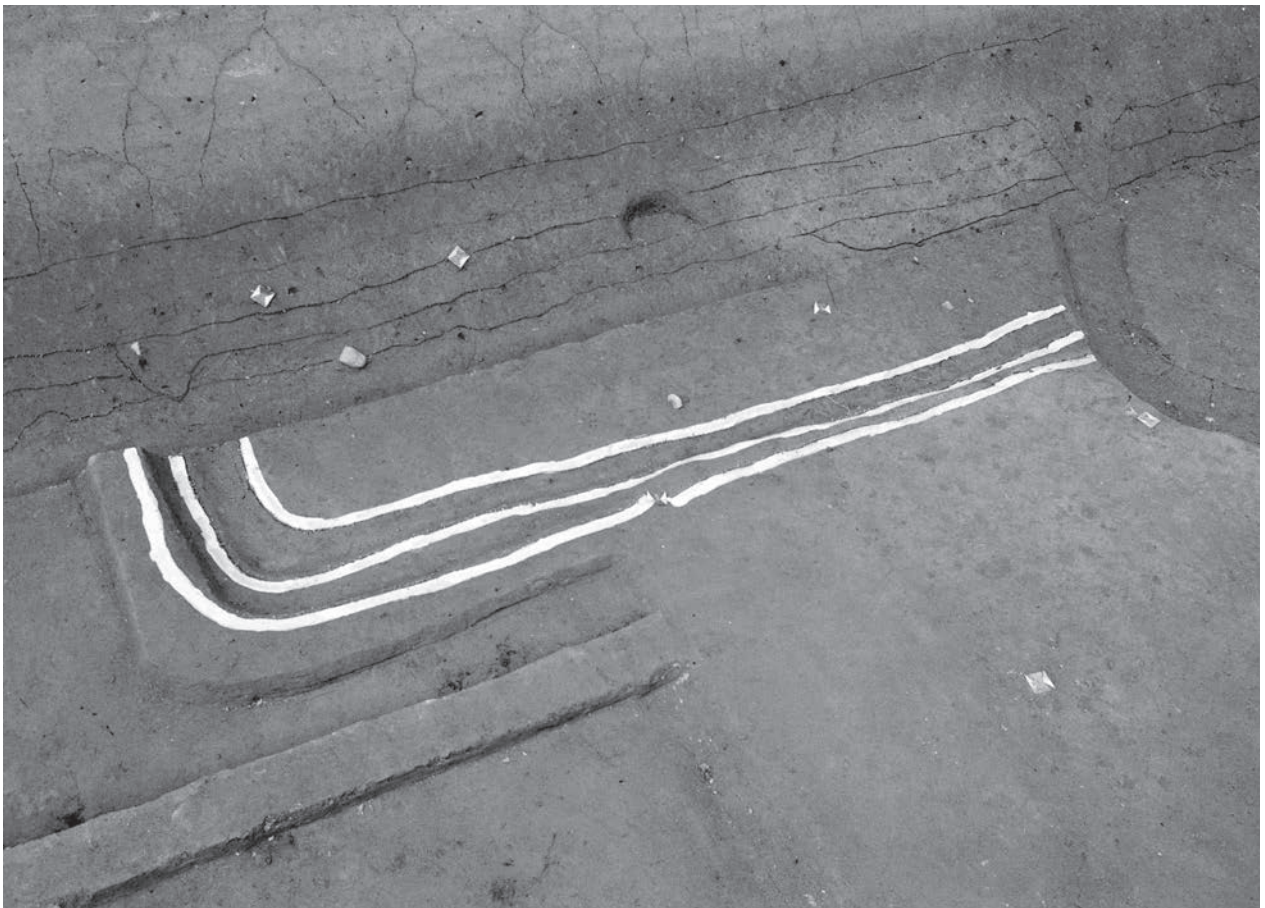
7 4区北壁21堅穴建物部分（南西から）



8 4区22堅穴建物断面（西から）

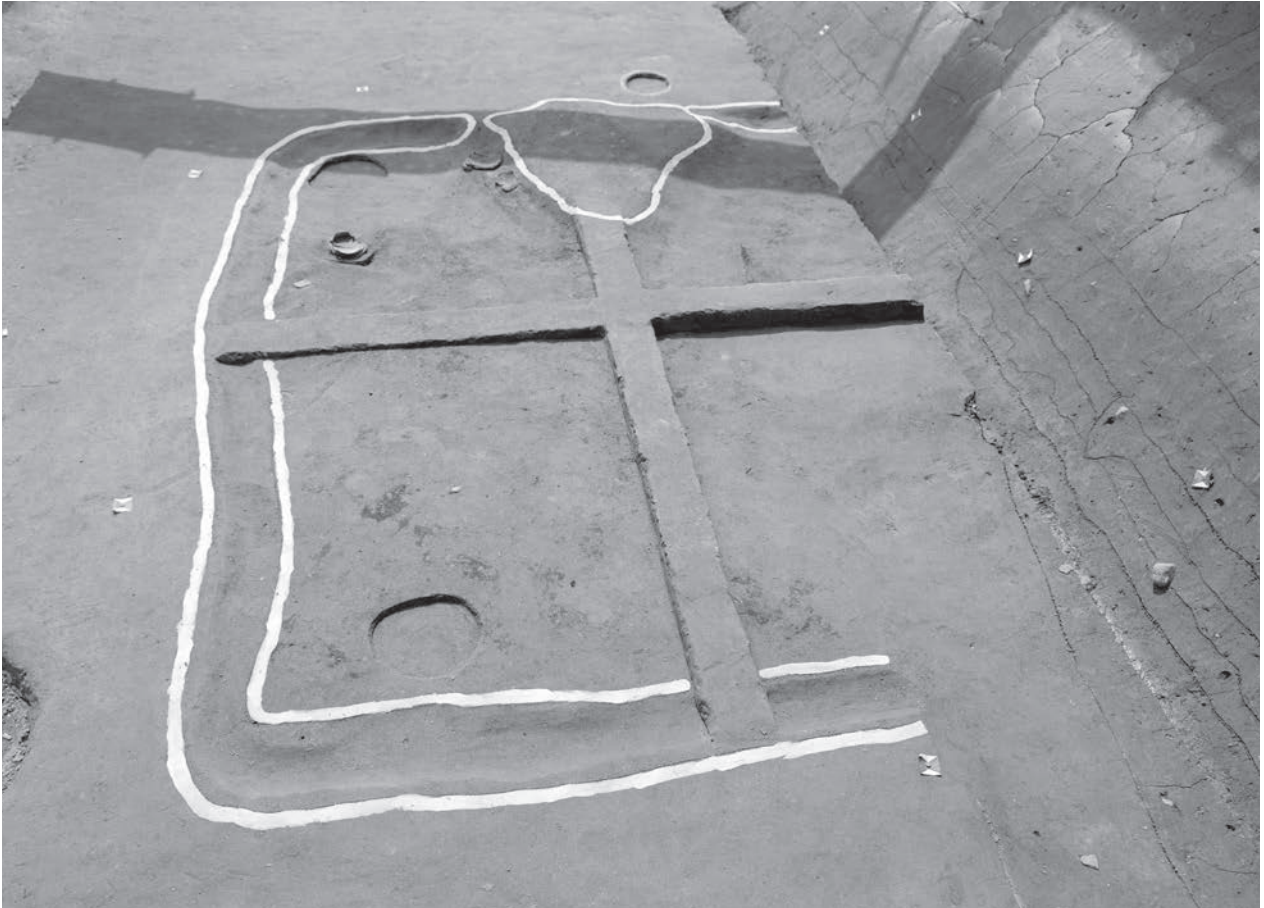


1 4区21竪穴建物完掘状況(南西から)



2 4区22竪穴建物完掘状況(南から)

図版12 4区



1 4区23竪穴建物床面検出状況（東から）



2 4区23竪穴建物カマド付近断面（南から）



3 4区23竪穴建物カマドから中央部の断面（南から）



4 4区23竪穴建物中央部から壁溝の断面（南から）



5 4区23竪穴建物断面（東から）



1 4区23竪穴建物床構築土除去面（東から）



2 4区23竪穴建物カマド内支脚（南から）



3 4区23竪穴建物カマド断面（南から）



4 4区23竪穴建物主柱穴1断面（西から）



5 4区23竪穴建物主柱穴2断面（西から）

図版14 4区



1 4区23堅穴建物カマド検出状況（東から）



2 4区30土坑（手前）・31堅穴建物（奥）完掘状況（東から）



1 4区北壁断面21~23竪穴建物・30土坑該当箇所（南東から）



2 4区24土器だまり検出状況（南西から）



1 4区西半第4層内土器出土状況①（北から）



2 4区西半第4層内土器出土状況②（北から）



3 4区29溝内土器出土状況（東から）



4 4区29溝断面（北東から）



5 4区東半確認トレンチ内第6層中土器出土状況（東から）



1 4区29溝完掘状況（北東から）



2 4区東半確認トレンチ断面（南西から）

图版18 1区第1~3层出土土器



1 第9图3



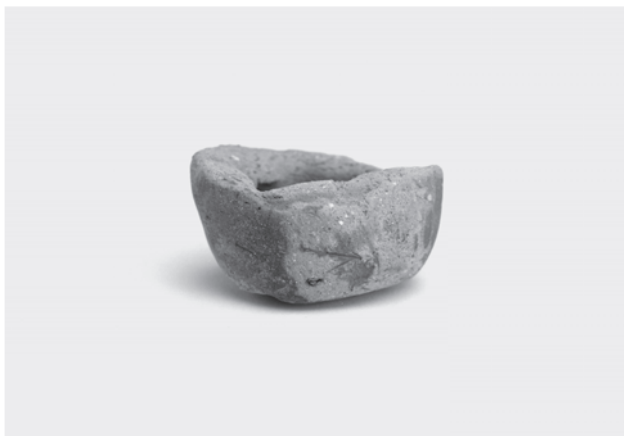
2 第9图4



3 第9图5



4 第9图6



5 第13图1



6 第13图5



7 第13图18



8 第13图21



1 第13图25



2 第13图3



3 第13图6



4 第13图19



5 第18图5



1 第13图20



2 第13图9



1 第18图2



2 第18图3



3 第18图4



4 第18图22



5 第18图23



6 第18图25



7 第19图2



8 第19图3

图版22 1区第4層出土土器



1 第18图28



2 第18图8



3 第18图10



4 第18图29



5 第18图32



1 第14图1



1 第14图5



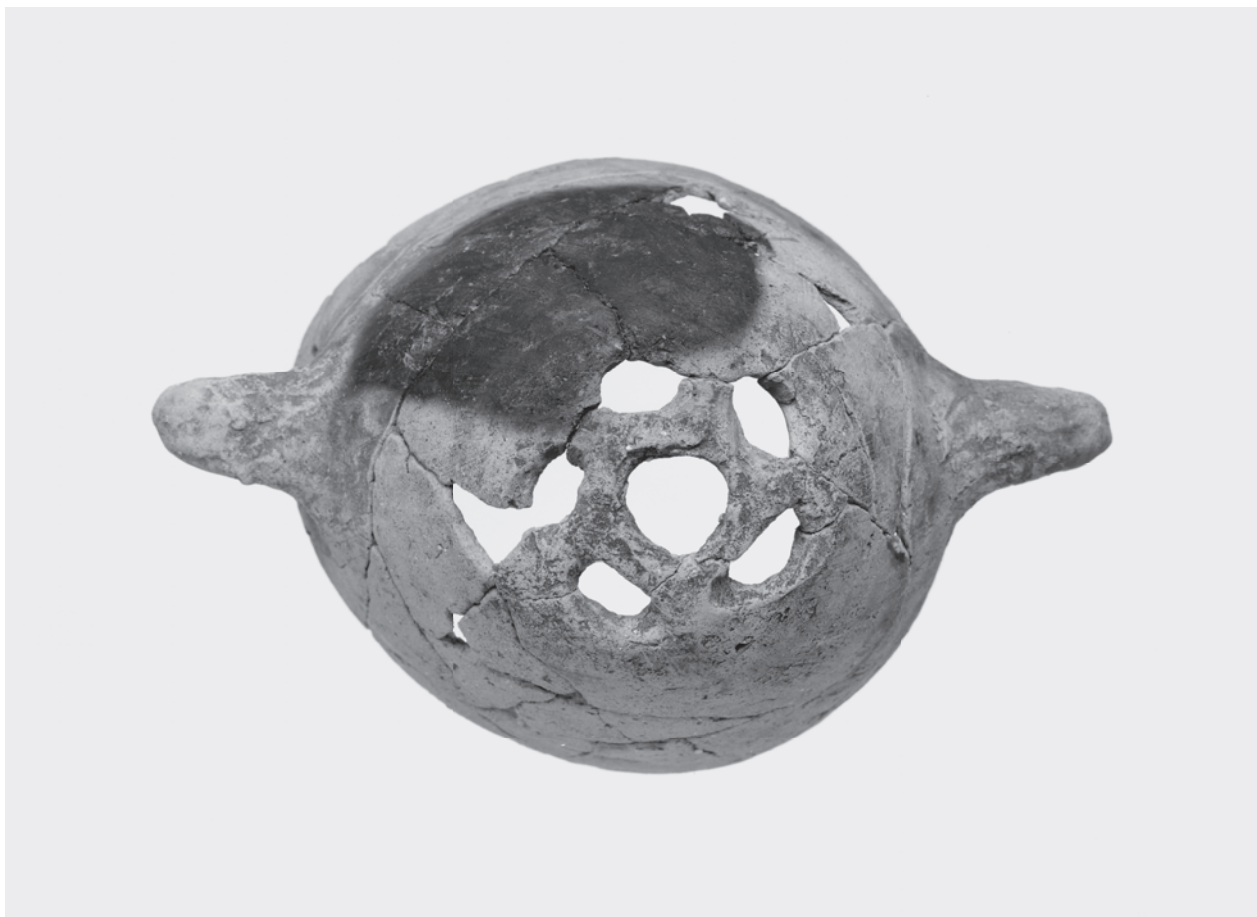
1 第14图3



2 第14图4



1 第14图6



2 第14图6

图版26 1区第4·5层出土土器、4区第4层出土土器



1 第18图30



2 第26图1



3 第21图4



4 第21图5



5 第21图12



6 第31图6



7 第31图18



8 第31图20



1 第31図12



2 第31図13



3 第31図14



4 第31図17



5 第31図22

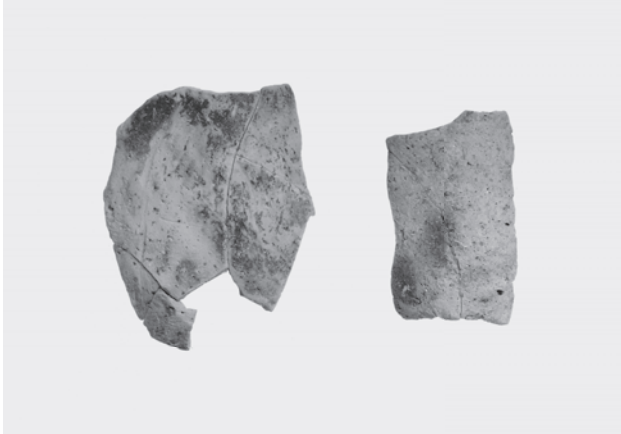
図版28 4区第4層出土土器(24土器だまり)、21・23竪穴建物出土土器、29溝出土土器



1 第31図7



2 第31図11



3 左：第41図1 右：第31図1



4 23竪穴建物カマド内支脚に転用された土器片



5 第31図16



6 第41図3



7 第41図12



8 第41図15



1 第41图16



2 第41图17

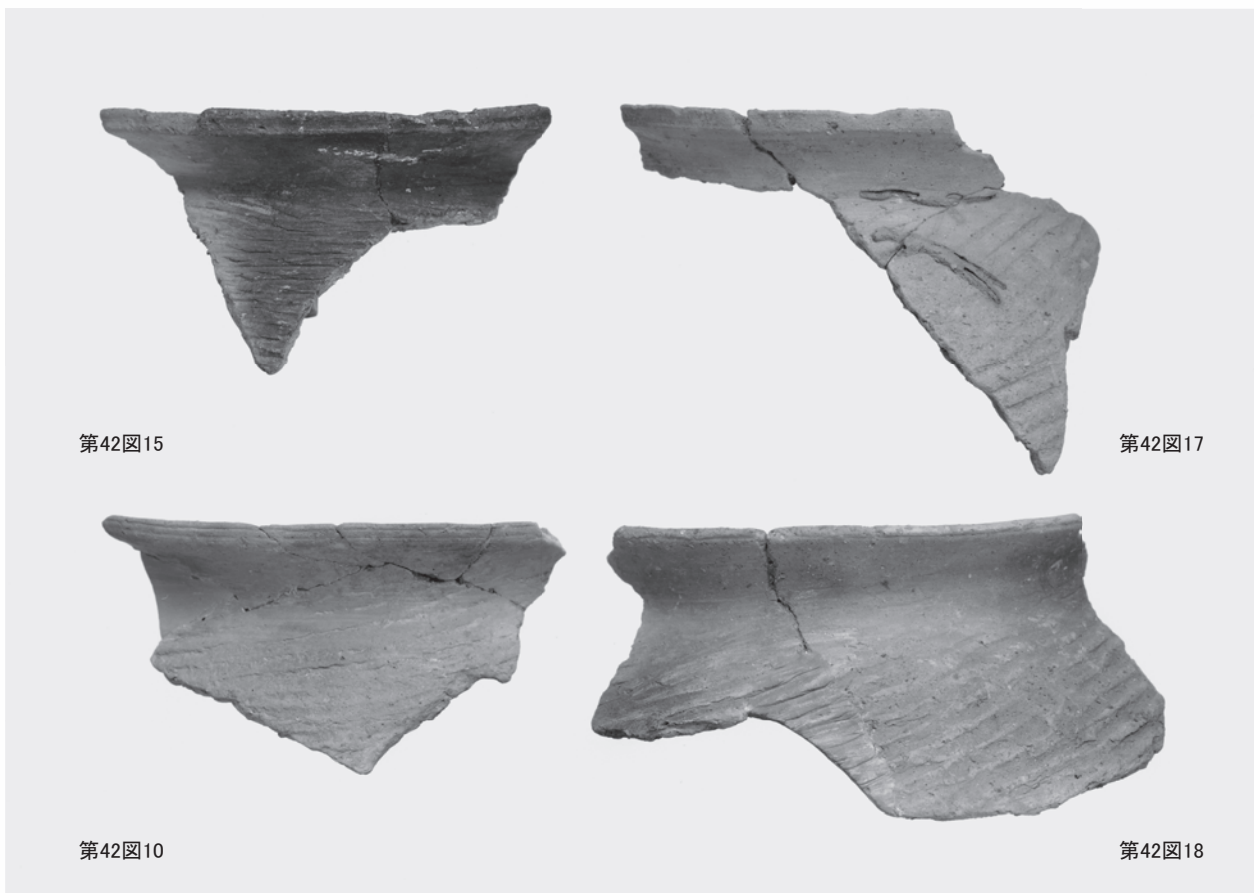
図版30 4区23竪穴建物出土カマド支脚(石)、第4層出土土器



1



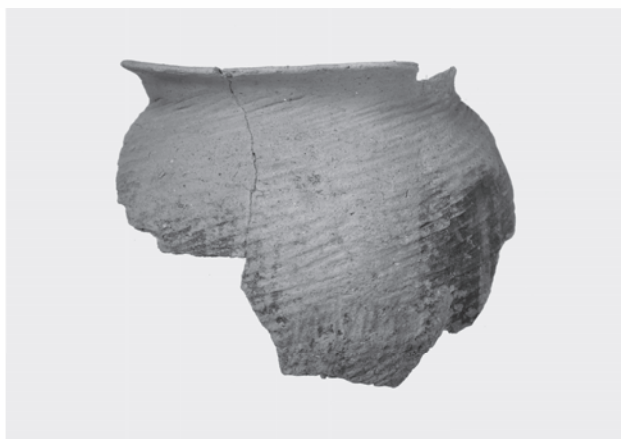
2 第31図23



1



2 第42图1



3 第42图3



4 第42图6



5 第42图12



1 第42図11



2 第42図20



1 第15図 1



2 第15図 1



3 第15図 1



4 第15図 1



5 第15図 1



6 第15図 1

图版34 1区第3層出土木製品②



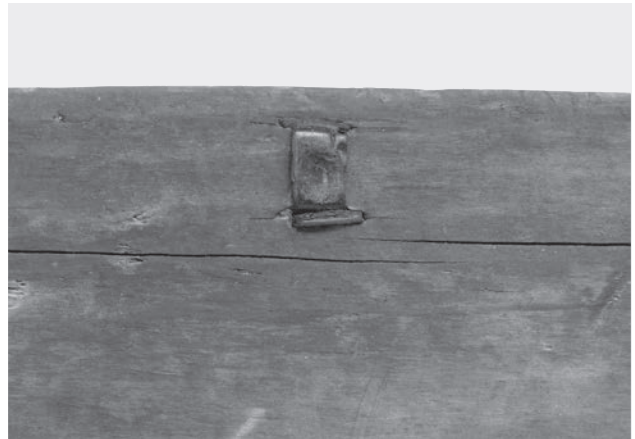
1 第15图 2



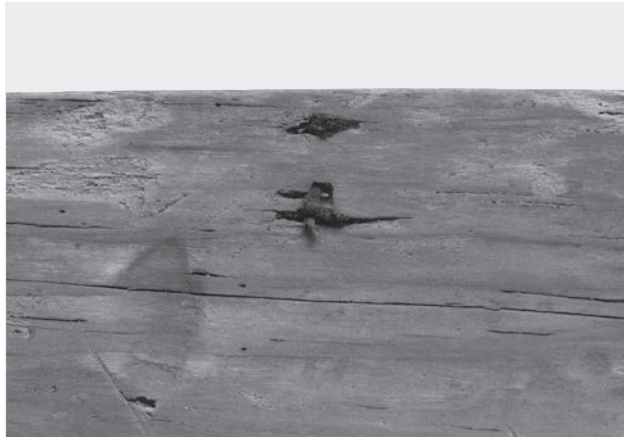
2



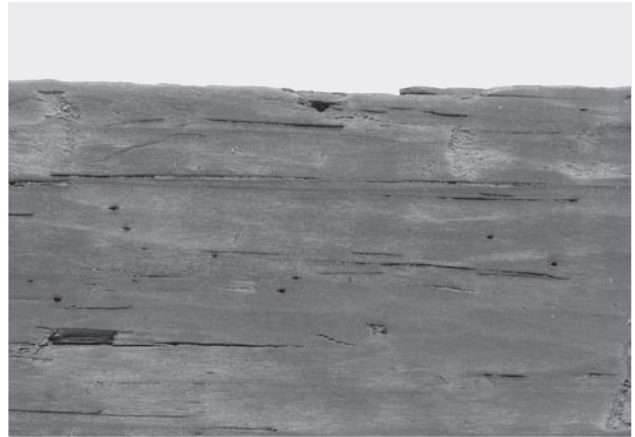
3



4



5



6



1 第15图4



2 第15图3



3 第16图1

图版36 1区第3層出土木製品④



1 第16図1



2



3



4



5

報 告 書 抄 録

ふりがな	そうじいせき3							
書名	総持寺遺跡3							
副書名	摂津富田・茨木間新駅設置工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書							
巻次数								
シリーズ名	公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書							
シリーズ番号	第250集							
編著者名	奥村茂輝							
編集機関	公益財団法人 大阪府文化財センター							
所在地	〒590-0105 大阪府堺市南区竹城台3丁目21番4号 TEL 072 - 299 - 8791							
発行年月日	2014年10月31日							
ふりがな	ふりがな	コード		北緯 (中心)	東経 (中心)	調査期間	調査面積	調査原因
所収遺跡名	所在地	市町村	遺跡番号					
総持寺遺跡	茨木市 西河原1丁目	27211	32	34° 82' 83"	135° 57' 83"	2013年8月1日 ～ 2014年4月25日	423㎡	新駅設置
所収遺跡名	種別	主な時代	主な遺構	主な遺物		特記事項		
総持寺遺跡	集落	古代	土坑・溝	須恵器、土師器		奈良・平安時代の土坑群を検出		
	集落	古墳時代	竪穴建物・溝	須恵器、土師器		古墳時代中期の 竪穴建物・溝・土器だまりを検出		
	流路	弥生時代	遺物包含層・流路	弥生土器		弥生時代後期の流路を検出		
要約	<p>今回の調査では、8～9世紀の土坑群、古墳時代中期（5世紀中頃から後半）の竪穴建物・溝、弥生時代後期から平安時代にわたる旧河道を検出した。総持寺遺跡のなかでも富田台地上から西へ下った低地部分は、これまであまり発掘調査の機会に恵まれず、遺跡の様相については不明な部分が多かった。しかし今回の調査で、同遺跡で中心となる時代と、各時代における土地利用の様相がある程度あきらかになったといえる。</p>							

公益財団法人 大阪府文化財センター調査報告書 第250集

総持寺遺跡3

摂津富田・茨木間新駅設置工事に伴う埋蔵文化財発掘調査報告書

発行年月日/2014年 10月31日

編集・発行/公益財団法人 大阪府文化財センター
大阪府堺市南区竹城台3丁目21番4号

印刷・製本/株式会社 明新社
奈良県奈良市南京終町3丁目464番地